



# 岩見沢市 立地適正化計画



# 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1	策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	SDGsと本計画の関連	2
5	計画区域	3
<b>第2章</b>	<b>岩見沢市の現況と課題</b>	<b>4</b>
1	現況・将来見通しに関する分析結果	4
2	市民および周辺市町村住民の意向把握	14
<b>第3章</b>	<b>まちづくり方針と将来都市構造</b>	<b>19</b>
1	まちづくり方針	19
2	将来都市構造	22
<b>第4章</b>	<b>誘導区域および誘導施設の設定</b>	<b>27</b>
1	居住誘導区域等の設定	27
2	都市機能誘導区域の設定	41
3	誘導施設の設定	46
<b>第5章</b>	<b>誘導施策と届出制度</b>	<b>48</b>
1	誘導施策	48
2	国による主な支援策	55
3	届出制度	57
<b>第6章</b>	<b>防災指針</b>	<b>59</b>
1	防災指針の目的と位置づけ	59
2	災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出	60
3	防災指針における施策	74
4	スケジュール・目標値の検討	76
<b>第7章</b>	<b>計画の実現に向けて</b>	<b>77</b>
1	定量的な目標値の設定	77
2	計画の進行管理	77



# 第1章 はじめに

## 1 策定の目的

岩見沢市では、平成 17 年度に都市計画に関する基本的な方針である「岩見沢市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、平成 23 年度、平成 28 年度に見直しを行いました。計画の見直しからおよそ 10 年経過しており、人口減少・少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化、空き地や空き家の増加、気候変動に伴う災害リスクの増大等、まちづくりにおける課題にも変化が生じてきています。

そうしたなか、国においては平成 26 年に改正された都市再生特別措置法において、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため「立地適正化計画」が制度化されました。

「立地適正化計画」は、住宅および都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画であり、具体的には、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方を踏まえ、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるよう、都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指すものです。

こうした計画創設の背景を踏まえ、岩見沢市においても、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「岩見沢市立地適正化計画」（以下、本計画）を策定します。

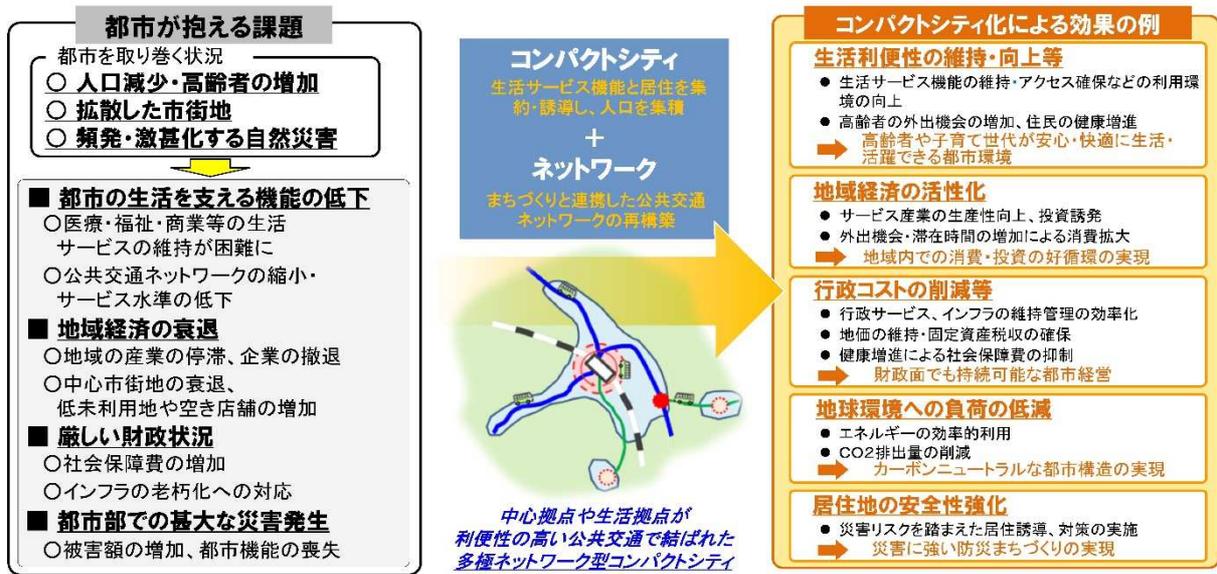


図 コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

資料：国土交通省「立地適正化計画制度」

## 2 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画分野の行政運営の基本方針を示す都市計画マスタープランの一部に位置づけられる計画です。また、居住機能や医療・商業、公共交通等の様々な機能を誘導するための計画であることから、都市計画マスタープランの高度化版としての意味合いを持ちます。

本計画は、「岩見沢市都市計画マスタープラン」と同様に、「第6期岩見沢市総合計画」および「岩見沢都市計画区域 整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、「岩見沢市人口ビジョン」や「岩見沢市総合戦略」をはじめとする各種計画と連携・整合を図るものとしします。

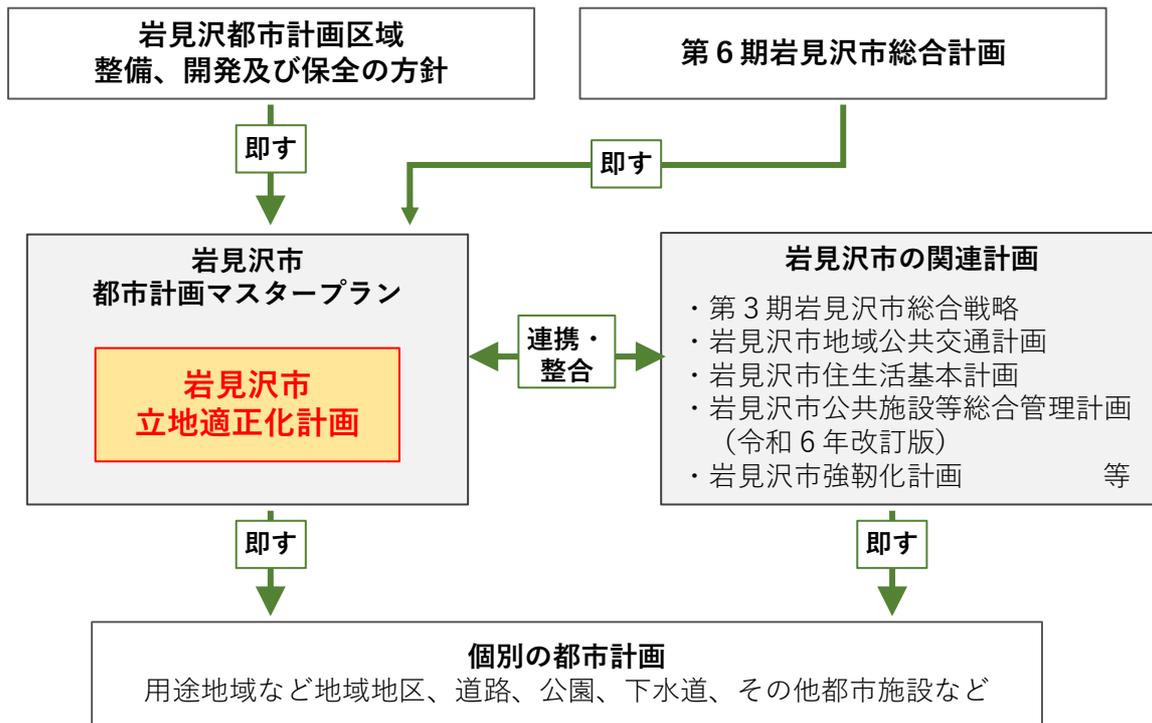


図 本計画の位置づけ

### 3 計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）～令和26年度（2044年度）のおおむね20年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や国・北海道の動向、岩見沢市における人口・土地利用等の動向や上位・関連計画との整合、施策の進捗・効果等を踏まえ、5年を目安に適宜見直しを行うものとしています。

### 4 SDGsと本計画の関連

本計画の取り組みは、「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標のうち、「11 住み続けられるまちづくりを」の目標について関連性が深く、取り組みを推進することは持続可能な社会の実現に寄与するものです。



## 5 計画区域

本計画の計画区域は、岩見沢都市計画区域全域とします。

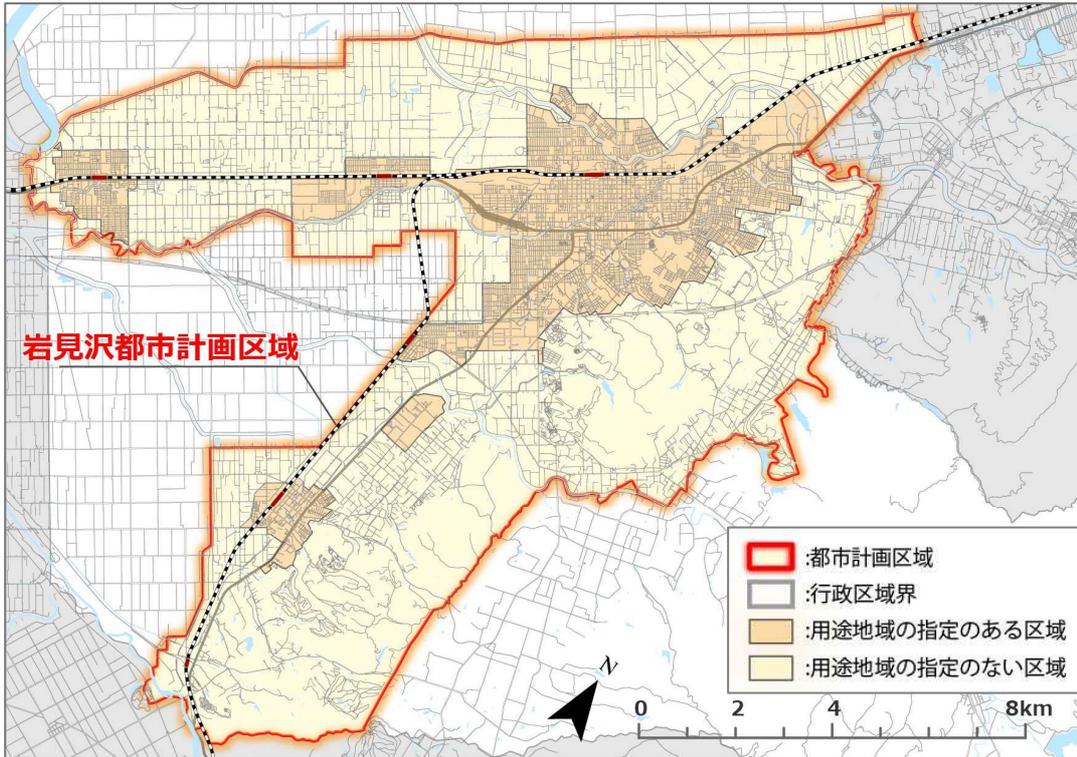


図 本計画の対象区域

なお、本計画は用途地域の指定のある区域を中心に検討を行うことから、次ページ以降については、下図のとおり幌向および栗沢地域を別枠で示した図を用います。

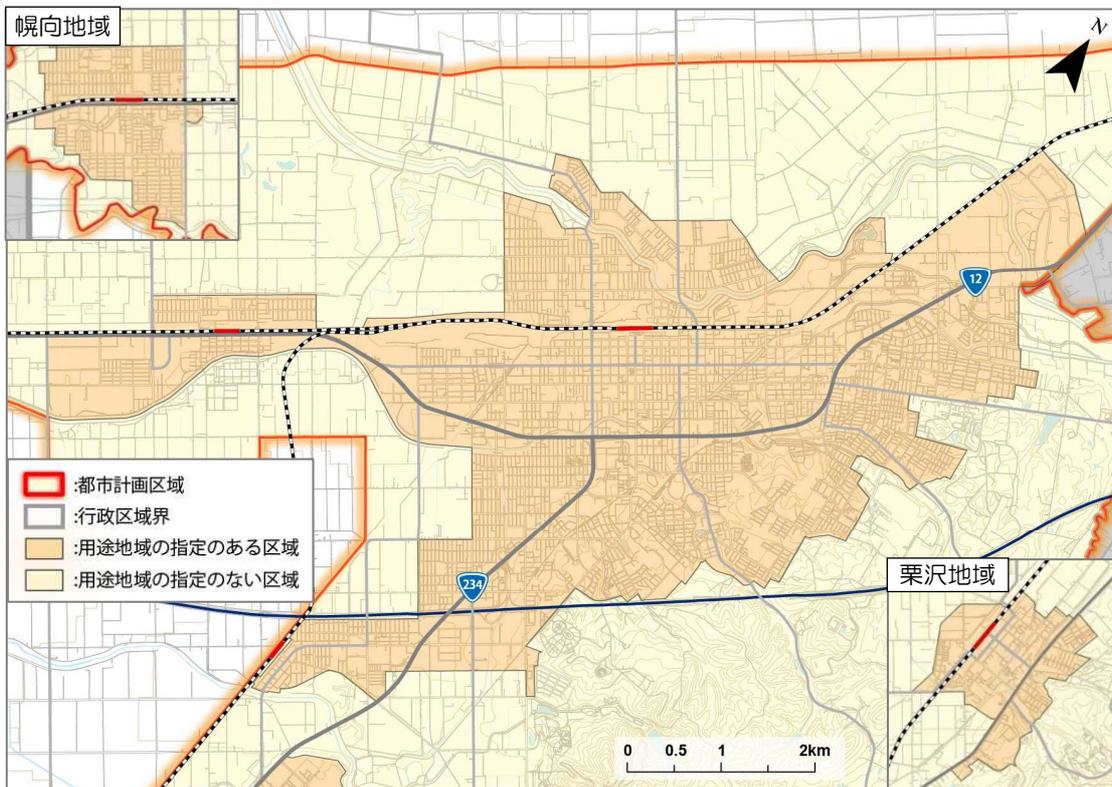


図 本計画の対象区域(拡大図)

## 第2章 岩見沢市の現況と課題

### 1 現況・将来見通しに関する分析結果

本章では、人口、土地利用、交通、災害、都市機能等の観点から岩見沢市に関する現状把握を行います。

<参考：地域区分について>

本計画においては、「岩見沢市都市計画マスタープラン」の地域別構想にあわせ、用途地域\*1の指定のある区域（以下、用途地域内）を次の8地域に区分しています。

#### ■本計画における地域区分

地域名	主な地域
幌向地域 (JR 幌向駅周辺の地域)	幌向北・南条丁目
上幌向地域 (JR 上幌向駅周辺の地域)	上幌向北・南条丁目
中央・東部・南部・西部地域(以下、中央地域) (JR 岩見沢駅南側の鉄道と国道 12 号および利根別川に挟まれた地域)	一条西～十条西(利根別川以南は除く)、一条東～六条東(利根別川以南は除く)、大和条丁目
若松・北・北盛地域(以下、北地域) (JR 岩見沢駅の北側の地域)	北条丁目、北本町東、北本町西、桜木条丁目、元町東・西条丁目、緑町、有明町中央、西川町
利根別・日の出台・東・新東町地域(以下、日の出台地域) (岩見沢市街地東部の地域)	一条東～六条東(利根別川以北は除く)、日の出台、日の出北、日の出南、栄町、東町条丁目
宮の下・春日・鳩が丘・日の出・緑が丘地域 (以下、緑が丘地域) (利根別川および7条通と利根別自然休養林に挟まれた地域)	八条西一丁目、九条西一丁目、十条西～十三条西(利根別川以北は除く)、七条東～十二条東(利根別川以北は除く)、緑が丘、春日町、鳩が丘、東山、東山町、かえで町、若駒
美園・駒園・南町・志文地域(以下、南町地域) (岩見沢市街地南西部の国道 234 号沿いおよび JR 志文駅周辺の地域)	九条西七～十丁目、南町条丁目、美園条丁目、ふじ町条丁目、志文本町条丁目、駒園、南町、並木町、志文町
栗沢地域 (JR 栗沢駅周辺と国道 234 号沿いの地域)	栗沢町本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町北本町、栗沢町南本町、栗沢町幸穂町、栗沢町北幸穂、栗沢町南幸穂、栗沢町必成、栗沢町最上、栗沢町由良

\*1 良好な市街地環境の形成や、都市における住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さ等を規制・誘導する都市計画・建築規制の制度。

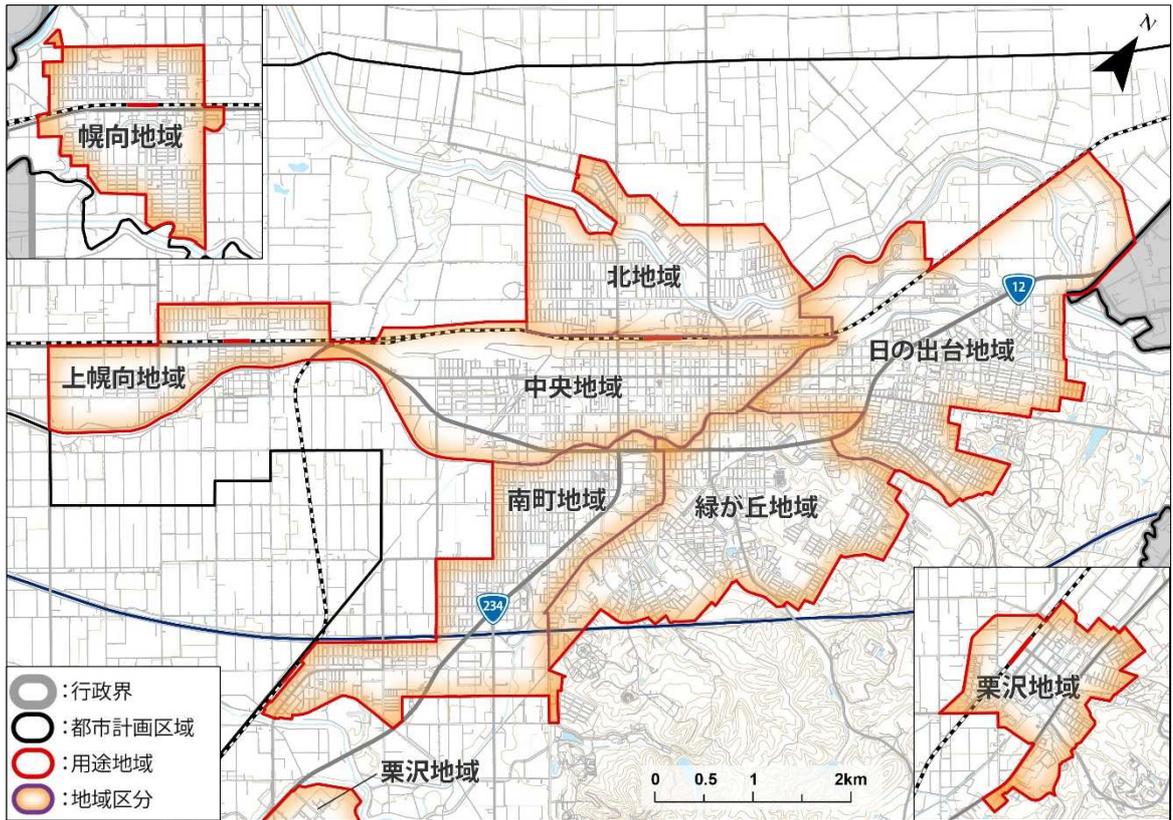


図 本計画の地域区分

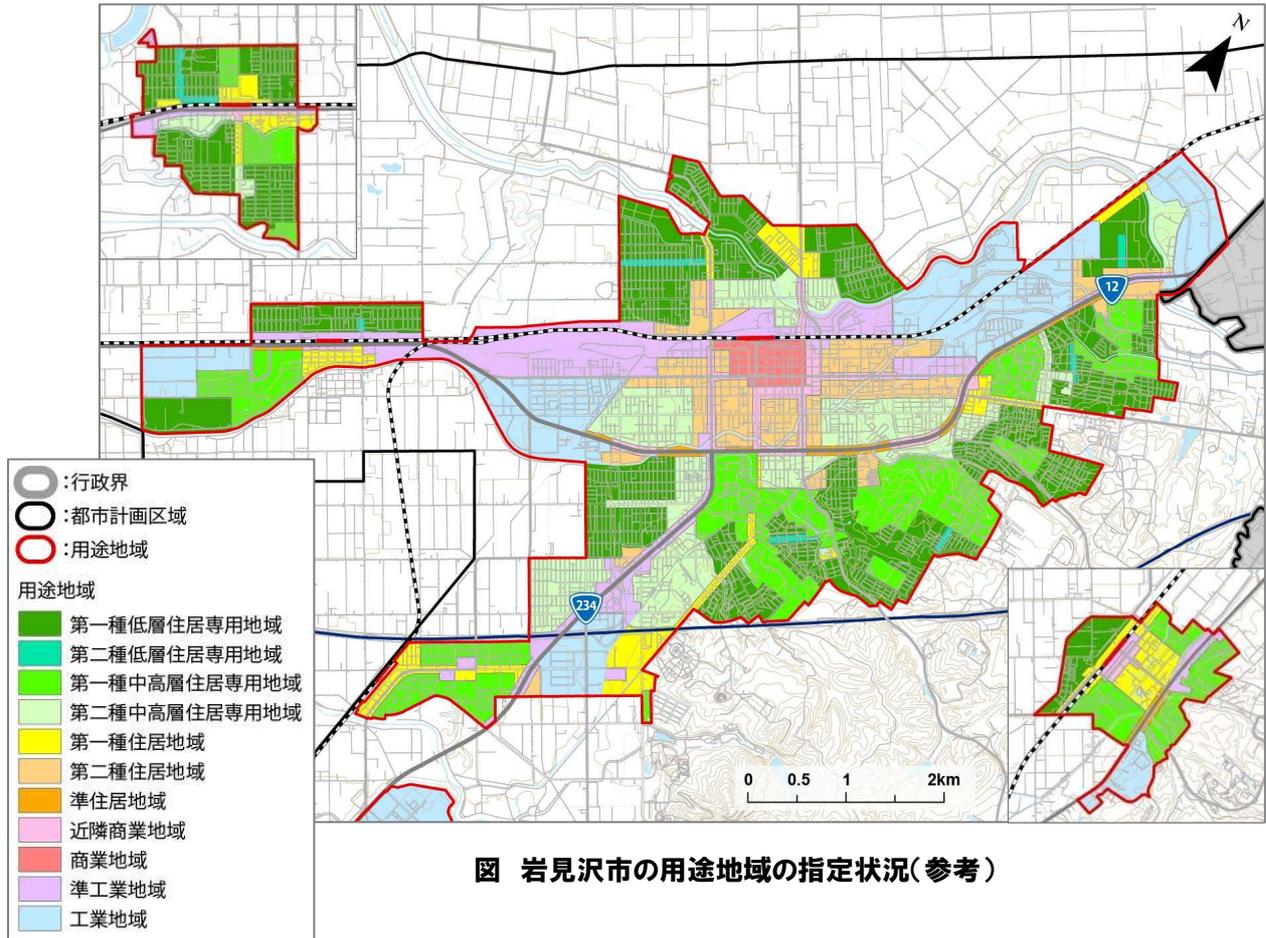


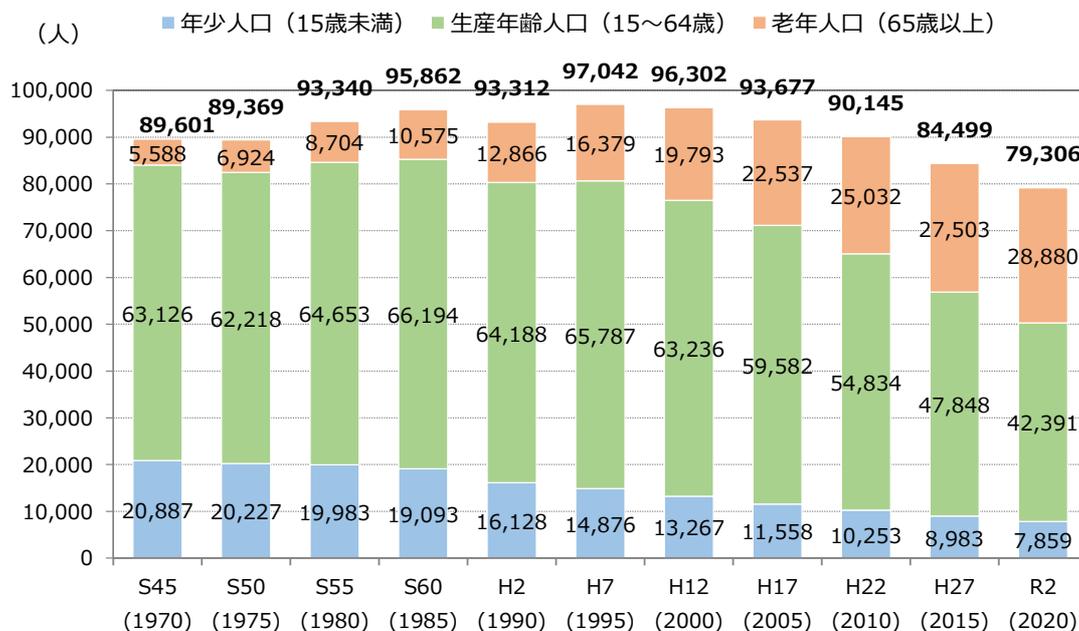
図 岩見沢市の用途地域の指定状況(参考)

## (1) 人口推移・推計

### ①人口推移

岩見沢市の人口は増加傾向にありましたが、平成7年の97,042人をピークに減少に転じ、令和2年には79,306人となっています。

年齢3区分別に人口をみると、15歳未満の年少人口や15歳～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の老年人口は増加を続けています。



※人口総数は年齢「不詳」の者を含む。

図 岩見沢市の年齢3区分別人口の推移

資料:総務省「国勢調査」

### ②人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）による「日本の地域別将来推計人口」によると、岩見沢市の人口は今後も減少し、令和27年には50,879人になると見込まれています。年少人口や生産年齢人口の割合は減少する一方、老年人口割合は増加を続け、少子高齢化がさらに進行することが予測されています。

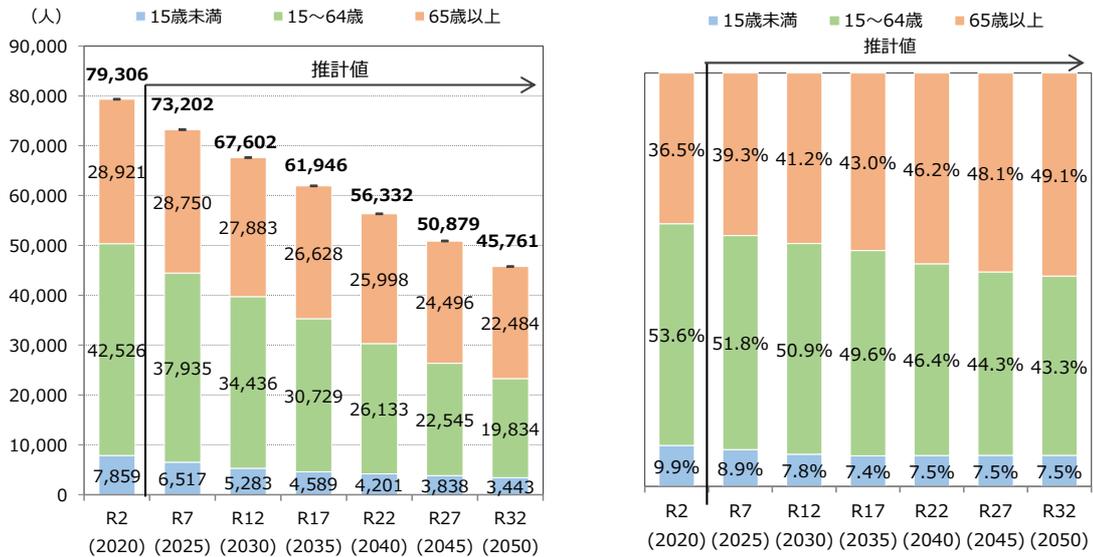


図 岩見沢市の将来人口推計結果

資料: 社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年)」

平成 27 年から令和 27 年の 30 年間で市の市街地の人口増減率を 100 m<sup>2</sup> のメッシュ別にみると、おおむね全域で人口が減少し、人口密度が低下すると予測されます。

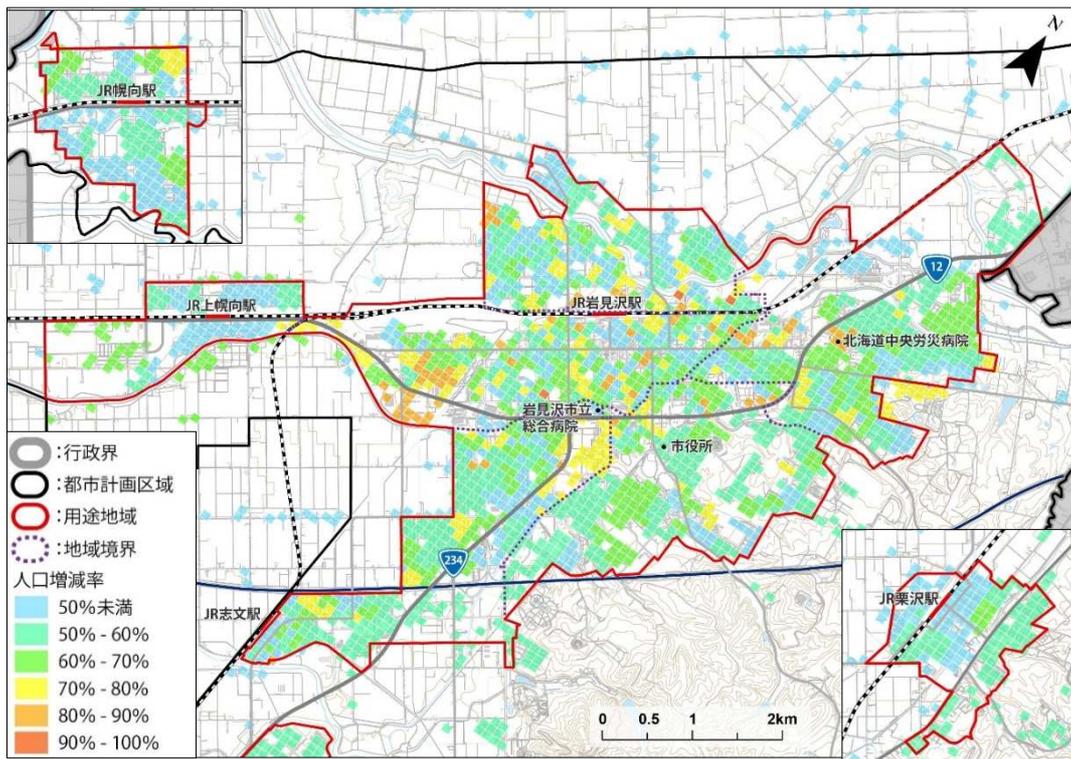


図 人口増減率の状況 (平成 27 年を 100%とした令和 27 年の数値)

資料: 国土交通省 国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2」を用いて推計

【課題】

人口減少および人口密度の低下により、まちの魅力低下やコミュニティの衰退等が懸念されるほか、市街地の大きさが変わらない場合は、一人当たりの行政コストの増大が見込まれることから、市民サービスのレベルを維持し、持続的な都市経営を行うためのコンパクトなまちづくりが課題となります。また、高齢化の進行により、高齢者の移動手段をどのように確保していくかが課題となります。

## (2) 都市機能の分布状況

### ① 公共施設

市内の広い範囲から利用が見込まれる公共施設\*1の分布状況をみると、中央地域と緑が丘地域、栗沢地域に多くの施設が集積して立地している状況です。

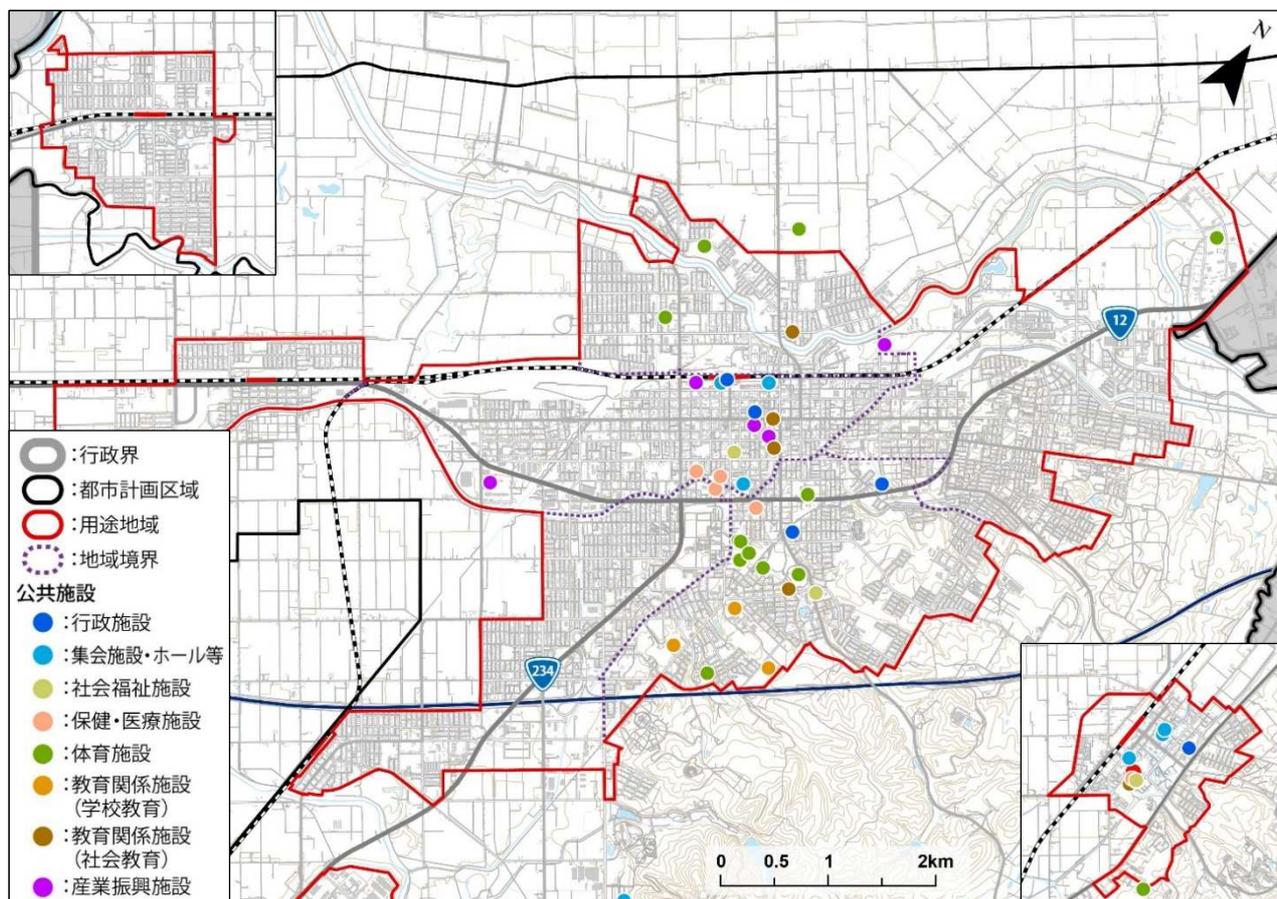


図 主な公共施設の分布状況

\*1 「岩見沢市公共施設再編基本計画（平成31年3月）」において「市の行政区域を超えた広域での利用が見込まれる施設」、「市全域での利用が見込まれる施設」、「旧行政区域（旧岩見沢市、旧北村、旧栗沢町）単位での利用が見込まれる施設」に判定された施設。

## ②大型商業施設

店舗面積 1,000 平方メートル超の大型商業施設の立地状況をみると、中央地域の西側および東側に集積しており、また国道 12 号沿道に多くが立地している状況です。

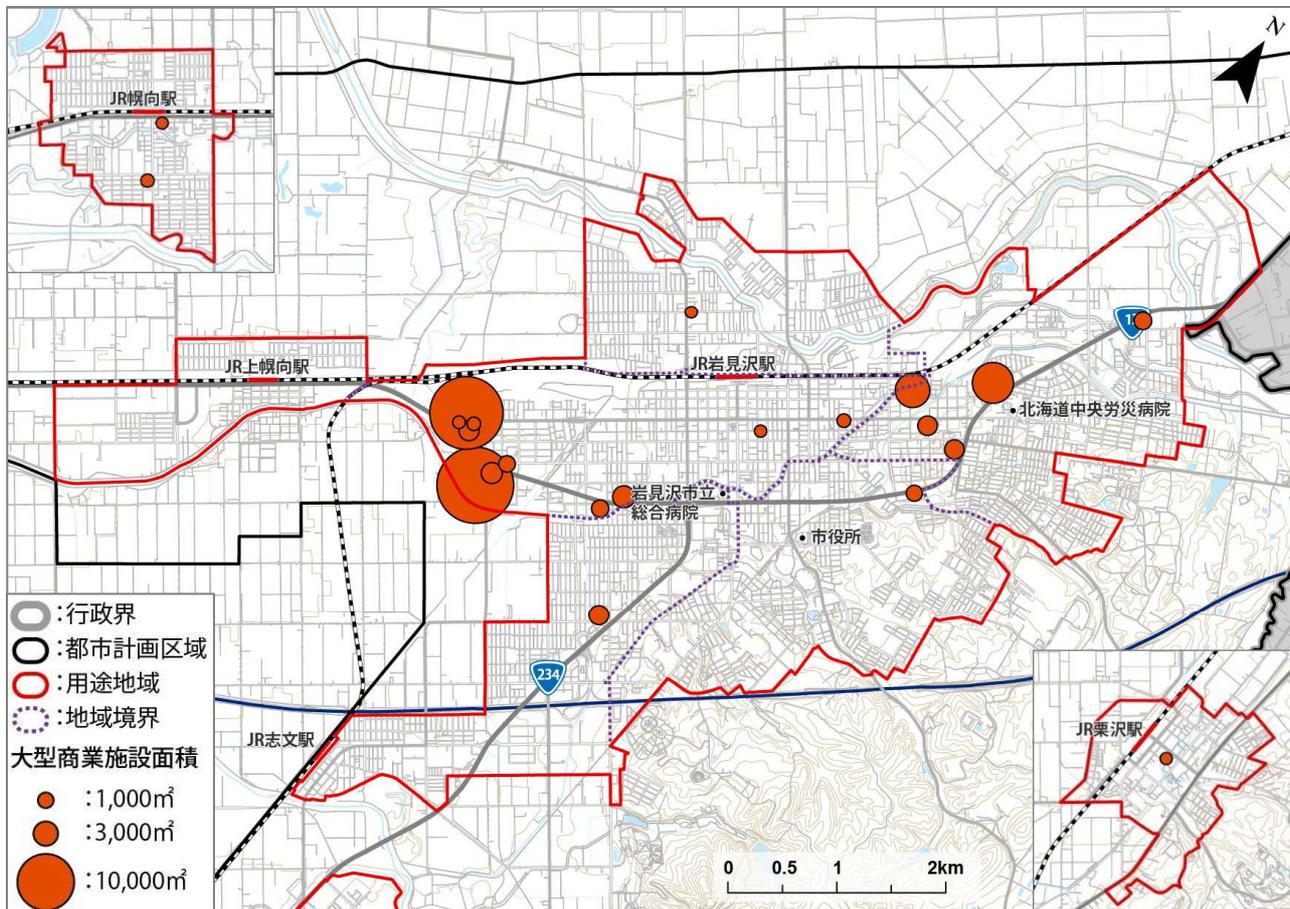


図 大型商業施設の立地状況

### 【課題】

公共施設は市内中央部に、市内外からの利用がある大型商業施設は市街地の東西に集積していますが、南空知地域の中心都市である本市において、こうした都市機能の維持・充実を図っていくためには、施設の新設や建替等の際の適正な配置とともに、まちなか居住の促進や持続可能な交通ネットワークの構築が課題となります。



#### (4) 土地利用の状況

##### ① 未利用宅地\*1 および青空駐車場\*2

用途地域内の未利用宅地および青空駐車場の状況を見ると、251haの未利用宅地、27haの青空駐車場があり、全市的に広く分布している状況です。

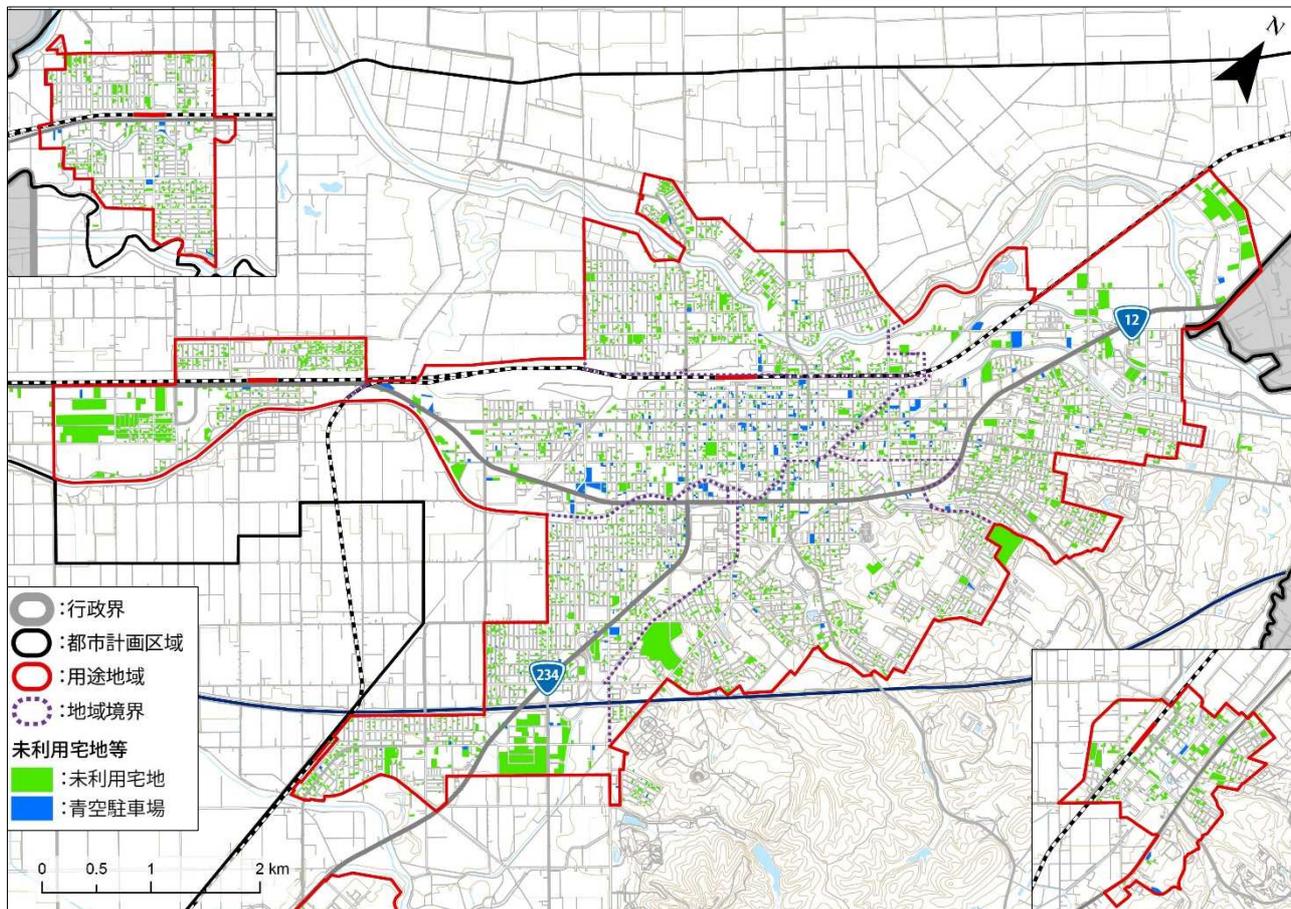


図 未利用宅地および青空駐車場の状況（令和3年度）

資料：北海道「令和3年度都市計画基礎調査」をもとに作成

- \*1 区画整理事業等によって宅地として整備されているにもかかわらず、土地利用がされていないもの。
- \*2 既に営業用に使われている等、歴史的にもしくは客観的にみて将来的にも土地利用が変更されないと判断されるものを対象。

## ②空き家の状況

岩見沢市が令和3年度に実施した「空家等実態調査」では、市全体で空き家が1,053戸、そのうち「管理不全な状態<sup>\*1</sup>の空家」が364戸あり、全市的に広く分布している状況です。

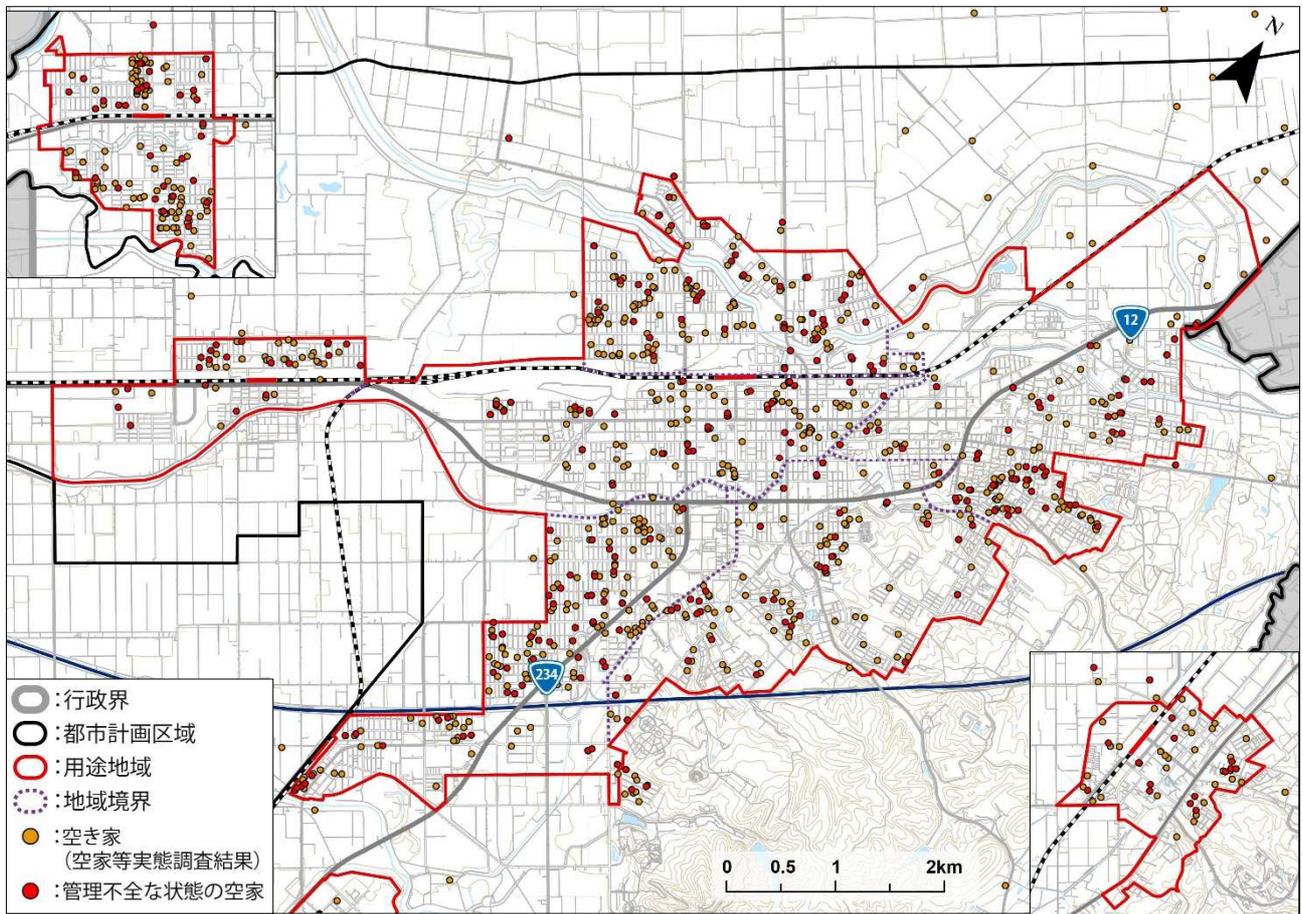


図 空き家および「管理不全な状態の空家」の分布状況

資料: 岩見沢市「第2次 岩見沢市空家等対策計画(令和5年(2023年)4月)」

### 【課題】

人口減少等による空き地や空き家の常態化や将来のさらなる増加により、都市のスポンジ化のほか、コミュニティの衰退による地域の安全性の低下や住環境の悪化等が懸念されることから、空き地や空き家の発生抑制や活用促進等に向けた効果的な対策の実施が課題となります。

\*1 「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」において定める、以下のいずれかの状態。

- ア 老朽化もしくは台風、積雪その他の自然災害等による空き家の倒壊または空き家に用いられた建築資材等の飛散もしくは剥落により、当該空き家の敷地外において人の生命、身体または財産に被害を与えるおそれのある状態
- イ 空き家等への不特定の者の侵入により、火災または犯罪が誘発されるおそれのある状態
- ウ アおよびイに掲げるもののほか、市民の安全または生活環境の保全を著しく阻害するおそれがあると市長が認める状態

## (5) 災害リスクの状況

「想定最大規模の洪水浸水想定区域」\*1 をみると、幌向地域および南町地域の道央自動車道以南を中心に3m以上の浸水が予測されています。また、上幌向地域、中央地域、南町地域、日の出地域幅広い範囲で0.5m以上の浸水想定がされています。

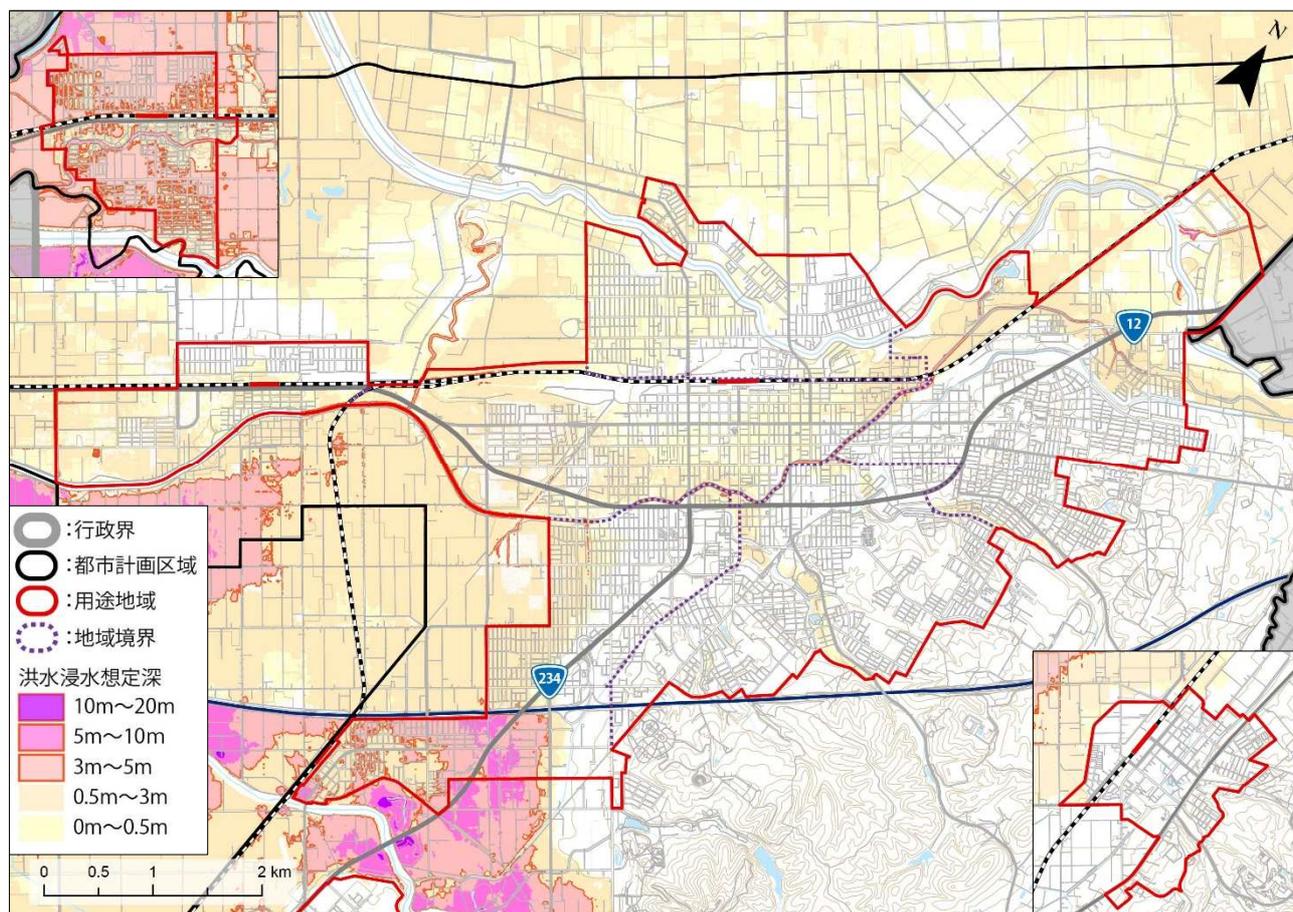


図 洪水浸水想定区域（最大規模）の指定状況

### 【課題】

市内中心部においても、0.5m以上の浸水が想定されており、近年の気候変動の影響等により洪水被害の発生リスクが増大していることに加えて、今後発生するおそれのある大規模地震災害への備えとして、防災対策を強化する等、安全・安心なまちづくりが課題となります。

\*1 国や北海道が管轄する河川が1000年に1度の確率で降る大雨により増水し氾濫した際に、浸水する範囲。

## 2 市民および周辺市町村住民の意向把握

本計画の策定にあたり、岩見沢市民を対象としたアンケート調査および岩見沢市と関係が深い、本市周辺の6市町村の住民を対象としたアンケート調査を実施し、本計画で考慮すべき課題を検討しました。

アンケート調査の概要は以下のとおりです。

### ■ アンケート調査の概要（岩見沢市民対象）

調査目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口減少、少子高齢化を見据えた、望ましい住まい環境の把握</li><li>・都市機能集積による利便性や魅力の向上を想定した、望ましい生活拠点および第3の居場所づくりの把握</li><li>・公共交通や利用実態の把握</li><li>・これからの公園に望むことの把握</li><li>・南空知の中心都市としての期待について把握</li></ul>
調査対象	18歳以上の岩見沢市民 2,540名
調査方法	アンケート票を郵送し、紙またはWEBの調査票で回答
調査時期	令和6年2月
回収票数	913票（回収割合：35.9%）

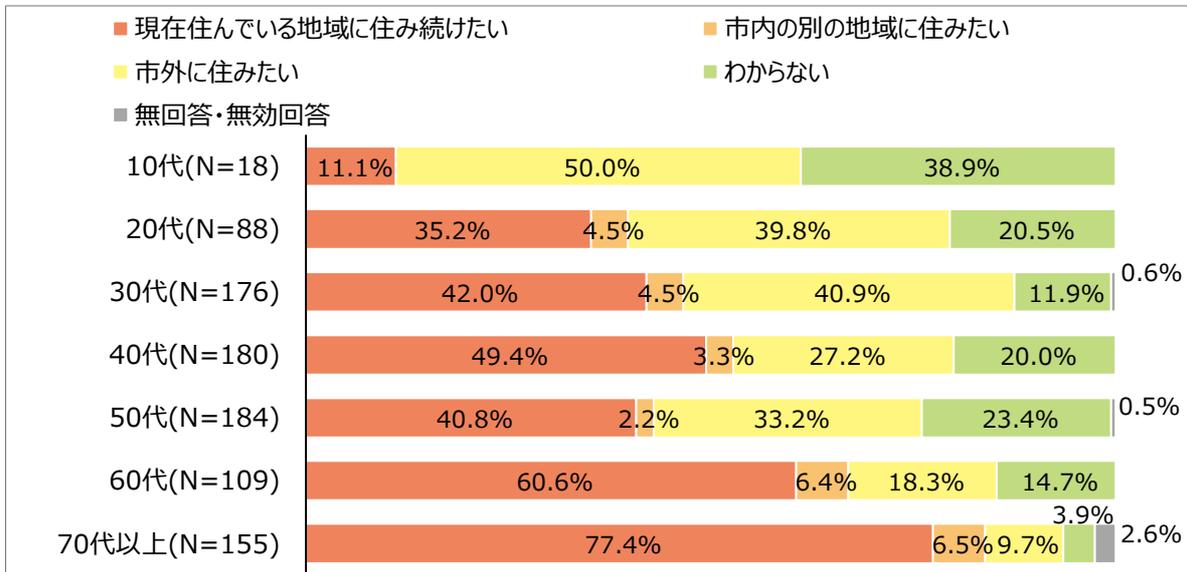
### ■ アンケート調査の概要（周辺市町村対象）

調査目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・岩見沢市への来訪頻度や来訪手段</li><li>・岩見沢市への住み替えの可能性</li><li>・南空知の中心都市として岩見沢市へ期待すること等の把握</li></ul>
調査対象	美瑛市、三笠市、栗山町、由仁町、月形町、新篠津村の6市町村に住む、20歳以上の方
調査方法	アンケート調査会社に登録している、上記の「調査対象」に該当するアンケートモニターを対象に、WEBによるアンケート
調査時期	令和6年7月
回収票数	158票

## (1) 岩見沢市での定住・住み替え意向

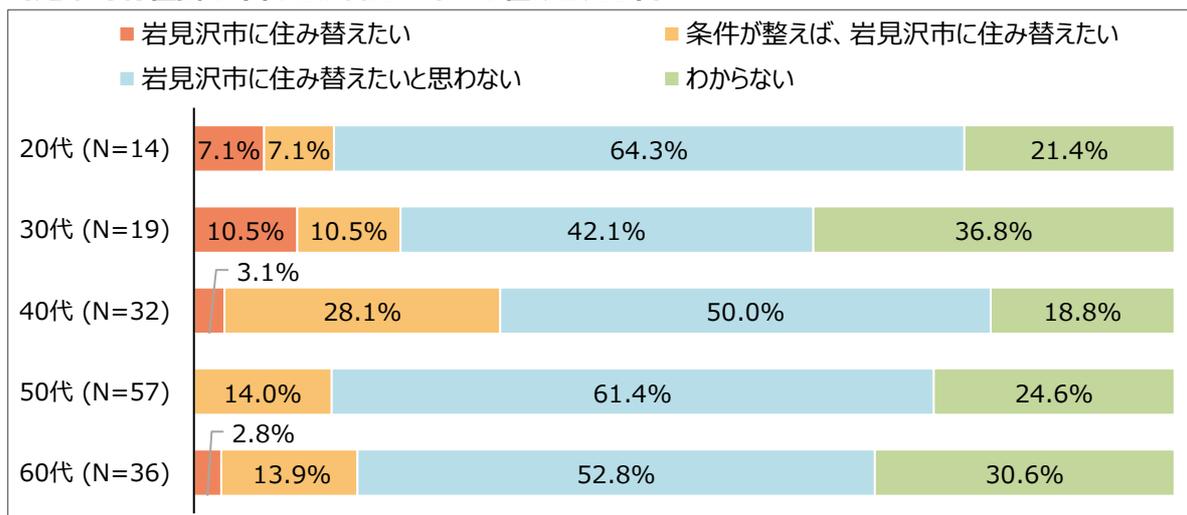
岩見沢市民対象のアンケートについて、将来住みたい場所を年代別にみると、10代、20代は「市外に住みたい」が最も多く、30代～50代についても「現在住んでいる地域に住み続けたい」は半数未満で、約3～4割の方が「市外に住みたい」と回答しています。

### ■ 岩見沢市民の年代別の定住意向



周辺市町村住民対象のアンケートについて、岩見沢市への住み替え意向を年代別にみると、30代で約2割、40代で約3割の方が「岩見沢市に住み替えたい」もしくは「条件が整えば、岩見沢市に住み替えたい」と回答しています。

### ■ 周辺市町村住民の年代別の岩見沢市への住み替え意向



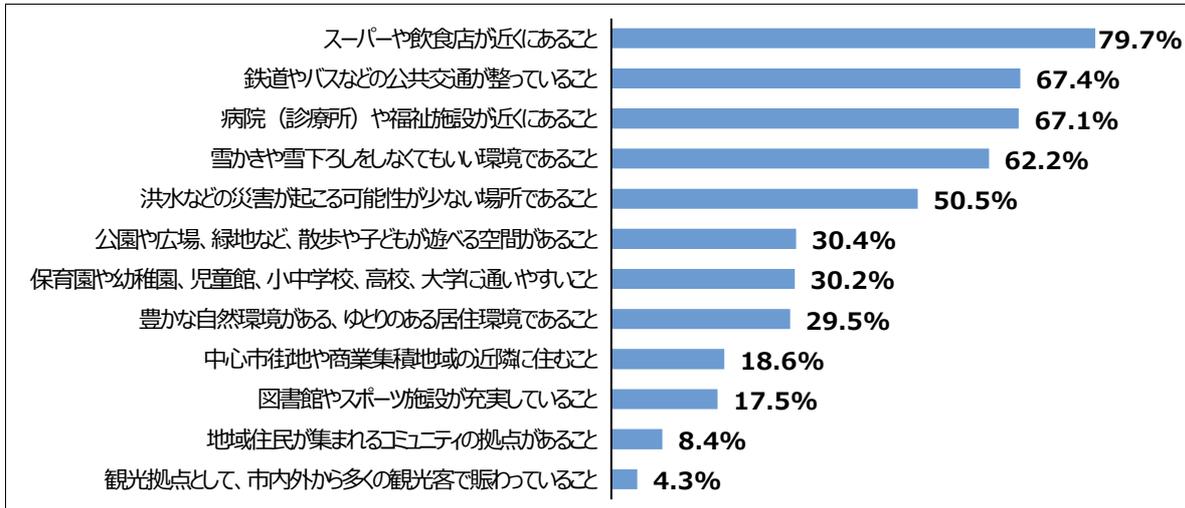
### 【課題】

市内および岩見沢市周辺自治体の若年層や子育て世帯の本市への定住意向が低いことから、将来を担う世代が住み続けたい、本市に住み替えたいと思われる魅力あるまちづくりが必要です。

## (2) 居住環境として重要と考えること

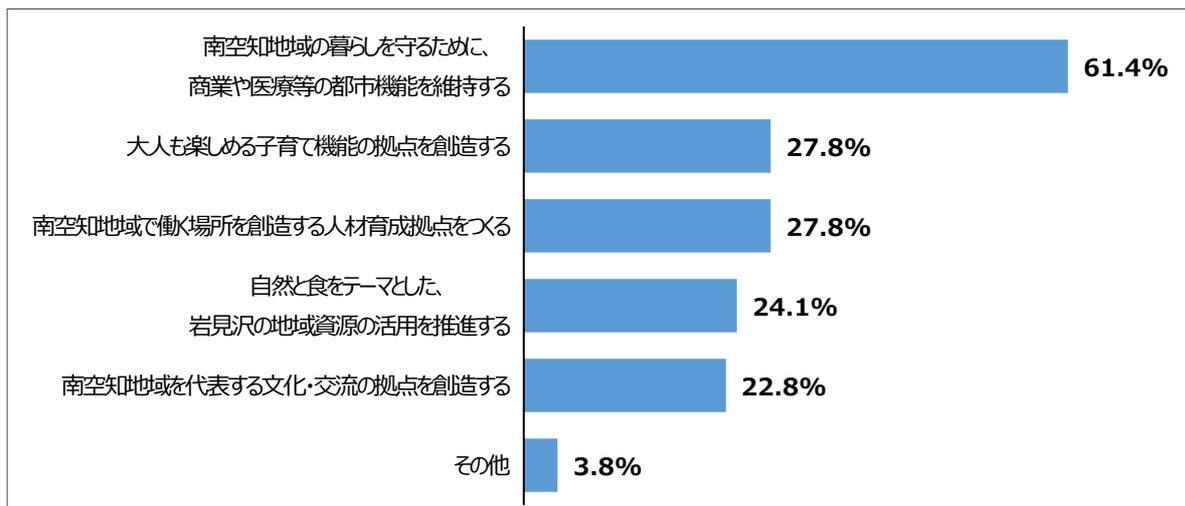
岩見沢市民対象のアンケートにおいて、「居住環境として重要と考えること」をみると、「スーパーや飲食店が近くにあること」が最も多く、次いで、「鉄道やバス等公共交通が整っていること」、「病院や福祉施設が近くにあること」となっています。

### ■ 岩見沢市民が居住環境として重要と考えること



周辺市町村住民対象のアンケートにおいて、「南空知の中心都市として岩見沢市で充実すべきこと」の回答をみると、「南空知地域の暮らしを守るために、商業や医療等の都市機能を維持する」が最も多くなっています。

### ■ 南空知の中心都市として岩見沢市で充実すべきこと



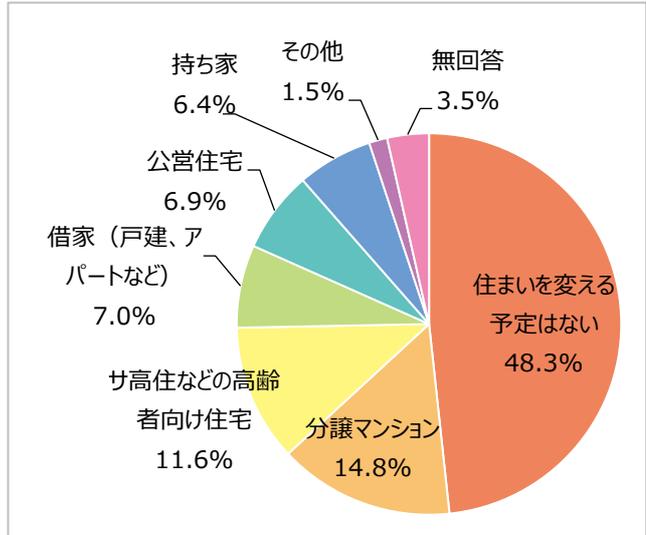
#### 【課題】

居住環境としては、スーパー等の商業施設や医療・福祉施設が近くにあることが求められており、都市機能の維持・充実が重要です。

### (3) 住まいに対する市民ニーズ

住まいを変える予定はないとする回答が約半数を占めているものの、住み替えを希望する住宅の種類では「分譲マンション」、「高齢者住宅」がそれぞれ1割以上を占めているほか、「借家」、「公営住宅」、「持ち家」も一定の需要が見込まれます。

■ 住まいを変える場合に住みたい住宅の種類



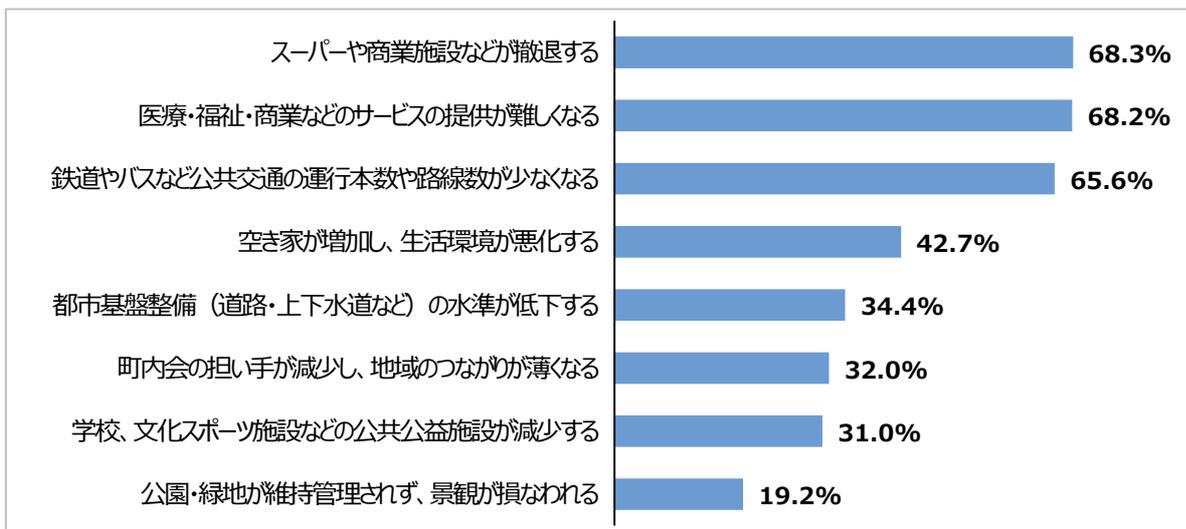
#### 【課題】

住まいの種類に関しては突出した傾向はないことから、「戸建て」や「集合住宅」、もしくは「持ち家」、「借家」等、多様な市民ニーズへの対応が必要です。

### (4) 岩見沢市で生活するうえでの不安

人口減少や少子高齢化が進行するなか、岩見沢市民が生活する上で特に不安を感じることは、「スーパーや商業施設等が撤退する」が最も多く、次いで、「医療・福祉・商業等のサービスの提供が難しくなる」、「鉄道やバスなど公共交通の運行本数や路線数が少なくなる」となっています。

■ 岩見沢市で生活するうえで特に不安を感じること



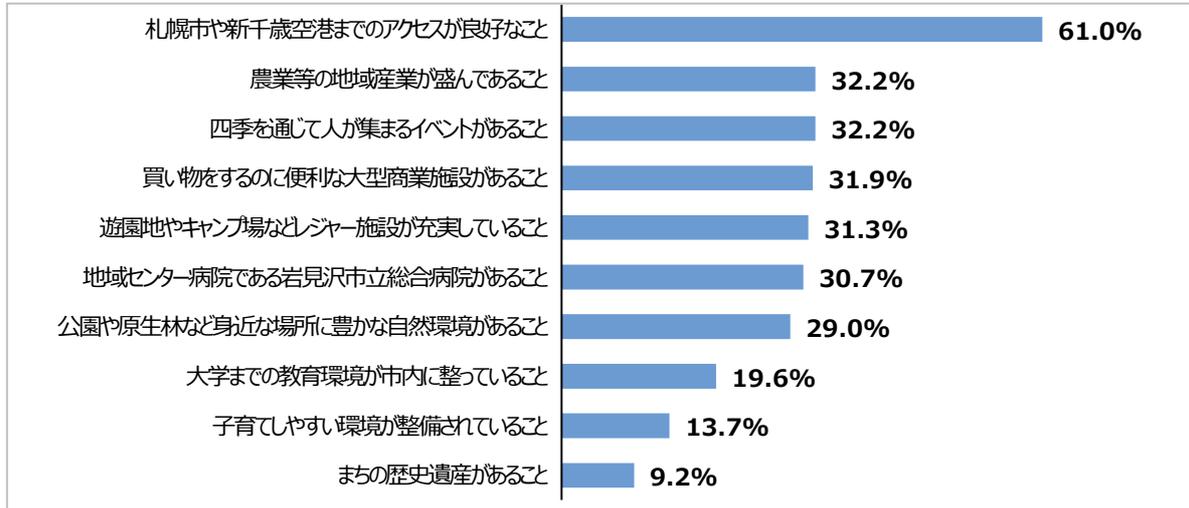
#### 【課題】

医療・福祉・商業施設等の維持のほか、公共交通についても市民の関心が高い状況であることから、こうした都市機能を確保し持続していくことが求められています。

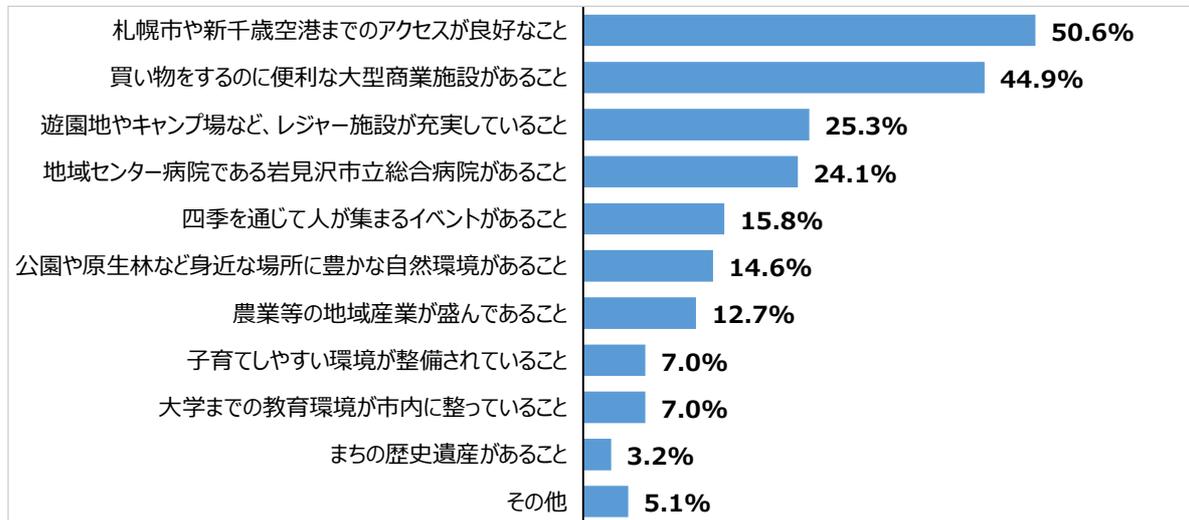
## (5) 岩見沢市の魅力について

岩見沢市民対象のアンケートにおいて、「岩見沢市の魅力だと思うこと」の回答をみると、「札幌市や新千歳空港までのアクセスが良好なこと」が最も多く、次いで、「農業等の地域産業が盛んであること」および「四季を通じて人が集まるイベントがあること」、「身近な場所に豊かな自然環境があること」等が3割程度の回答となっています。

### ■ 岩見沢市の魅力だと思うこと



周辺市町村住民対象のアンケートにおいて、「岩見沢市の魅力だと思うこと」の回答をみると、「札幌市や新千歳空港までのアクセスが良好なこと」が最も多く、次いで、「買い物をするのに便利な大型商業施設があること」、「遊園地やキャンプ場など、レジャー施設が充実していること」となっています。



### 【課題】

市民および周辺自治体の住民からは、札幌市や新千歳空港までのアクセスが良好なことや大型商業施設、レジャー施設、岩見沢市立総合病院等の都市機能が備わっていることが本市の魅力とされている一方、市民からは農業等の地域産業や四季を通じたイベントの開催、豊かな自然環境も評価されており、魅力あるまちづくりを進めていくため、こうした本市が有する特徴や地域資源の充実、強化を図り最大限に活用していくことが必要です。

## 第3章 まちづくり方針と将来都市構造

### 1 まちづくり方針

岩見沢市の現況・将来見通しに関する分析結果や市民および周辺市町村住民のアンケート調査結果を踏まえると、人口減少や少子高齢化が進行するなかで、まちの活力を維持し高齢者等が安心して暮らし続けるために、医療・商業等の都市機能が維持された拠点の形成や、拠点と周辺地域を結ぶ公共交通機関の確保が必要と考えられます。

一方、人口減少や少子高齢化をできるだけ抑制するために、岩見沢市の強みとなる地域資源や立地条件、空知管内の中心都市としての役割を踏まえながら、若者や子育て世帯等が住みたいと思えるよう、まちの魅力の向上や新たな価値の創出に取り組むことも必要です。

さらに近年、自然災害の頻発化・激甚化が問題となるなか、都市計画分野においても自然災害への対策を十分に考慮することが求められています。

そこで、本計画で目指すべきまちづくり方針は、上位・関連計画との整合性に留意し、「人口減少を想定した持続可能でコンパクトなまちづくり」、「岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり」、「災害に強い安全・安心なまちづくり」に設定します。

■まちづくり方針の設定

現況・将来見通しに関する分析より

- ①人口減少・少子高齢化の進行  
⇒コンパクト+ネットワークのまちづくりが必要
- ②都市機能の維持・充実が必要  
⇒地域特性に応じた複数の拠点形成が必要
- ③公共交通網の維持・充実が課題  
⇒利用しやすい公共交通の確保に向けた取組が必要
- ④空き地・空き家等が広範囲に分布  
⇒都市のスポンジ化を防ぐための対策が必要
- ⑤洪水浸水想定区域が広範囲に分布  
⇒災害リスクを考慮したまちづくりが必要

アンケート調査より

- ①若年層・子育て世代の定住意向が低い  
⇒将来を担う世代が住み続けたいと思えるまちづくりが必要
- ②商業等の機能が維持されるか不安が大きい  
⇒人口減少下でも都市機能を維持できるまちづくりが必要
- ③持ち家志向が高いが、マンションやサービス付き高齢者向け住宅等の需要もある  
⇒ライフステージに応じた快適な住まいの確保が必要
- ④公共交通の利便性に対する関心が高い  
⇒都市機能へのアクセスや札幌へのアクセス利便性の確保が必要
- ⑤公園・緑地、身近な自然環境が岩見沢の魅力  
⇒身近なレクリエーション環境、ゆとりある居住環境の確保が必要

まちづくり方針

人口減少を想定した  
持続可能でコンパクトな  
まちづくり

岩見沢ならではの  
地域資源を活用した  
魅力あるまちづくり

災害に強い  
安全・安心な  
まちづくり

連携  
整合

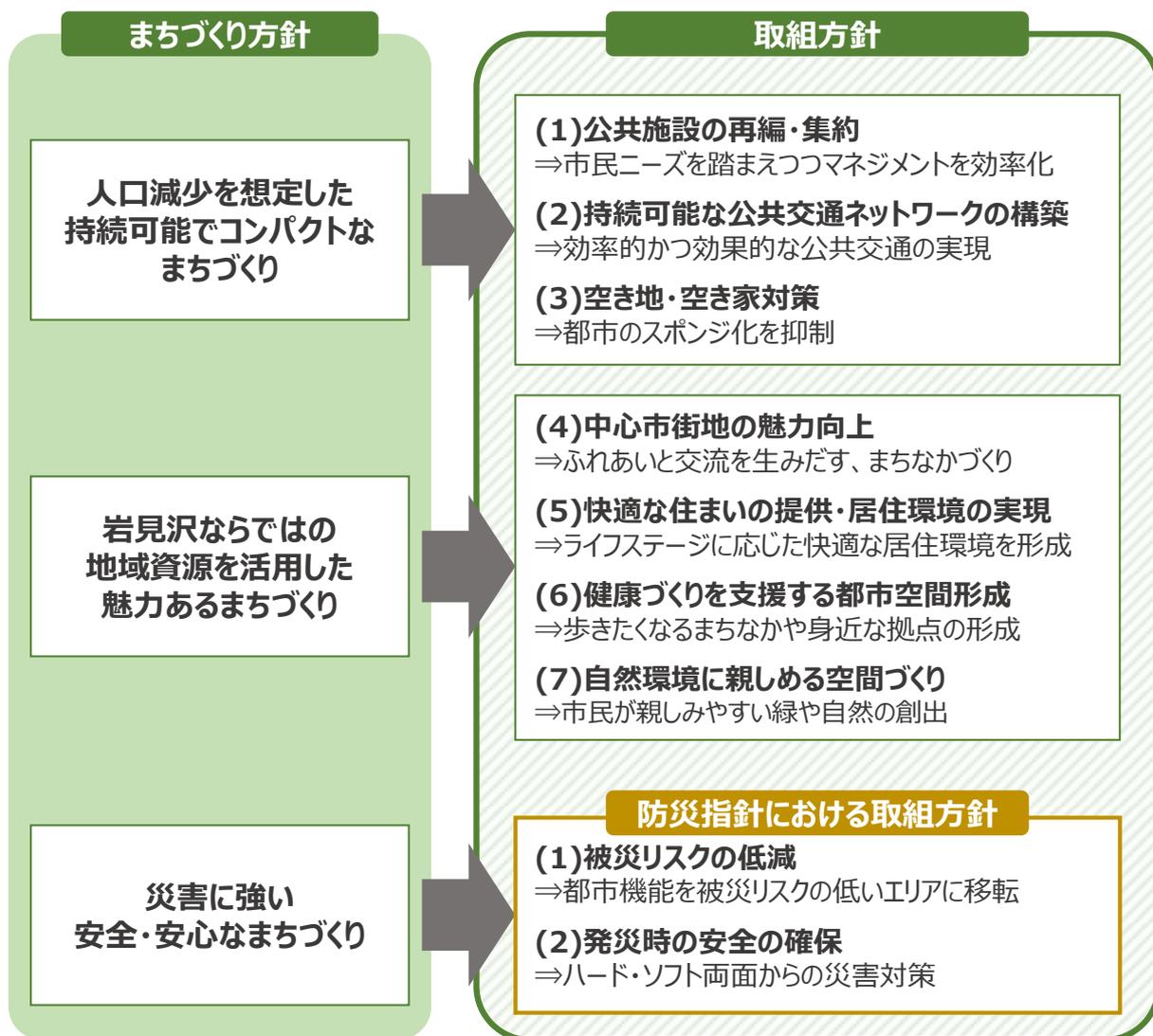
上位・関連計画より

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| ①コンパクトなまちづくり | ④住まい・居住環境の充実 | ⑦空き地・空き家への対策 |
| ②中心市街地の魅力向上  | ⑤公共施設の再編     | ⑧自然環境の保全・創出  |
| ③市民の健康づくりの促進 | ⑥公共交通の維持・充実  | etc.         |

本計画では、設定したまちづくり方針を踏まえた取組方針は、以下のように定めます。

「人口減少を想定した持続可能でコンパクトなまちづくり」、「岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり」に対しては、第5章「誘導施策と届出制度」で定め、防災に関連する「災害に強い安全・安心なまちづくり」に対しては、第6章「防災指針」に定めます。

#### ■まちづくり方針を踏まえた取組方針



## 2 将来都市構造

まちづくり方針を踏まえ、岩見沢市が目指す将来都市構造を以下のように設定します。

将来都市構造の実現に向けては、「拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化」、「交通ネットワークの充実」、「岩見沢の魅力を高めるまちづくり」の3つの視点を根底に据えながら進めます。

### ■ 都市構造の検討イメージ

#### 拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化

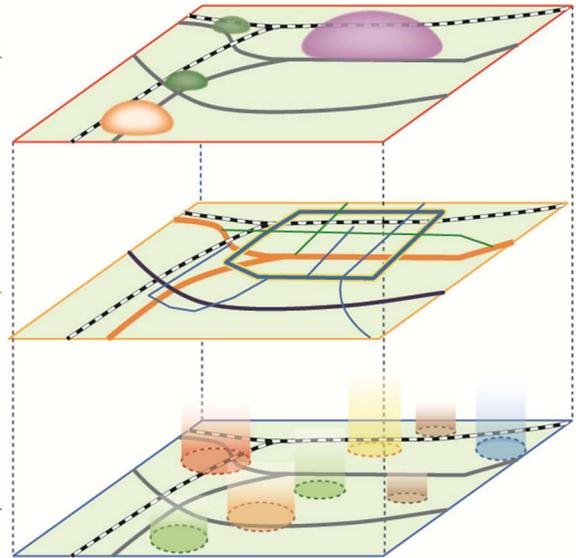
- ・岩見沢市の顔となる都市拠点の形成
- ・地域の生活を支える地域拠点の形成
- ・各拠点における防災機能の維持・充実

#### 交通ネットワークの充実

- ・拠点と各地域、他都市とを結ぶ公共交通ネットワークの充実
- ・市街地の道路ネットワークの充実

#### 岩見沢の魅力を高めるまちづくり

- ・各地域の特色や地域資源を踏まえたゾーン設定による、個性と魅力のあるまちづくり



## (1) 拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化

岩見沢市では、中心市街地のほか、鉄道駅を中心に幌向、上幌向、栗沢、志文の各市街地が形成されており、それぞれの市街地が発展してきた歴史があります。そのため、コンパクトなまちづくりに向けて、各市街地に拠点を設定し、都市機能や居住の集積・維持を図ります。

また、JR 岩見沢駅から岩見沢インターチェンジを結びエリアは、広域からのアクセス利便性が高く、多くの公共施設や教育機関、大規模な公園・緑地が立地していることから、このエリア一帯を「中心軸」と位置づけ、公共施設が集積した交通利便性が高い、緑豊かな市街地形成を図ります。

### ■ 拠点と中心軸の設定と目指すべき姿

拠点	目指すべき姿
都市拠点 (中心市街地)	公共・公益機能や医療福祉・商業等が集積した、岩見沢市全体および空知管内の中核都市としての機能を担う役割を果たす。
地域拠点 (栗沢)	地域内の生活を支える公共・公益機能や医療福祉・商業機能を有し、旧栗沢町内の生活を支える役割を果たす。
生活拠点 (幌向、上幌向、志文)	地域内の生活を支える都市機能の維持を図り、一定の生活利便性を確保する。
中心軸	広域からのアクセス利便性を活かし、公共施設が集積し、交通利便性が高い、緑豊かな市街地形成を図る。

## (2) 交通ネットワークの充実

(1) で設定した拠点と周辺地域、岩見沢市と他都市を結ぶ交通ネットワークの充実に向け、以下の交通軸および役割を設定します。

### ■ 交通軸の設定と役割

交通軸	役割
広域交通軸	主要都市との連絡を担う道路網として、広域交通ネットワークを構成する役割を担う。
圏域交通軸	主に近隣市町村との連絡を担う道路網として、広域交通軸を補完する役割を担う。
地域間交通軸	主に地域間の連絡を担う道路網として、都市内の交通環境の充実（都市内ループ道路の形成等）および改善を図る。
広域交通ネットワーク	道央自動車道や道央圏連絡道路を活用して、札幌市や新千歳空港、旭川市方面と岩見沢市を結ぶ広域交通ネットワークの充実を図る。さらに、岩見沢 SA へのスマート IC 設置と市街地内主要施設へのネットワーク形成を図る。
都市内ループ道路	市街地を環状に結ぶ道路であり、市街地の渋滞の緩和や日常生活の利便性の向上を図る。

(1) 拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化、(2) 交通ネットワークの充実を踏まえた都市構造を示すと次ページのようになります。

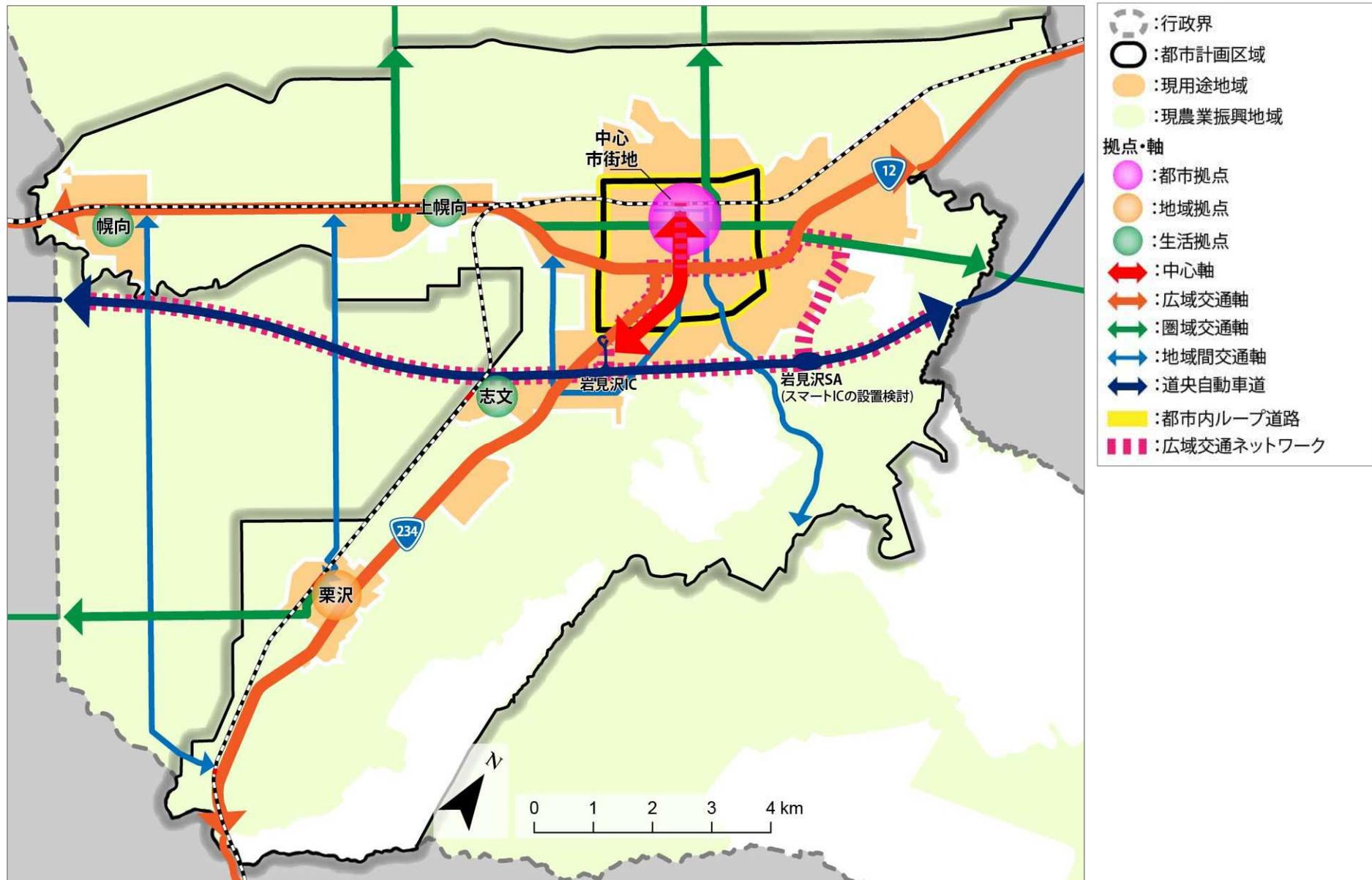


図 (1) 拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化、(2) 交通ネットワークの充実を踏まえた都市構造

### (3) 岩見沢の魅力高めるまちづくり

コンパクトなまちづくりを目指すうえでの拠点形成とは別に、岩見沢市の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、以下のように特色のあるゾーン形成を推進します。

#### ■ゾーン形成の方針

ゾーン名称	形成方針
賑わい・交流ゾーン	JR 岩見沢駅や「であえーる岩見沢」等を中心に市民の子育て支援活動や市民や観光客等が滞在・交流できるゾーン形成を図る。
中核病院ゾーン	岩見沢市立総合病院の移転先となる北海道中央労災病院周辺は、国道に面し、災害リスクが低いことから、南空知医療圏の中核病院である岩見沢市新病院を中心として、市中心部や近隣の医療機関と連携を図りながら、医療体制の充実や市民の健康増進を通じた交流活動が促進されるゾーン形成を図る。
沿道商業ゾーン	市民および周辺市町村住民の車での来店を想定した大規模商業施設が集積したゾーン形成を図る。
歴史・文化ゾーン	JR 岩見沢駅や旧北海道炭礦鉄道岩見沢工場を中心に、岩見沢市の歴史や文化を発信するゾーン形成を図る。
文化・交流ゾーン	「まなみーる 岩見沢市民会館・文化センター」を中心に、市民の文化活動や交流のゾーン形成を図る。
スポーツ・レクリエーションゾーン	東山公園や大規模未利用地を活用し、市民の運動やスポーツ活動を通じた、健康づくりを推進するゾーン形成を図る。
文教ゾーン	北海道教育大学岩見沢校や複数の高等学校が立地する条件を生かして、学生にとって魅力あるゾーン形成を図る。
レクリエーションゾーン	いわみざわ公園を中心に市民が身近な自然環境に親しめるゾーン形成を図る。

以上の要素を踏まえ、岩見沢市の将来都市構造を示すと次ページのようになります。

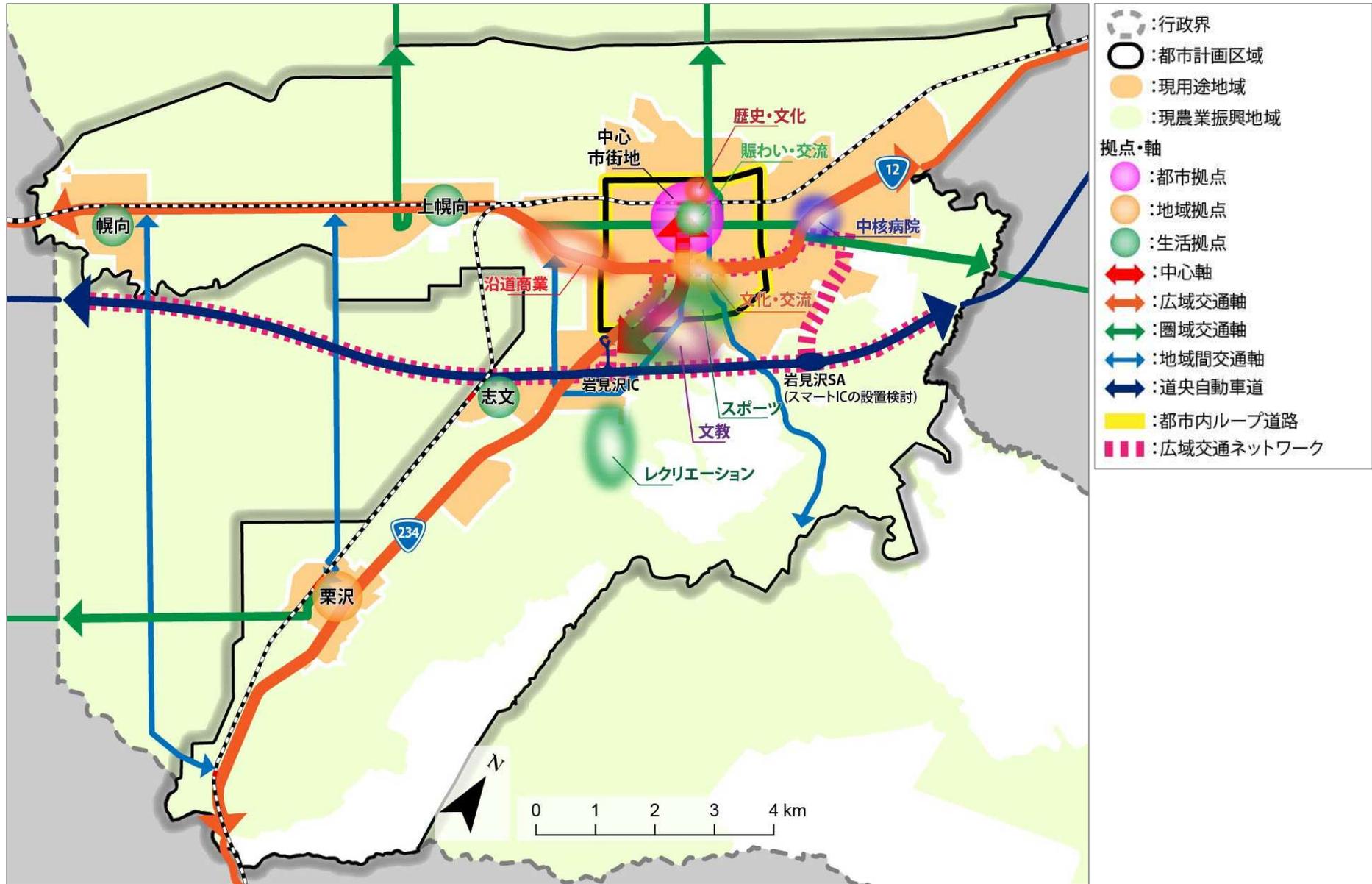


図 岩見沢市の将来都市構造

# 第4章 誘導区域および誘導施設の設定

## 1 居住誘導区域等の設定

居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域の設定にあたっては、岩見沢市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスク等を総合的に勘案し、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。

また、将来都市構造の実現に向け、「居住誘導区域」のほか、市が独自に定める「居住環境維持区域」を設定することとします。

岩見沢市における居住誘導区域の面積は、市全体で約 1,580ha、用途地域内の面積の約 50%となります。

居住誘導区域	人口減少の中にあっても生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、一定のエリアにおいて人口密度を維持することを目指す区域（都市再生特別措置法で定める区域）。
居住環境維持区域	一定の生活利便性を確保しながら、ゆとりある居住環境や住み慣れた地域生活を維持することを目指す区域（岩見沢市が独自に定める区域）。

※居住誘導区域外から居住誘導区域への移転を強制するものではありません。

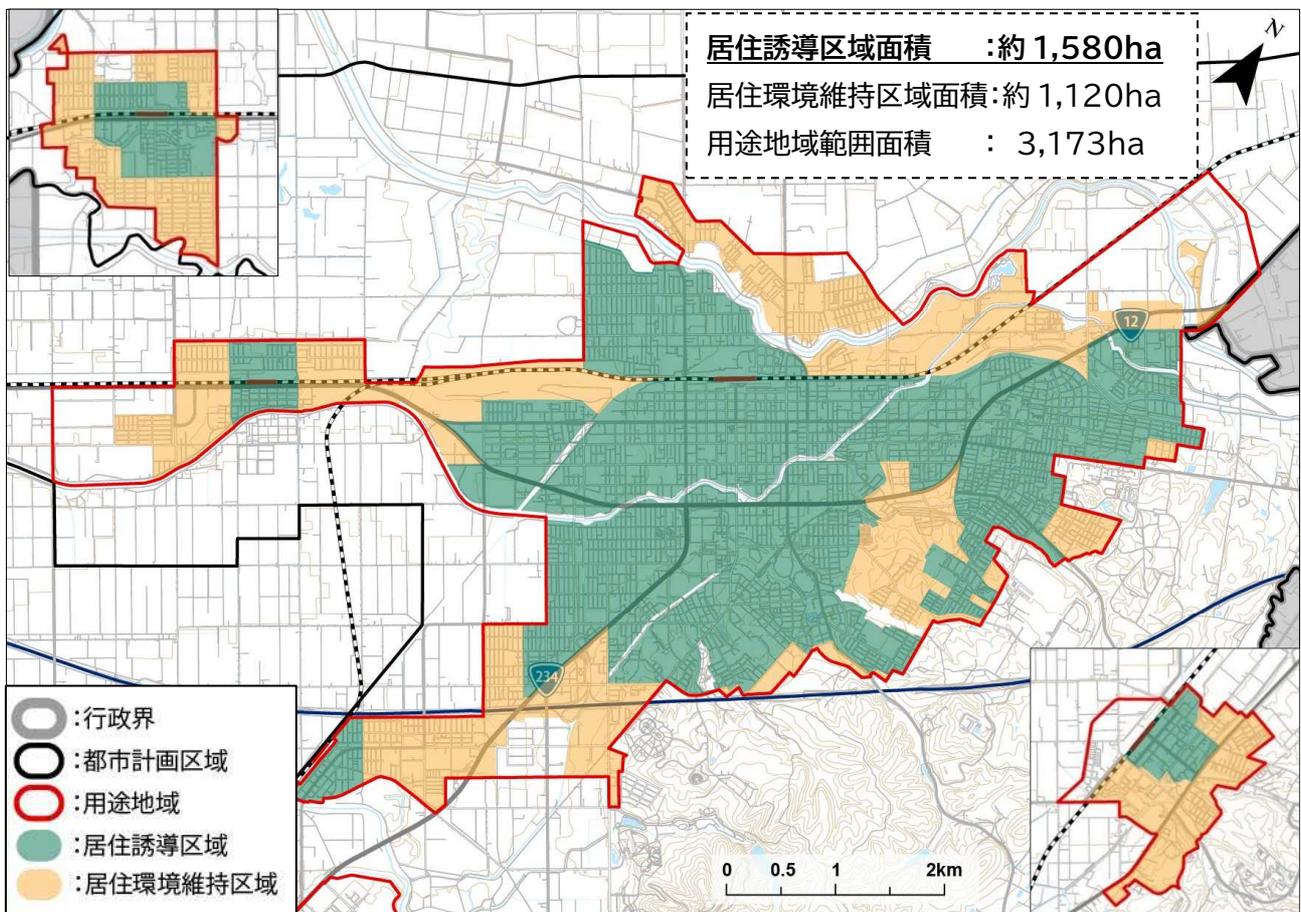


図 居住誘導区域および居住環境維持区域

居住誘導区域および居住環境維持区域は、以下の手順に沿って区域の選定を行いました。

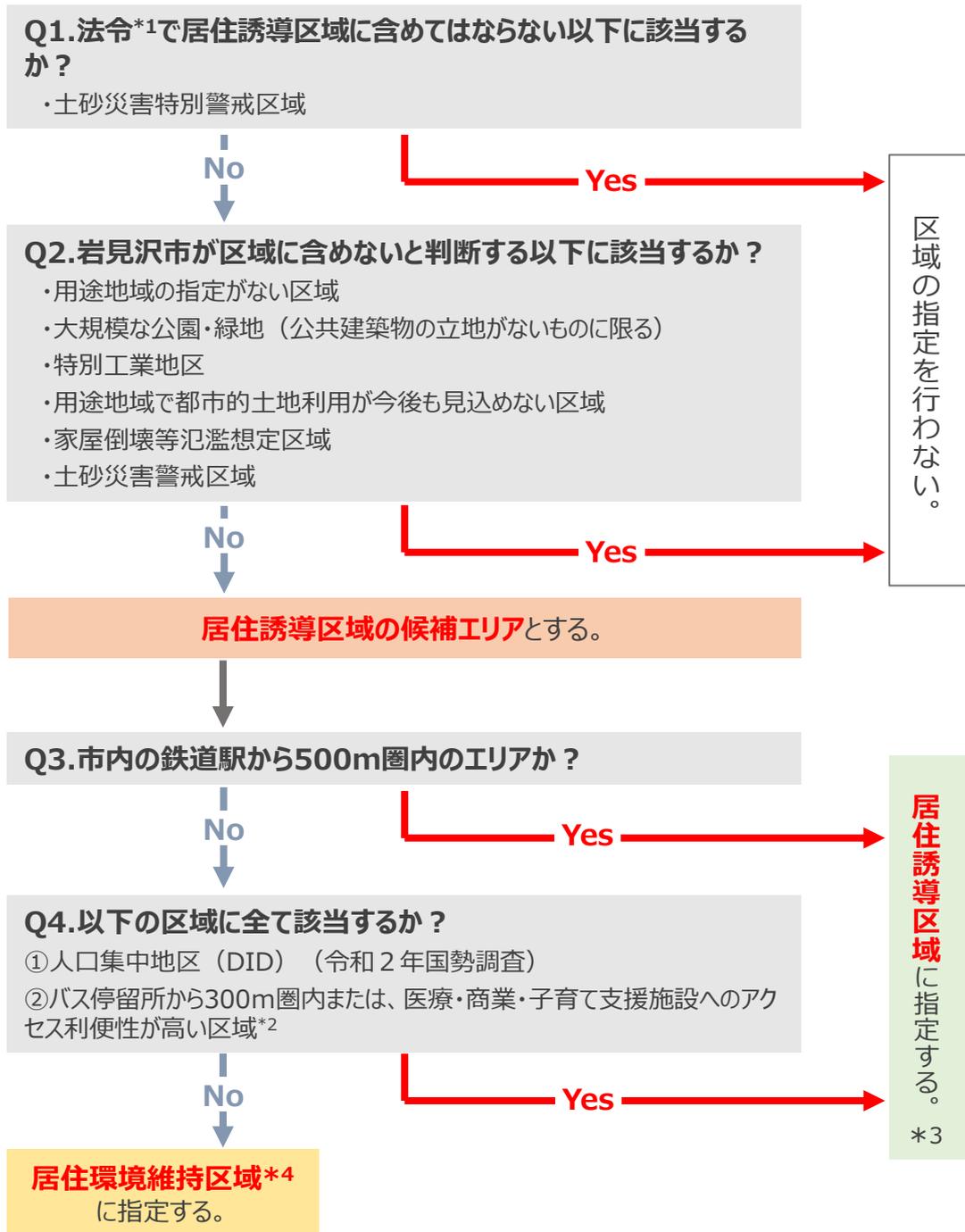


図 居住誘導区域および居住環境維持区域設定の考え方

\*1 都市再生特別措置法第81条第19項。  
 \*2 3種類の施設すべてが徒歩圏にある区域。  
 \*3 居住誘導区域の設定は、条丁目境界等を活用し調整。  
 \*4 岩見沢市が独自に設定する区域。

Q1 に示す土砂災害特別警戒区域\*1 は以下のとおりです。この区域は法令上、居住誘導区域に含めることはできません。

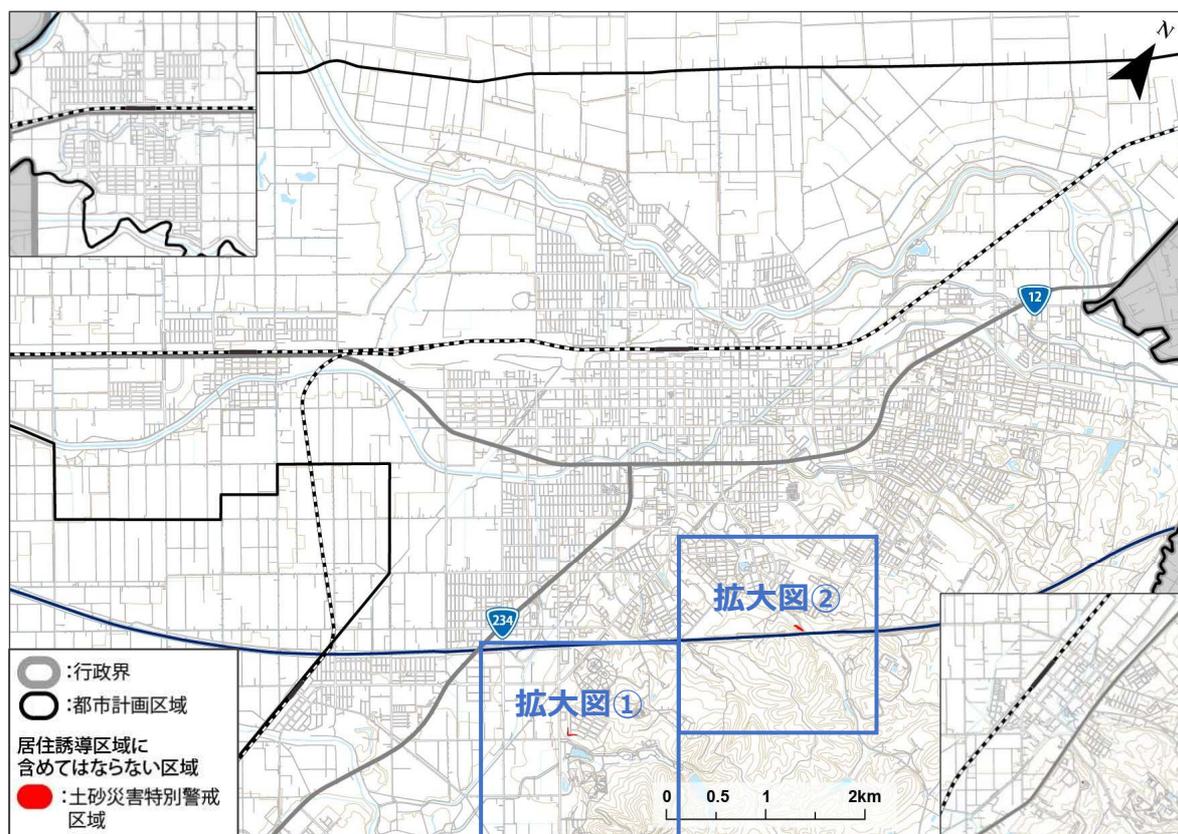


図 法令で居住誘導区域に含めてはならない区域(土砂災害特別警戒区域)

\*1 土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

Q2 に示している用途地域の指定がない区域、2ha 以上の大規模な公園・緑地\*1、特別工業地区\*2、用途地域で都市的土地利用が今後も見込めない区域、家屋倒壊等氾濫想定区域\*3、土砂災害警戒区域\*4 は以下のとおりです。この区域は居住誘導区域の候補とするエリアには含めないと判断します。

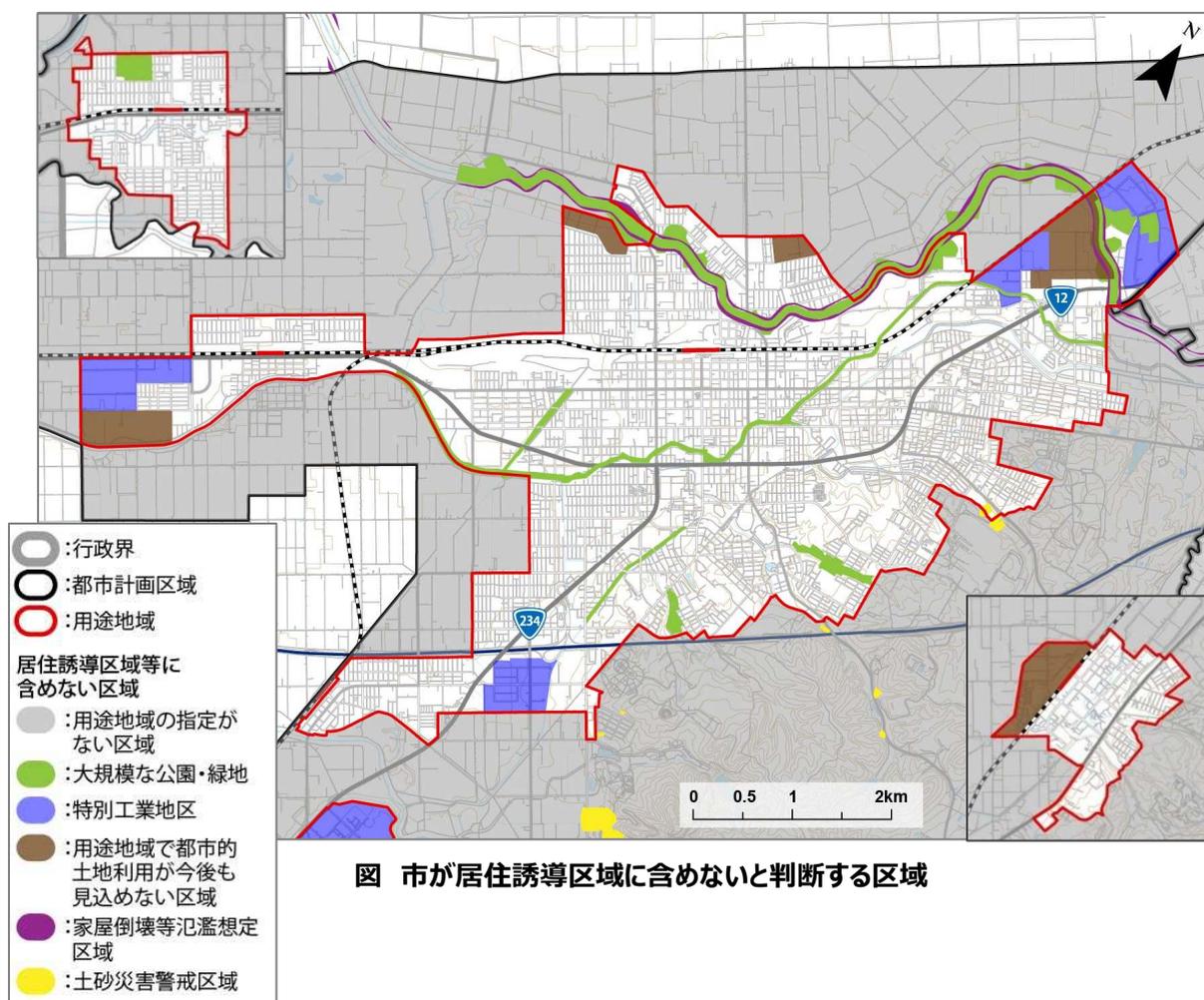
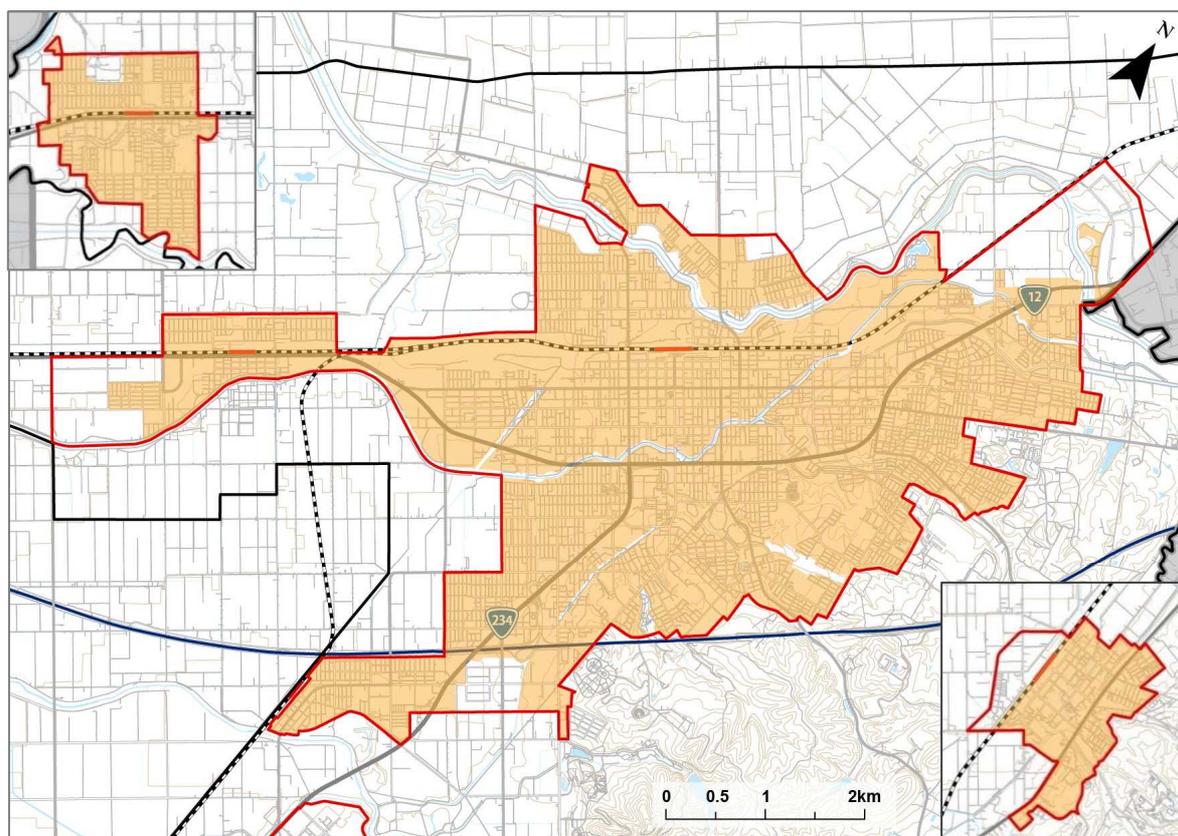


図 市が居住誘導区域に含めないと判断する区域

- \*1 現在、公共建築物が立地する公園は除く。
- \*2 「岩見沢市都市計画特別用途地区建築条例」において定める「第1種特別工業地区」および「第2種特別工業地区」。
- \*3 想定最大規模降雨による洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすおそれがある範囲を示すもの。
- \*4 土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

これまでの手順を踏まえた、居住誘導区域の候補とするエリアは以下のとおりです。  
このエリアのうち、居住誘導区域から外れたエリアは、居住環境維持区域とします。



- : 行政界
- : 都市計画区域
- : 用途地域
- : 居住誘導区域の候補エリア

図 居住誘導区域の候補とするエリア

＜洪水浸水想定区域の取り扱いについて＞

岩見沢市で考慮すべき災害リスクとして洪水による浸水がありますが、下図のとおり市街地の広範囲が洪水浸水想定区域に指定されています。建物の2階高さに相当する3m以上の浸水深の範囲に限っても、幌向地域や南町地域など広い範囲が指定されており、これらの範囲を除いて居住誘導区域を指定することは現実的に困難です。

そのため、洪水浸水想定区域は、ハード・ソフトの両面から防災対策を実施することを前提に、居住誘導区域の候補エリアから除外せずに検討します。

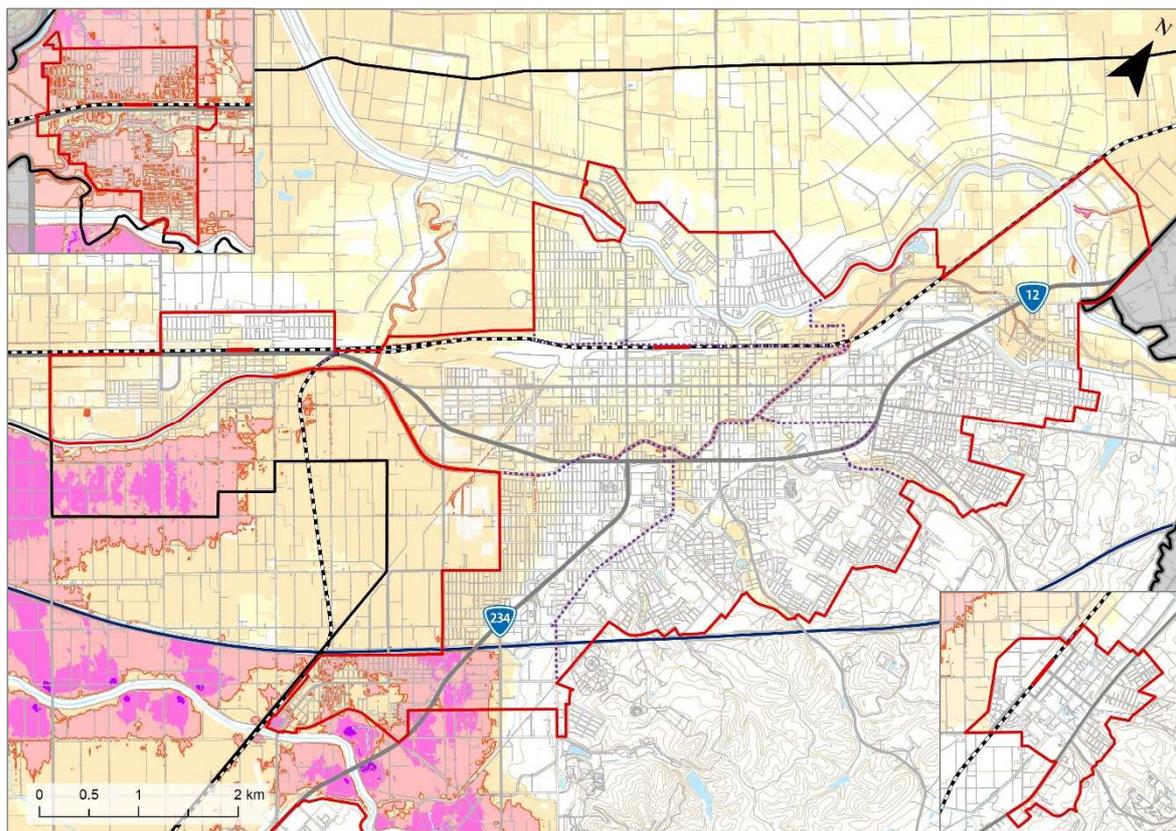
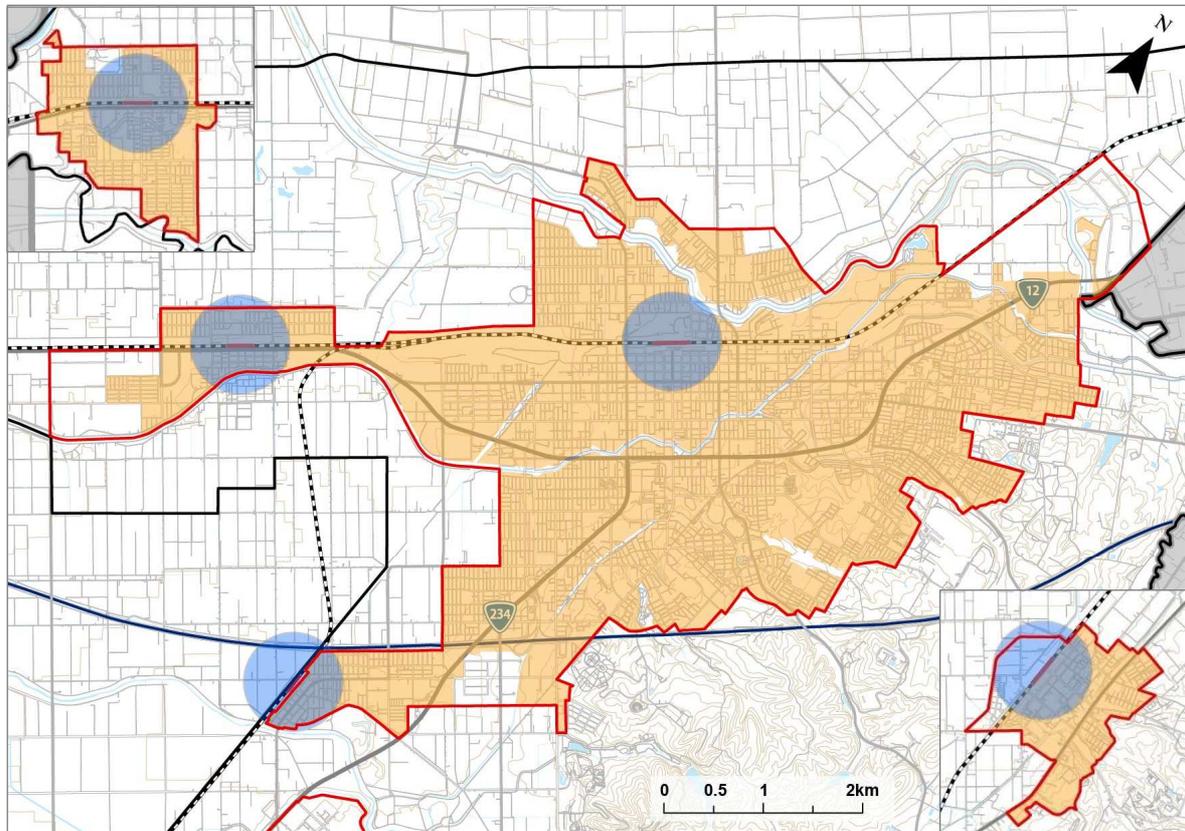


図 洪水浸水想定区域（最大規模）の指定状況（再掲）



居住誘導区域の候補とするエリアのうち、Q3に示す「市内の鉄道駅から500m圏内\*1のエリア」に該当する区域は居住誘導区域に含める方針とします。

市内の鉄道駅から500m圏内のエリアと居住誘導区域の候補とするエリアを重ね合わせた図は以下のとおりです。

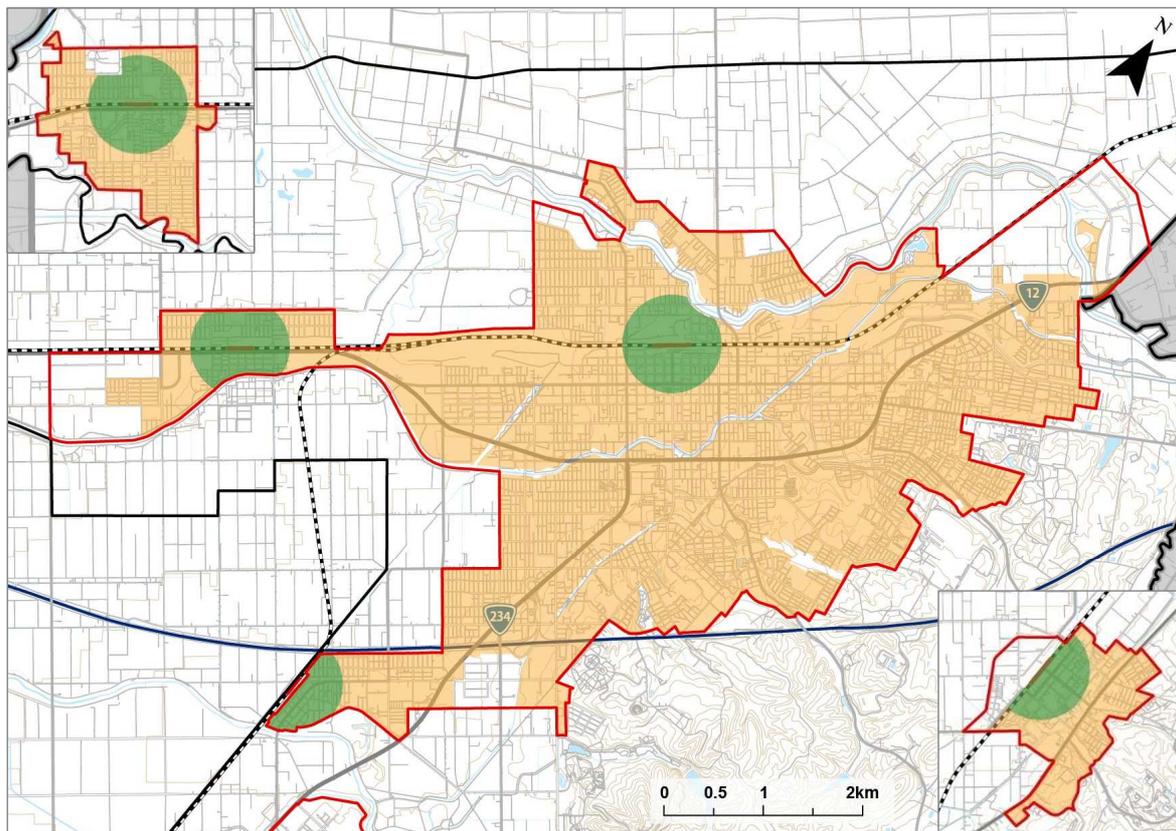


- : 行政界
- : 都市計画区域
- : 用途地域
- : 居住誘導区域の候補エリア
- : 鉄道駅から500m圏内のエリア

図 鉄道駅から500m圏内のエリア

\*1 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示される「高齢者徒歩圏」に基づき設定。

Q3を踏まえた居住誘導区域は以下のとおりです。



- : 行政界
- : 都市計画区域
- : 用途地域
- : Q3を踏まえた居住誘導区域
- : 居住誘導区域の候補エリア

図 Q3を踏まえた居住誘導区域

居住誘導区域の候補とするエリアのうち、Q4 に示す「人口集中地区 (DID) \*1 で、バス停留所 300 m\*2 圏内または都市機能へのアクセス利便性が高いエリア\*3」に該当する区域は居住誘導区域に含める方針とします。

人口集中地区 (DID) と居住誘導区域の候補とするエリアを重ね合わせた図は以下のとおりです。

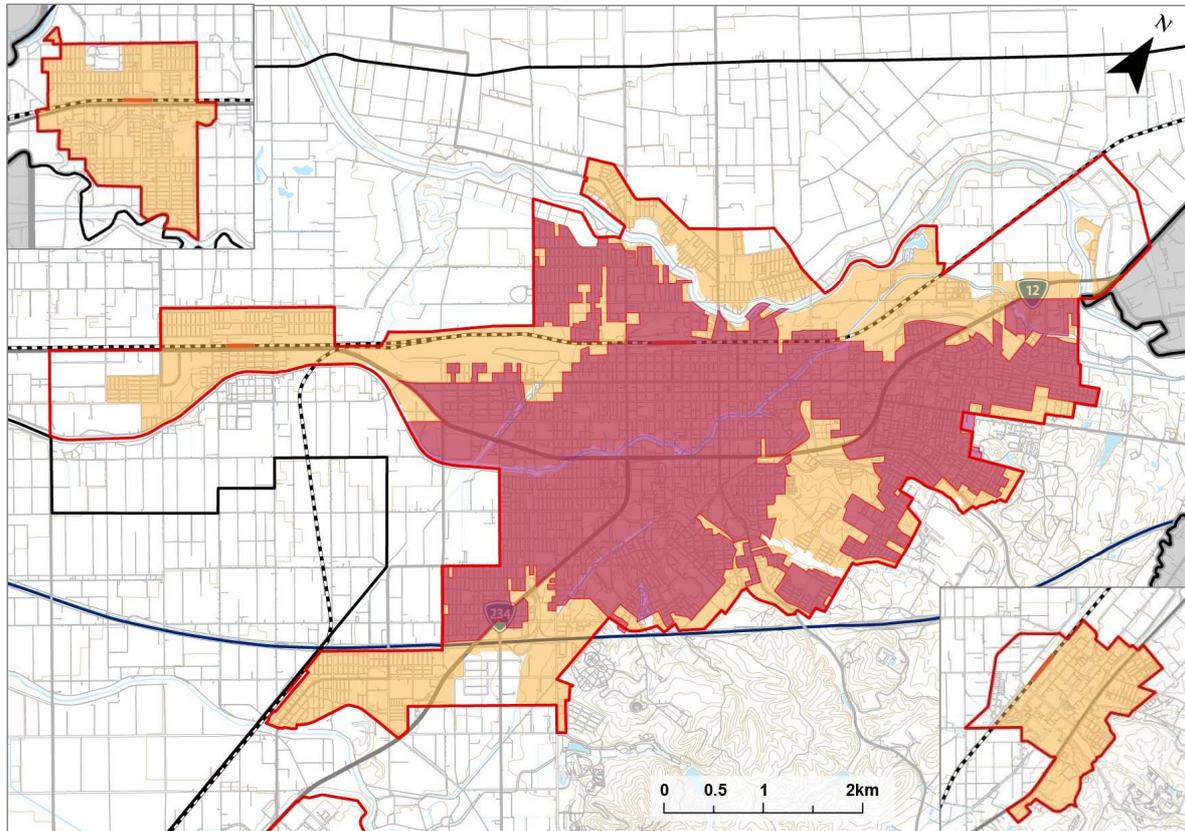
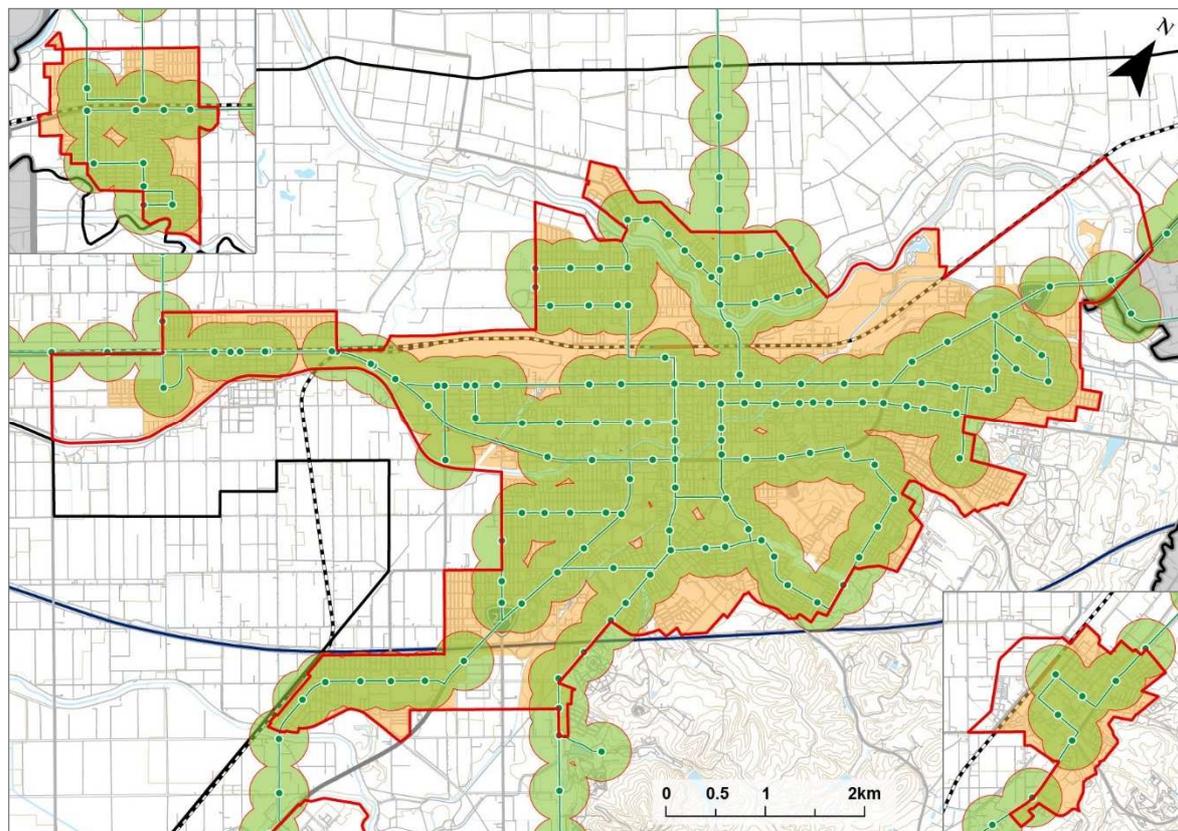


図 人口集中地区 (DID) (令和 2 年国勢調査)

- \*1 国勢調査において、40 人/ha 以上の人口密度の基本単位区が 5,000 人以上連坦している地区。
- \*2 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示される徒歩圏に基づき設定。
- \*3 内科を有する医療施設、子育て支援施設、商業施設（スーパーマーケットまたはコンビニエンスストア）全ての施設が徒歩圏内にあるエリア。

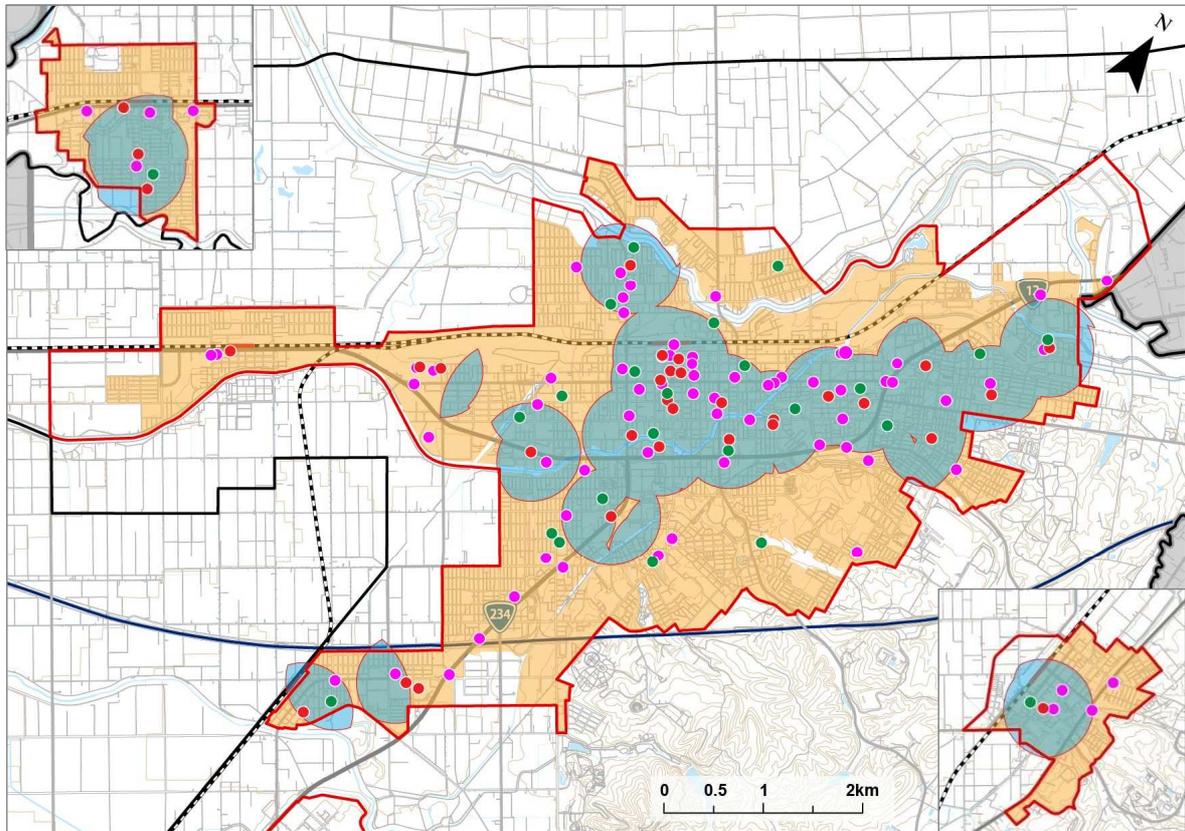
バス停留所から 300m 圏内のエリアと居住誘導区域の候補とするエリアを重ね合わせた図は以下のとおりです。



-  :行政界
-  :都市計画区域
-  :用途地域
-  :居住誘導区域の候補エリア
-  :バス停留所
-  :バス停留所から300m圏内のエリア

図 バス停留所から 300m 圏内のエリア

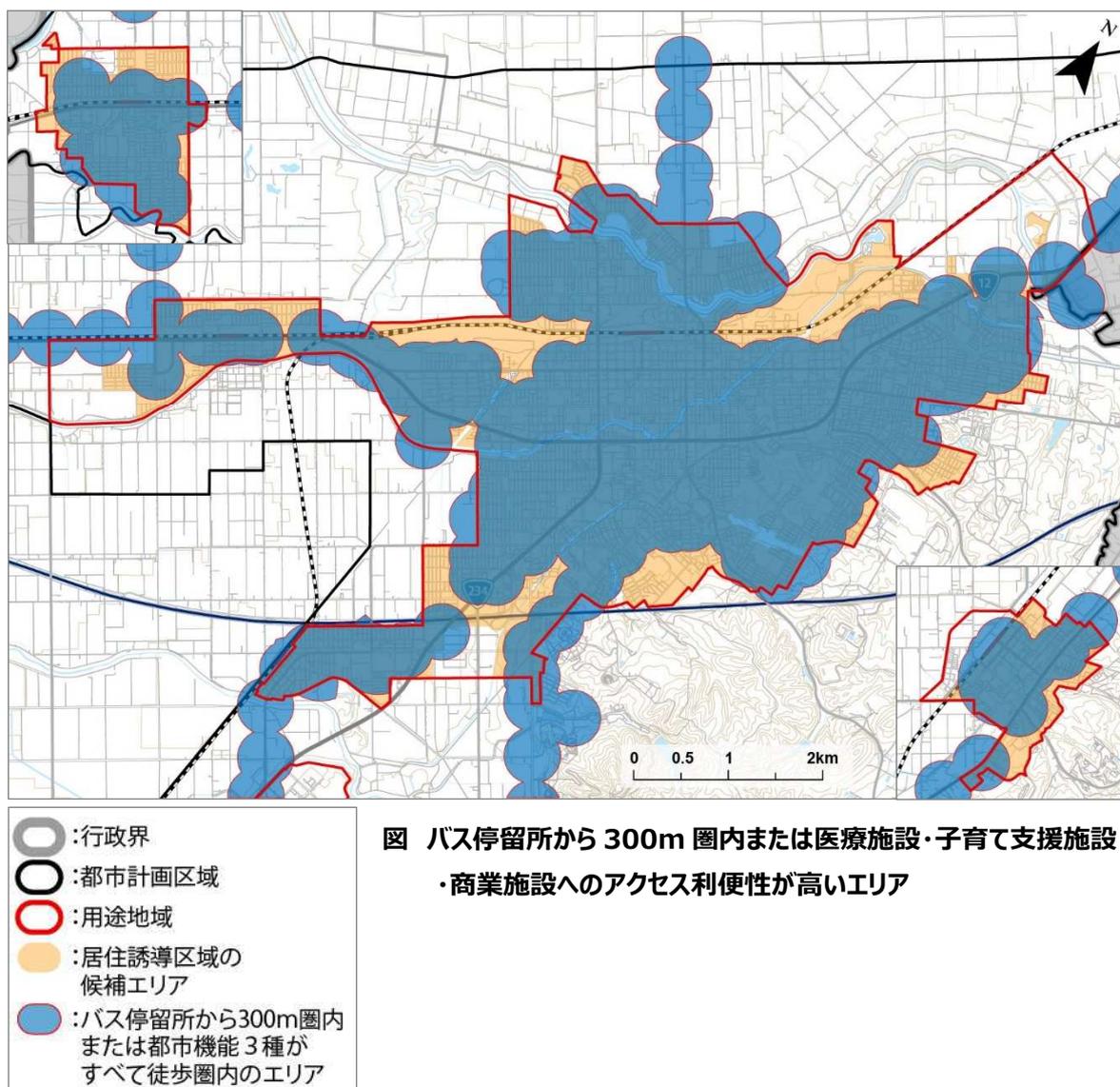
医療施設・子育て支援施設・商業施設へのアクセス利便性が高いエリア（全ての施設が徒歩圏内のエリア）と居住誘導区域の候補とするエリアを重ね合わせた図は以下のとおりです。



-  :行政界
-  :都市計画区域
-  :用途地域
-  :居住誘導区域の候補エリア
-  :都市機能の3種がすべて徒歩圏内のエリア
-  :商業施設
-  :医療施設
-  :子育て支援施設

図 医療施設・子育て支援施設・商業施設へのアクセス利便性が高いエリア

バス停留所から 300m圏内のエリアまたは医療施設・子育て支援施設・商業施設へのアクセス利便性が高いエリア（全ての施設が徒歩圏内のエリア）と居住誘導区域の候補とするエリアを重ね合わせた図は以下のとおりです。



Q4「人口集中地区（DID）で、バス停留所 300m圏内または都市機能へのアクセス利便性が高いエリア」を踏まえた居住誘導区域は以下のとおりです。

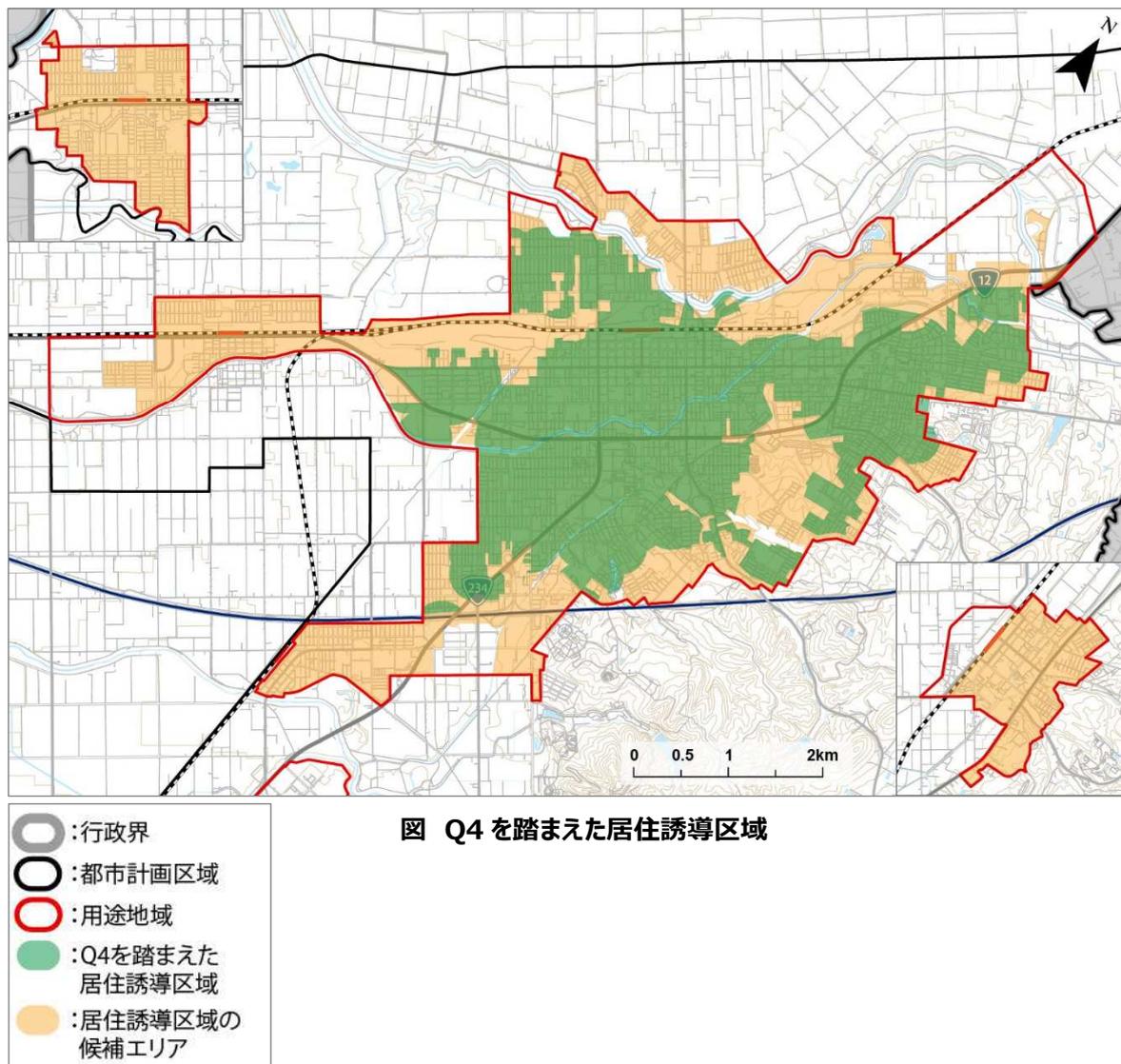


図 Q4 を踏まえた居住誘導区域

Q3・Q4 の条件を満たす区域を合わせると以下のようになります。この区域をもとに、条丁目境界等を踏まえ、居住誘導区域を設定しました。

居住誘導区域の候補とするエリアのうち、居住誘導区域から外れたエリアは居住環境維持区域に設定します。

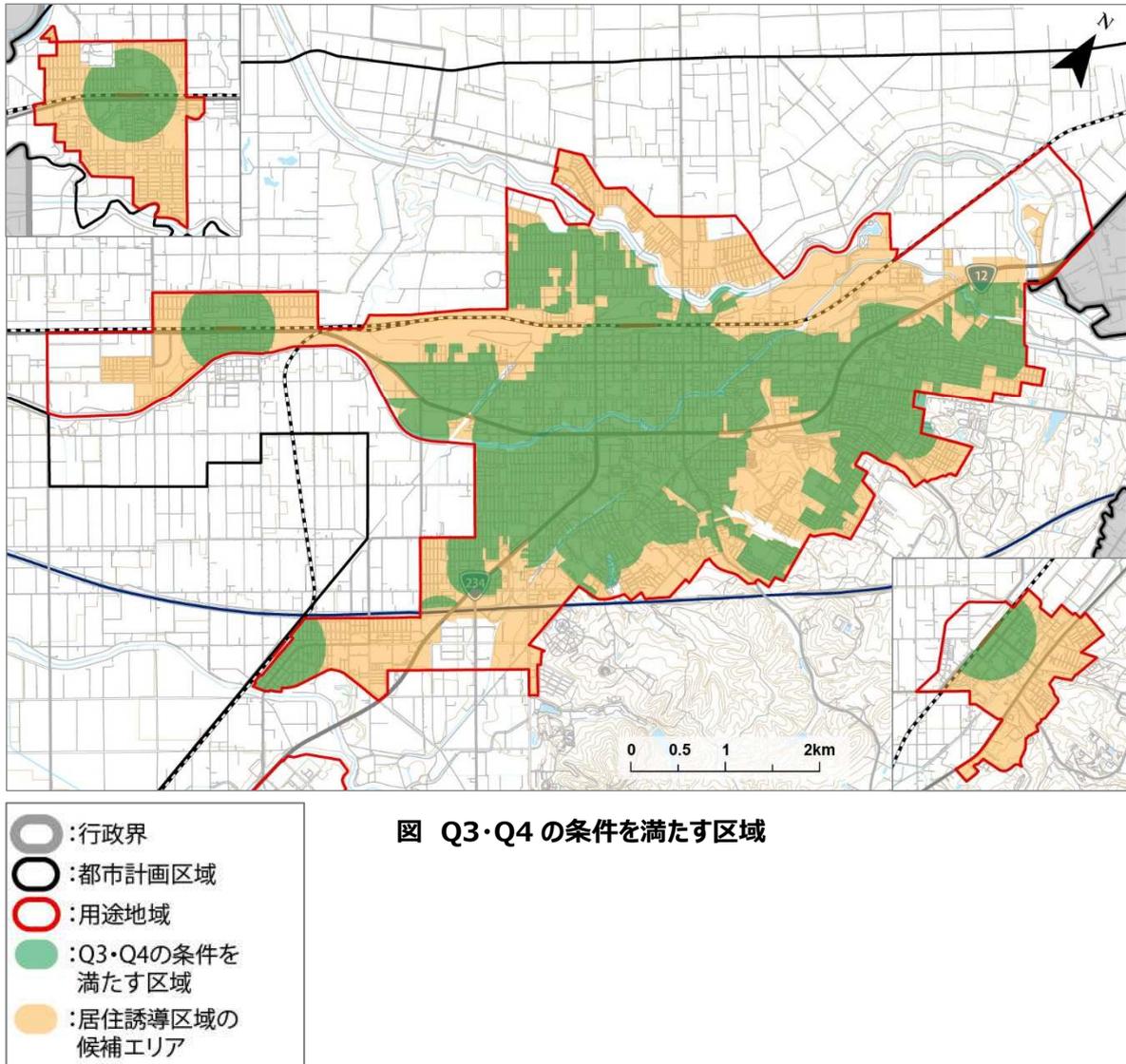


図 Q3・Q4 の条件を満たす区域

## 2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導することで、これら各種サービスの効率的な提供を図ることを目指すものです。

岩見沢市の都市機能誘導区域は、「岩見沢の魅力を高めるまちづくり」で設定したゾーンを考慮しながら、以下の条件のいずれかを満たす区域を対象に設定します。

- ・ 公共施設や商業施設、医療施設等の都市機能が一定程度充実していること
  - ・ 公共交通によるアクセス利便性が高い区域であること
  - ・ 市内全域および周辺の市町村からの利用が見込まれる都市機能が立地している（立地が見込まれる）こと
- ※低層住宅の居住環境の保護が求められる用途地域（第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域）に該当する場合は、都市機能誘導区域には含めないこととします。

岩見沢市では下表に示す「中央地区」、「東地区」、「西地区」に都市機能誘導区域を設定します。都市機能誘導区域の面積は、市全体で約 440ha、用途地域内の面積の約 14%となります。

地区名称	地区の特徴
中央地区	各種公共施設や医療施設が集積して立地しているほか、JR 岩見沢駅やバスターミナル等の交通拠点も立地しており、市民生活を支える重要な役割を担う区域である。将来都市構造における「都市拠点」や「文化・交流ゾーン」、「文教ゾーン」、「スポーツ・レクリエーションゾーン」に誘導区域を設定する。
東地区	現状都市機能の集積は少ないが、今後岩見沢市立総合病院の移転先となる区域である。市立病院の移転を契機に拠点化していくことを展望し、将来都市構造における「中核病院ゾーン」に誘導区域を設定する。
西地区	ロードサイド型の大型店舗が集積する区域である。 こうした店舗は生活を支える重要な役割を担っており、今後も施設の維持や集積を図ることを目的として将来都市構造における「沿道商業ゾーン」に誘導区域を設定する。

都市機能誘導区域の範囲は以下のとおりです。

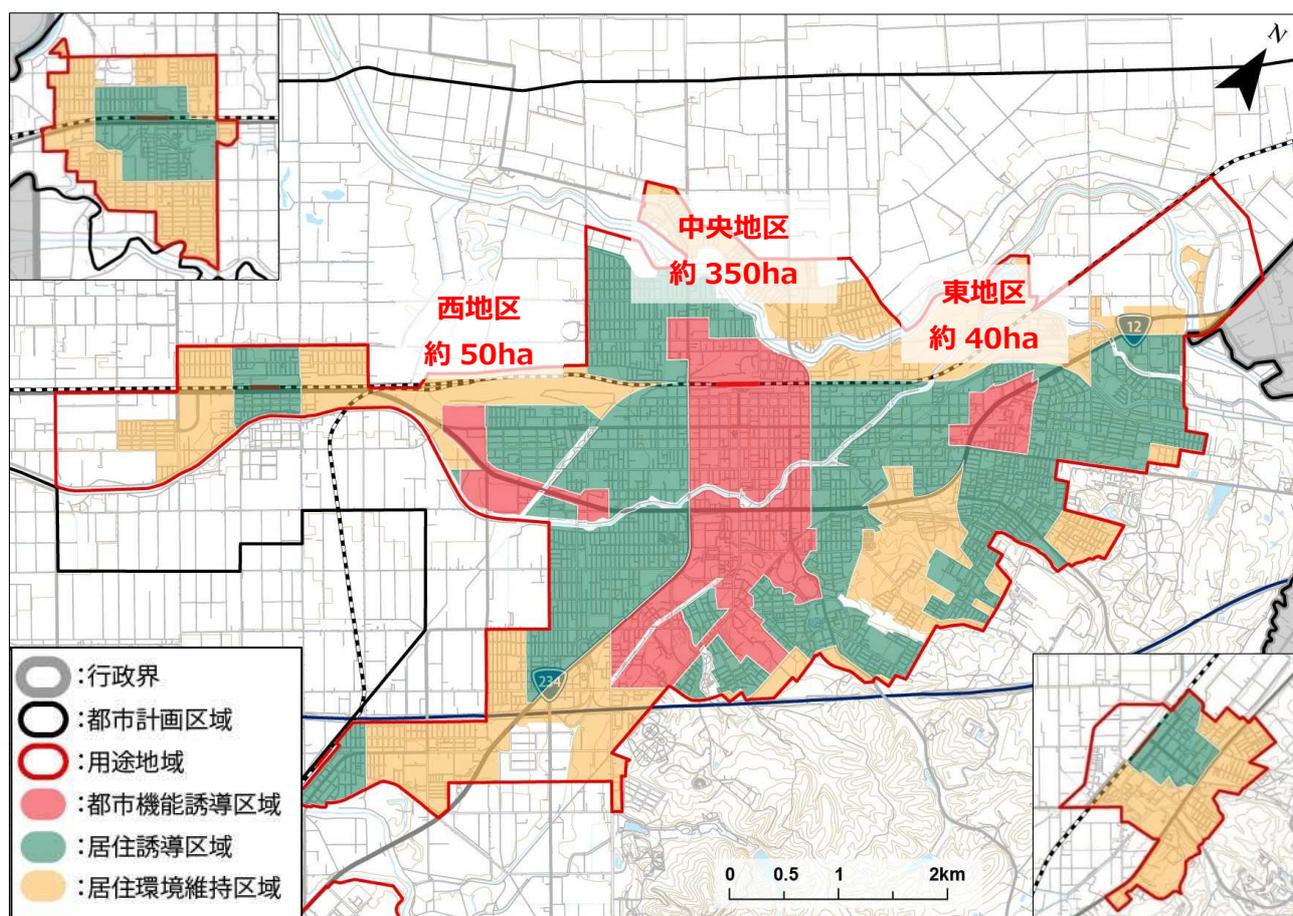


図 都市機能誘導区域

<都市機能誘導区域と将来都市構造の関係性について>

都市機能誘導区域と将来都市構造図に示す拠点やゾーンを重ね合わせると以下ようになります。

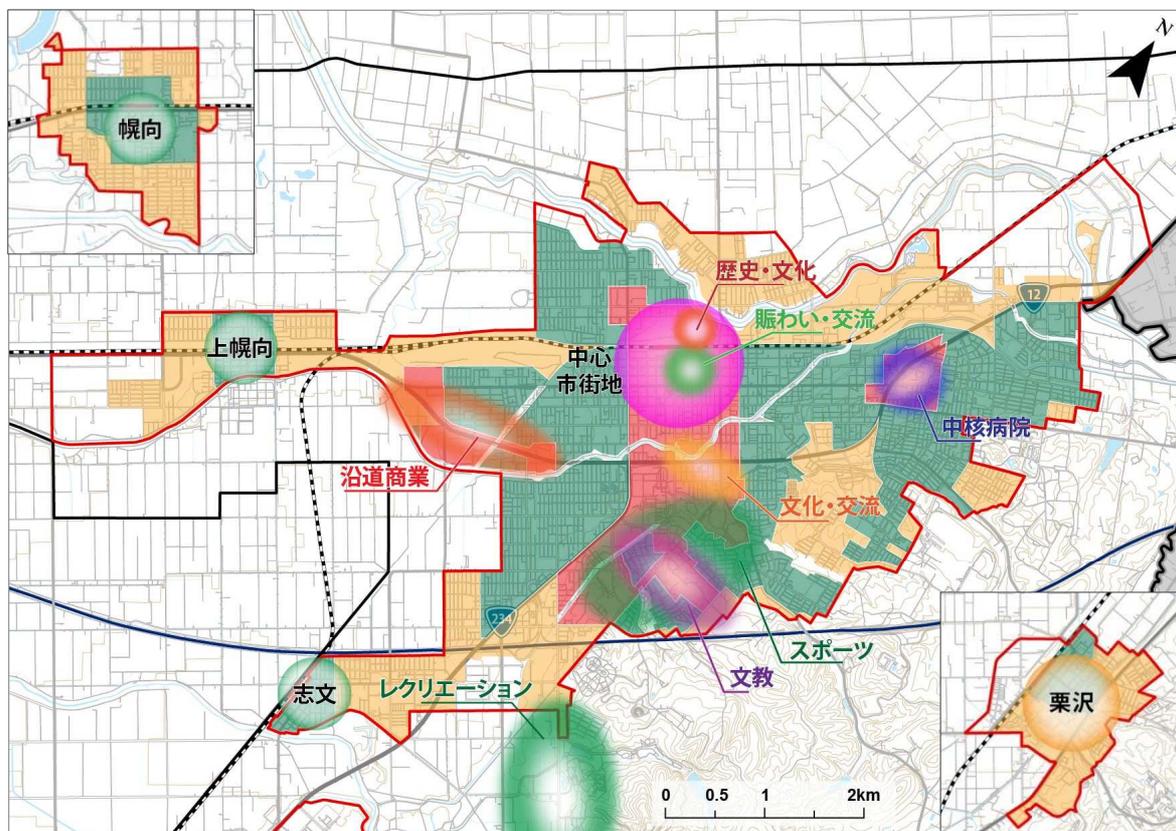
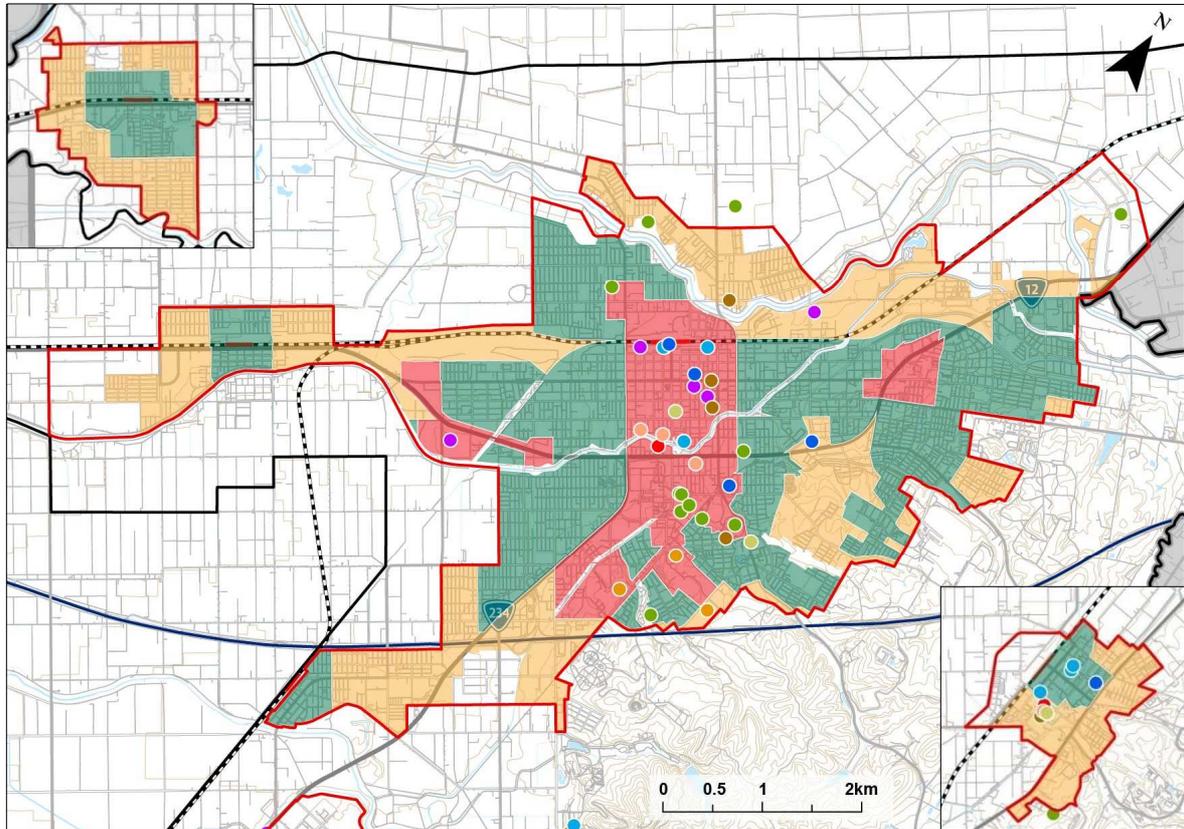


図 都市機能誘導区域と将来都市構造

<都市機能誘導区域と都市機能立地の関係性について>

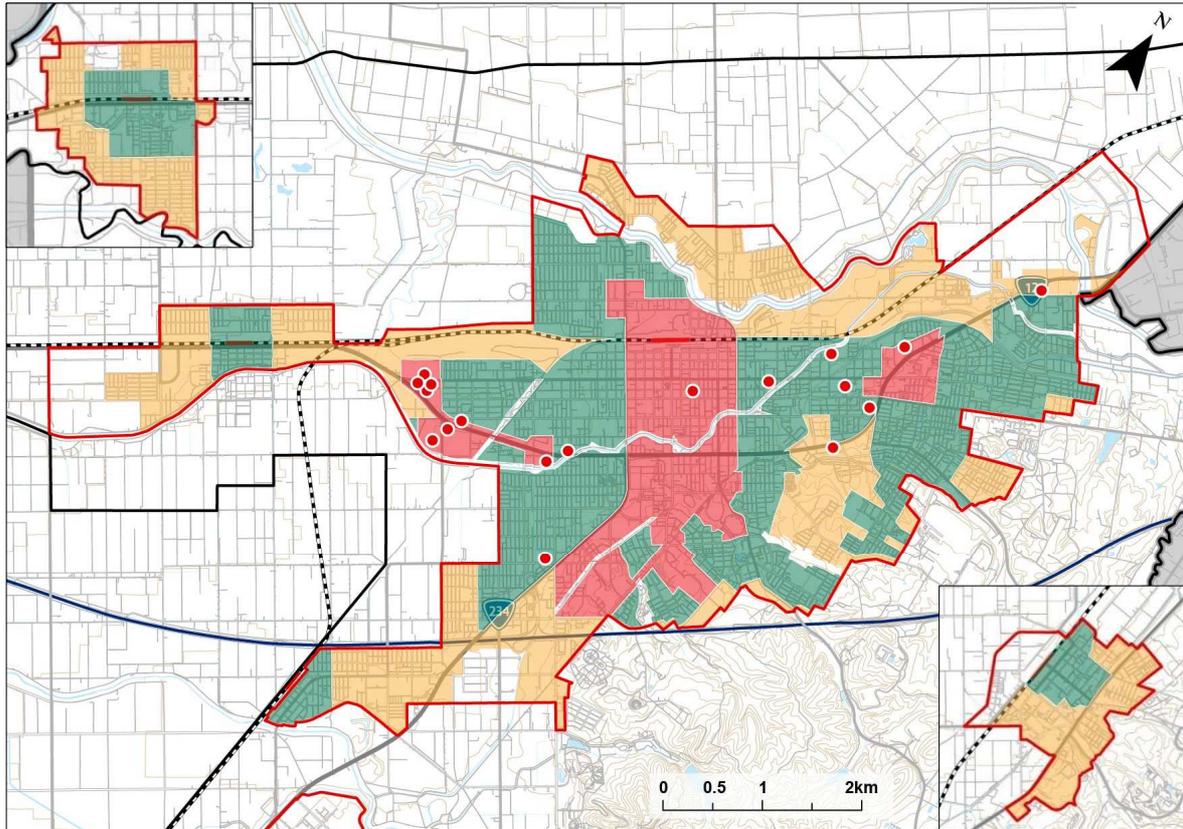
都市機能誘導区域と市の所有する主な公共施設の立地状況を重ね合わせると以下ようになります。



- : 行政界
  - : 都市計画区域
  - : 用途地域
  - : 都市機能誘導区域
  - : 居住誘導区域
  - : 居住環境維持区域
- 公共施設
- : 行政施設
  - : 集会施設・ホール等
  - : 社会福祉施設
  - : 保健・医療施設
  - : 体育施設
  - : 教育関係施設 (学校教育)
  - : 教育関係施設 (社会教育)
  - : 産業振興施設
  - : 病院

図 都市機能誘導区域と公共施設の立地状況

都市機能誘導区域と大型商業施設の立地状況を重ね合わせると以下のようになります。



- : 行政界
- : 都市計画区域
- : 用途地域
- : 都市機能誘導区域
- : 居住誘導区域
- : 居住環境維持区域
- : 大型商業施設

図 都市機能誘導区域と大型商業施設の立地状況

### 3 誘導施設の設定

誘導施設とは、都市再生特別措置法に定める「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設\*1」のことであり、立地適正化計画では、都市機能誘導区域ごとに必要な誘導施設を定めることが必要です。

誘導施設の検討にあたっては、都市機能誘導区域の役割や都市構造上の位置づけ等を勘案し、岩見沢市のまちづくりに貢献すると考えられる施設を設定します。

前章で示したまちづくり方針および取組方針を踏まえ、岩見沢市で位置づけた3つの都市機能誘導区域（中央地区・東地区・西地区）で求められる誘導施設の考え方を示します。

#### ■ 都市機能誘導区域において求められる機能・施設

まちづくり方針	取組方針	求められる誘導施設の考え方	立地すべき都市機能誘導区域		
			西	中央	東
人口減少を想定した持続可能なコンパクトなまちづくり	(1) 公共施設の再編・集約	不特定多数の利用が見込まれる公共施設		○	
	(2) 持続可能な公共交通ネットワークの構築	公共交通の結節点となる機能		○	
	(3) 空き地・空き家対策	(居住誘導に向けた施策を実施)			
岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり	(4) 中心市街地の魅力の向上	市民や来街者が気軽に立ち寄り滞在・交流することができる機能		○	
		子育て支援の拠点施設		○	
		生鮮食料品が購入できる商業施設	○	○	○
	(5) 快適な住まいの提供・居住環境の実現	市内はもとより、周辺市町村からも利用される大型商業施設	○		
		(6) 健康づくりを支援する都市空間形成	市民の健康増進の拠点施設		○
	市が運営する総合病院				○
	(7) 自然環境に親しめる空間づくり	(居住誘導に向けた施策を実施)			

誘導の考え方については、以下の3つが想定されます。本計画では、誘導施設ごとにどのような考え方が相応しいかを含めて整理しています。

転出抑制	既に都市機能誘導区域に立地しており、今後区域外へ転出することを防ぐ必要がある施設
新規立地	都市機能誘導区域外に同種の施設が既に立地しているが、都市機能誘導区域にも立地を促す施設
移転誘導	都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域に移転を促す施設

\*1 都市再生特別措置法で、「医療施設、福祉施設、商業施設その他都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と定義される施設。

本計画における誘導施設および区域は以下のとおりです。

## ■ 誘導施設の一覧表

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
公共施設	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設	転出抑制		○	
	総合振興局の庁舎	空知総合振興局の庁舎となる施設	転出抑制		○	
	市民交流施設*1	岩見沢市が設置する屋内施設で、文化活動やイベント、交流の場として、不特定多数の市民が利用できるもの	転出抑制		○	
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設	転出抑制		○	
	体育館*2	岩見沢市が設置する屋内施設で、運動やスポーツを行う場として不特定多数の市民が利用できるもの	転出抑制		○	
公共交通	バスターミナル	自動車ターミナル法第2条第4項に規定する施設	転出抑制		○	
滞在・交流	テレワーク拠点施設	サテライトオフィスやコワーキングスペースとして利用可能な施設	新規立地		○	
子育て支援	子育て支援施設	岩見沢市が設置する、市民が子育てに関する情報を入手したり、総合的な相談や支援を受けることができる拠点施設	転出抑制		○	
	屋内遊戯施設	岩見沢市あそびの広場条例第2条に規定する施設	転出抑制		○	
商業	スーパーマーケット	店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設で生鮮食料品を扱うもの	転出抑制 新規立地	○	○	○
	大規模商業施設	店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設	転出抑制	○		
医療・健康増進	病院	岩見沢市病院事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する「岩見沢市立総合病院」	移転誘導			○
	健康診断施設	岩見沢市が設置する市民の健康診断を行う施設	移転誘導			○
	健康増進施設*3	岩見沢市保健センター条例第2条に規定する施設	転出抑制		○	

\*1 「であえーる岩見沢」、「有明交流プラザ」、「岩見沢市生涯学習センターいわなび」、「まなみーる 岩見沢市民会館・文化センター」、「イベントホール赤れんが」、「岩見沢市コミュニティプラザ」、「岩見沢市自治体ネットワークセンター」が該当。

\*2 「岩見沢市総合体育館」、「岩見沢スポーツセンター」が該当。

\*3 「いわみざわ健康ひろば」が該当。

# 第5章 誘導施策と届出制度

## 1 誘導施策

居住誘導区域、都市機能誘導区域への居住や都市機能の誘導を図るための取組である誘導施策を示します。

前述したまちづくり方針である「人口減少を想定した持続可能でコンパクトなまちづくり」、「岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり」の2つの観点から、誘導施策を定めます。

都市機能の誘導	：都市機能の誘導を目的とした施策
居住の誘導	：居住の誘導を目的とした施策

### ■ 誘導施策の一覧と目的の種類

まちづくり方針	取組方針	誘導施策	実施目的	
			居住の誘導	都市機能の誘導
人口減少を想定した持続可能でコンパクトなまちづくり	(1) 公共施設の再編・集約	公共施設の再編・集約		○
		公共交通の利便性向上	○	
	(2) 持続可能な公共交通ネットワークの構築	広域的な公共交通の確保	○	
		空き地・空き家の発生抑制	○	
	(3) 空き地・空き家対策	空き家を活用した移住・定住促進	○	
岩見沢ならではの地域資源を活用した魅力あるまちづくり	(4) 中心市街地の魅力の向上	交流や就業の場の創出		○
		交流の活性化	○	○
		子育て支援の充実		○
		中心市街地へのアクセス向上		○
	(5) 快適な住まいの提供・居住環境の実現	まちなか居住の推進	○	
		公営住宅の再編・集約の促進	○	
		土地利用方針の見直し	○	○
		市街地緑辺部の市街化抑制	○	
	(6) 健康づくりを支援する都市空間形成	健康経営都市の推進		○
		健康志向の高まりに対応した公共交通の利用促進	○	
		岩見沢市新病院の整備促進		○
	(7) 自然環境に親しめる空間づくり	自然環境に親しめる空間づくり	○	

## (1) 公共施設の再編・集約

### 都市機能の誘導

岩見沢市では人口減少に伴う市税の伸び悩みによる厳しい財政状況の中、多くの公共施設の老朽化が進行しており、総量の適正化等、計画的な維持管理を行う必要があります。

こうした課題に対応するため、公共施設の再編・集約による総量削減を進めます。

また、市内外からの利用が見込まれる公共施設の再編・集約の検討にあたっては、市民の利便性を確保する観点から、都市機能誘導区域での整備を基本に検討を行います。

### ■ 関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
公共施設	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設	転出抑制		○	
	総合振興局の庁舎	空知総合振興局の庁舎となる施設	転出抑制		○	
	市民交流施設	岩見沢市が設置する屋内施設で、文化活動やイベント、交流の場として、不特定多数の市民が利用できるもの	転出抑制		○	
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設	転出抑制		○	
	体育館	岩見沢市が設置する屋内施設で、運動やスポーツを行う場として不特定多数の市民が利用できるもの	転出抑制		○	

## (2) 持続可能な公共交通ネットワークの構築

### ① 公共交通の利便性の向上

#### 居住の誘導

市民アンケート調査では、居住環境として重要と考えることについて、7割近くの方が「鉄道やバス等の公共交通が整っていること」を挙げており、居住の誘導にあたり公共交通の利便性を確保することが効果的と考えられます。

北海道や関係団体と連携して、MaaS\*1等の推進に取り組むとともに、ICカードやバスロケーションシステム\*2等、岩見沢市の優れたICT基盤を公共交通分野でも利活用するための検討を進めます。

また、豪雪地帯の岩見沢市において、道路管理者等と連携して安定運行の確保に努めるとともに、バスマップや総合時刻表、ホームページやSNS等での情報発信の充実を図ります。

### ② 広域的な公共交通の確保

#### 居住の誘導

広域的な人の移動や物流を支えるJR函館線とJR室蘭線については、関係自治体等と連携・協力しながら、将来にわたる輸送体制の確保に努めるとともに、鉄道の利用促進を図ります。

\*1 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

\*2 バスの到着時刻やバスの現在位置などをスマートフォンなどでリアルタイムに閲覧できるサービス。

### (3) 空き地・空き家対策

#### ① 空き地・空き家等の発生抑制 居住の誘導

管理不全空家の場所を町会（自治会）と共有するため、岩見沢市が作成した「空き家マップ」を配付する等、地域と連携した空き家等の見守りや効果的な助言・指導に繋がります。

また、「特定空家等\*1」と判定した場合は、その所有者等に対して法に基づく「助言または指導」等を行うほか、必要に応じて建物の除却の行政代執行を行うことを検討します。

#### ② 空き家を活用した移住・定住促進 居住の誘導

空き地・空き家対策および移住・定住施策の担当部署が連携しながら、子育て世帯や就労のため受け入れた外国人等の岩見沢市への移住希望者が円滑に住居を見つけられるよう、空き家の紹介等の移住・定住促進策を検討します。

### (4) 中心市街地の魅力の向上

#### ① 交流や就業の場の創出 都市機能の誘導

中心市街地では空き地や老朽建物が増加し、土地利用の低下が課題となっているため、商店街の回遊性を高める新規店舗の開業促進や既存店舗の魅力の向上を図ります。

具体的には、店舗、事務所、ホテル等、交流や就業の場となる建物の新築や店舗の改修、空き店舗の改修に対する補助に取り組みます。

また、テレワーク\*2 拠点やコワーキングスペース\*3 など交流・滞在の拠点となる機能を整備する際の支援を検討します。

#### ■ 関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
滞在・交流	テレワーク拠点施設	サテライトオフィス*4 やコワーキングスペースとして利用可能な施設	新規立地誘導		○	

\*1 「空家等対策の推進に関する特別措置法」で定める空家で、そのまま放置すれば、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③著しく景観を損なっている状態、④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 があると認められるもの。

\*2 ICT 技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

\*3 さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペース。

\*4 企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィス。

## ②交流の活性化

都市機能の誘導

居住の誘導

中心市街地での交流の活性化に向け、多様な交流を促進することで、まちなかの利用価値を高め、居住や商業施設等の機能を維持・誘導します。

具体的には、商店と消費者やサークル活動（市民団体の交流）、事業者間の交流を促進するほか、外国人旅行者を含めた道外からの観光誘客の推進を通じて、多様な交流の活性化を図ります。

支援策として、出店支援と交流機会（新商品・サービスの開発支援、イベント等の交流のきっかけとなるコンテンツづくりや情報発信等によるオンライン交流）を促進する事業への補助に取り組みます。

また、駅東市民広場、であえーる3条広場、ぷらっとパーク等、中心市街地にある公園や広場については、商店街や市民団体等が取り組むまちなかの賑わい創出を図るイベントに活用する等、まちなかの賑わいづくりに活用します。

## ③子育て支援の充実

都市機能の誘導

岩見沢市では、「であえーる岩見沢」内に「あそびの広場」を核とした「こども・子育てひろば『えみふる』」を整備し、子育て支援に係る機能の集約を進めたことから、『えみふる』は多くの市民の方に利用されています。

こども・子育て相談の窓口を一元化したこども家庭センターの機能の充実を図るとともに、「岩見沢市子育てポータルサイト」、「LINE版すこやか健康手帳アプリ」を活用した情報発信の強化に努め、子育て世帯の利便性の向上に向けた取り組みを進めます。

### ■関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
子育て支援	子育て支援施設	岩見沢市が設置する、市民が子育てに関する情報を入手したり、相談や支援を受けることができる施設	転出抑制		○	
	屋内遊戯施設	岩見沢市あそびの広場条例第2条に規定する施設	転出抑制		○	

## ④中心市街地へのアクセス性向上

都市機能の誘導

経済や観光、中心市街地活性化などの諸施策と、人の流れを支える公共交通の連携を強化し、「まちなか」の賑わいづくりに図るとともに、新たな公共交通利用者の創出を進めます。

### ■関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
公共交通	バスターミナル	自動車ターミナル法第2条第4項に規定する施設	転出抑制		○	

## (5) 快適な住まいの提供・居住環境の実現

### ① まちなか居住の推進 居住の誘導

利便性の高いまちなか居住を推進することにより、市民が快適に暮らし続けられる持続可能で安全・安心な居住環境の形成に努めます。

市民アンケート調査では、居住環境として重要と考えることについて、6割以上の方が「雪かきや雪下ろしをしなくてもいい環境であること」を挙げており、共同住宅のニーズが一定程度見込まれることから、まちなかへの居留意向の高いファミリー世帯に対応した住宅やサービス付き高齢者向け住宅等、多世代に配慮した住宅の供給を促進します。

### ② 公営住宅の再編・集約の促進 居住の誘導

市営住宅については「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づき再編や集約を進めていますが、今後の再編や集約にあたっては、居住誘導区域での整備を検討します。

道営住宅については、北海道が郊外部の団地の中心市街地への移転建替を進めていることから、引き続き北海道との連携を進めます。

### ③ 土地利用方針の見直し 都市機能の誘導 居住の誘導

誘導区域内において、専ら住宅地として利用されている区域については、空き地や空き家の活用等により土地利用を促進し、住宅地の利便性の向上や環境の保全等を図ります。

また、中心市街地等では、商業施設等の集積を図るため、土地利用規制を見直し、地域の利便性の向上等を図る手法について検討します。

#### ■ 関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
商業	スーパーマーケット	店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設で生鮮食料品を扱うもの	転出抑制 新規立地誘導	○	○	○
	大規模商業施設	店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設	転出抑制	○		

### ④ 市街地縁辺部の市街化抑制 居住の誘導

市街地縁辺部において、住宅地として開発が進まず営農されている区域について、引き続き営農を促進し農地の流動化による保全を図るため、用途地域の廃止を検討します。

また、用途地域の廃止に関する基本的な考え方として、対象となる土地の区域と要件、農業との調整等の方針や考え方をあらかじめ定めます。

## (6) 健康づくりを支援する都市空間形成

### ①健康経営都市の推進

#### 都市機能の誘導

岩見沢市が健康づくりの拠点として中心市街地に整備した「いわみざわ健康ひろば」においては市民の健康増進に向けた取組を継続するほか、「健康ポイント事業\*1」と連携したイベント開催等、市民の健康増進を進めていくため、歩きたくなる中心市街地づくりを検討します。

#### ■関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
医療・健康増進	健康増進施設	岩見沢市保健センター条例第2条に規定する施設	転出抑制		○	

### ②健康志向の高まりに対応した公共交通の利用促進

#### 居住の誘導

健康志向の高まりを踏まえ、徒歩やランニング、自転車等と組み合わせた公共交通の新たな利用形態等についての提案と、利用環境の向上について検討を進めます。

### ③岩見沢市新病院の整備促進

#### 都市機能の誘導

建物・設備の老朽化、駐車スペースの不足等の課題を抱える岩見沢市立総合病院については、人口減少下における医療機能の維持・強化を図る観点から、北海道中央労災病院と統合したうえで、新病院の建設を進めます。移転用地は、災害発生時にも医療を継続でき、交通が遮断されるリスクが低い国道12号に面した北海道中央労災病院敷地としています。

#### ■関連する誘導施設

分類	施設名	定義・根拠法	誘導の考え方	誘導施設に位置づける都市機能誘導区域		
				西	中央	東
医療・健康増進	病院	岩見沢市病院事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する「岩見沢市立総合病院」	移転誘導			○
	健康診断施設	岩見沢市が設置する市民の健康診断を行う施設	移転誘導			○

\*1 岩見沢市が取り組む「健康ポイント事業」は、歩いた歩数や町会（自治会）活動、サロン・ラジオ体操等の団体活動、人間ドックの受診や健康イベントへの参加等、健康増進に関する活動を行うとポイントが付与され、一定のポイントで商品券と交換できる仕組み。

## (7) 自然環境に親しめる空間づくり

### 居住の誘導

公園利用者の安全確保とライフサイクルコスト<sup>\*1</sup>の縮減を図るため、公園施設の適正かつ計画的な維持管理や長寿命化対策を進めます。

また、人口減少や少子高齢化に対応するため、公園の面積や利用率、近隣住民のニーズ等を考慮しながら、賑わいの創出や広場空間の創出等、公園ごとに役割を明確にしたうえで、持続可能な公園機能の再編を進めます。

---

\*1 建築物や公園施設などの企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計。

## 2 国による主な支援策

居住誘導区域や都市機能誘導区域において活用可能な、国による主な支援制度・支援事業を示します。

### ■ 国による支援制度・事業

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率	
			直接 (間接)	1/2 (1/3)
市民緑地等整備事業	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地等の利用または管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援する。 居住誘導区域内においては、面積要件を2ha以上から0.05ha以上に緩和している。	居住誘導区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)
都市構造再編集集中支援事業	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行う。	都市機能誘導区域内等	直接	1/2
		居住誘導区域内等	直接	45%
都市再生区画整理事業	空洞化が進行する中心市街地等、都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地の街区再生・整備、低利未利用地の集約による誘導施設の整備等を推進するための土地区画整理事業等の支援を行う。	都市機能誘導区域内等	直接 間接	1/2
		居住誘導区域内等	直接 間接	1/3
市街地再開発事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃化共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1/3
宅地耐震化推進事業	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を行うとともに、対策工事等に要する費用について支援する。 立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げする。	居住誘導区域内	直接	1/2
公営住宅整備事業	既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。	居住誘導区域内	直接	原則 50%等
地域居住機能再生推進事業	多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援する。	居住誘導区域内	直接	1/2等

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率	
			直接 (間接)	
集約都市形成支援事業	居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を移転するときに、移転跡地の緑地等整備を支援する。	居住誘導区域内外	直接 (間接)	1/2 (1/3)
	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査について支援する。	居住誘導区域内外	直接 (間接)	1/2 または 500万円
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。	居住誘導区域内	直接	3% 5% 7%
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、街なか居住の促進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対し支援する。	都市機能誘導区域内	直接 (間接)	1/2 等 (1/3)
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住み替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内等  居住誘導区域内	直接 (間接)	1/3 等 (1/3)
バリアフリー環境整備促進事業	高齢者・障がい者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1/3
スマートウェルネス住宅等推進事業	「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き下げ等を行い、整備を支援する。	都市機能誘導区域内	間接	1/10 (新築) 1/3 (改修)
フラット35地域連携型	地方公共団体による住宅の建設・購入に対する財政的支援と合わせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（当初5年間、0.25%引下げ）。	居住誘導区域内	—	—

### 3 届出制度

都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 の規定に基づき、都市機能誘導区域内外または居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

#### (1) 都市機能誘導区域内外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する以下に示す開発行為または建築等行為を行おうとする場合、さらに都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止する場合は、市長への届出が義務づけられます。

#### ■届出の対象となる行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休止または廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合

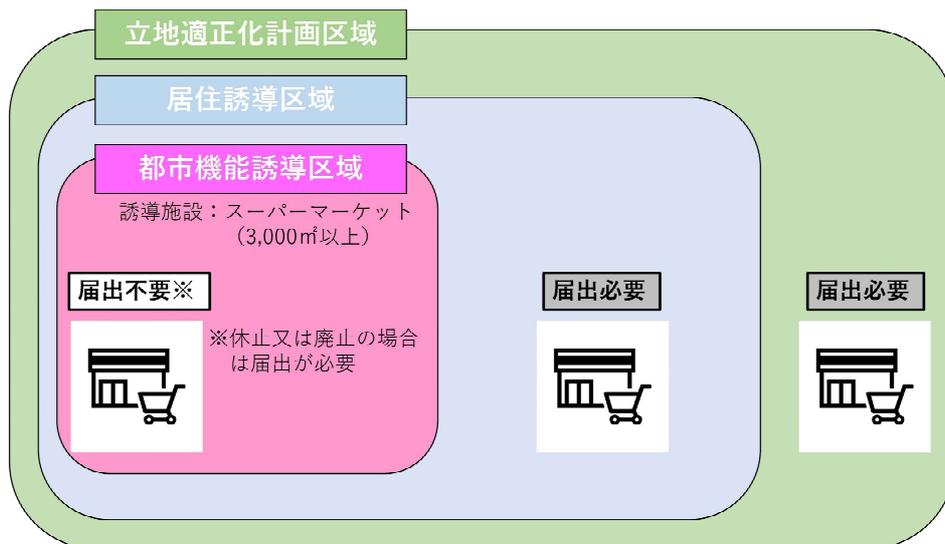


図 届出の対象となる行為のイメージ

資料: 国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」をもとに作成

## (2) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為または建築等行為を行おうとする場合は、市長への届出が義務づけられます。

### ■ 届出の対象となる行為

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為*</li> </ul>
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合*</li> <li>③ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合</li> </ul>

※計画策定時点（令和7年3月）で、岩見沢市では該当する条例は定めていません。

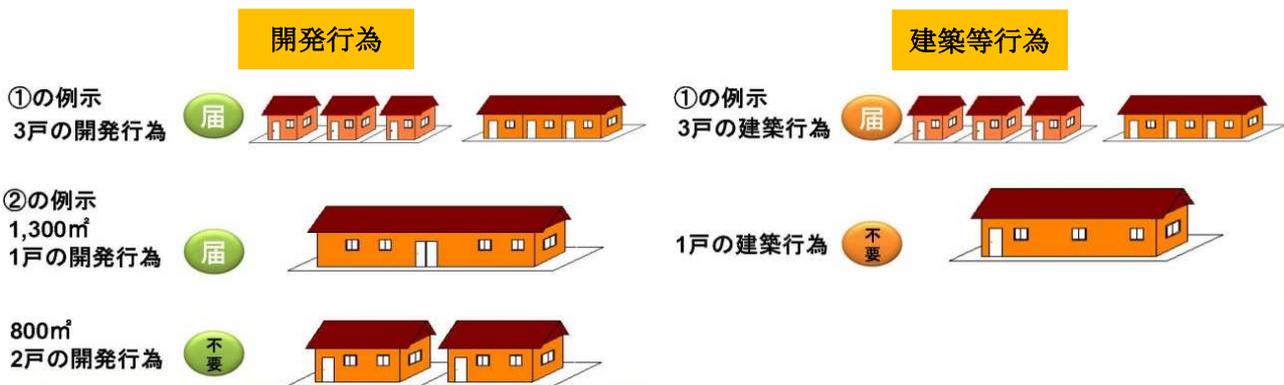


図 届出の対象となる行為のイメージ

資料: 国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」

## 第6章 防災指針

### 1 防災指針の目的と位置づけ

立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえ居住誘導・都市機能誘導区域を設定し、災害に強いまちづくりとコンパクトなまちづくりをあわせた防災まちづくりを進めることが求められていますが、岩見沢市においては、洪水による浸水エリアが市街地の広範囲に及んでおり、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。

こうした状況を踏まえ、災害リスクをできる限り回避もしくは低減させることを目的とし「災害に強い安全・安心なまちづくり」に向けた取組を定めます。

なお、防災指針は本計画の一部をなすものであるため、「第6次岩見沢市総合計画」に即し、「岩見沢市強靱化計画」、「岩見沢市地域防災計画」等の防災分野の計画と連携・整合を図るものとします。

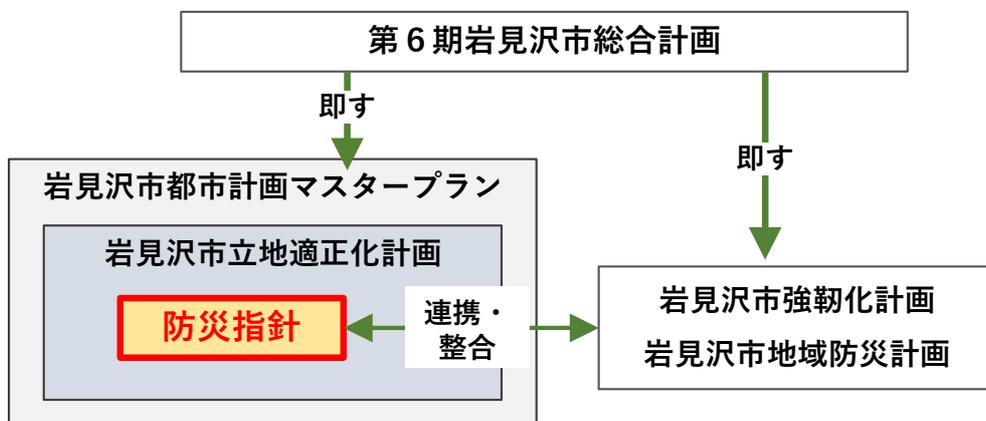


図 防災指針の位置づけ

## 2 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出

ここでは、岩見沢市で想定される洪水、地震、土砂災害について、災害リスクの分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出を行います。

### (1) 洪水

#### ① 浸水深さ（想定最大規模）

「想定最大規模の洪水浸水想定区域」\*1 をみると、幌向地域および南町地域の道央自動車道以南を中心に3m以上の浸水が予測されています。また、上幌向地域、中央地域、南町地域、日の出地域の広い範囲で0.5m以上の浸水が想定されています。

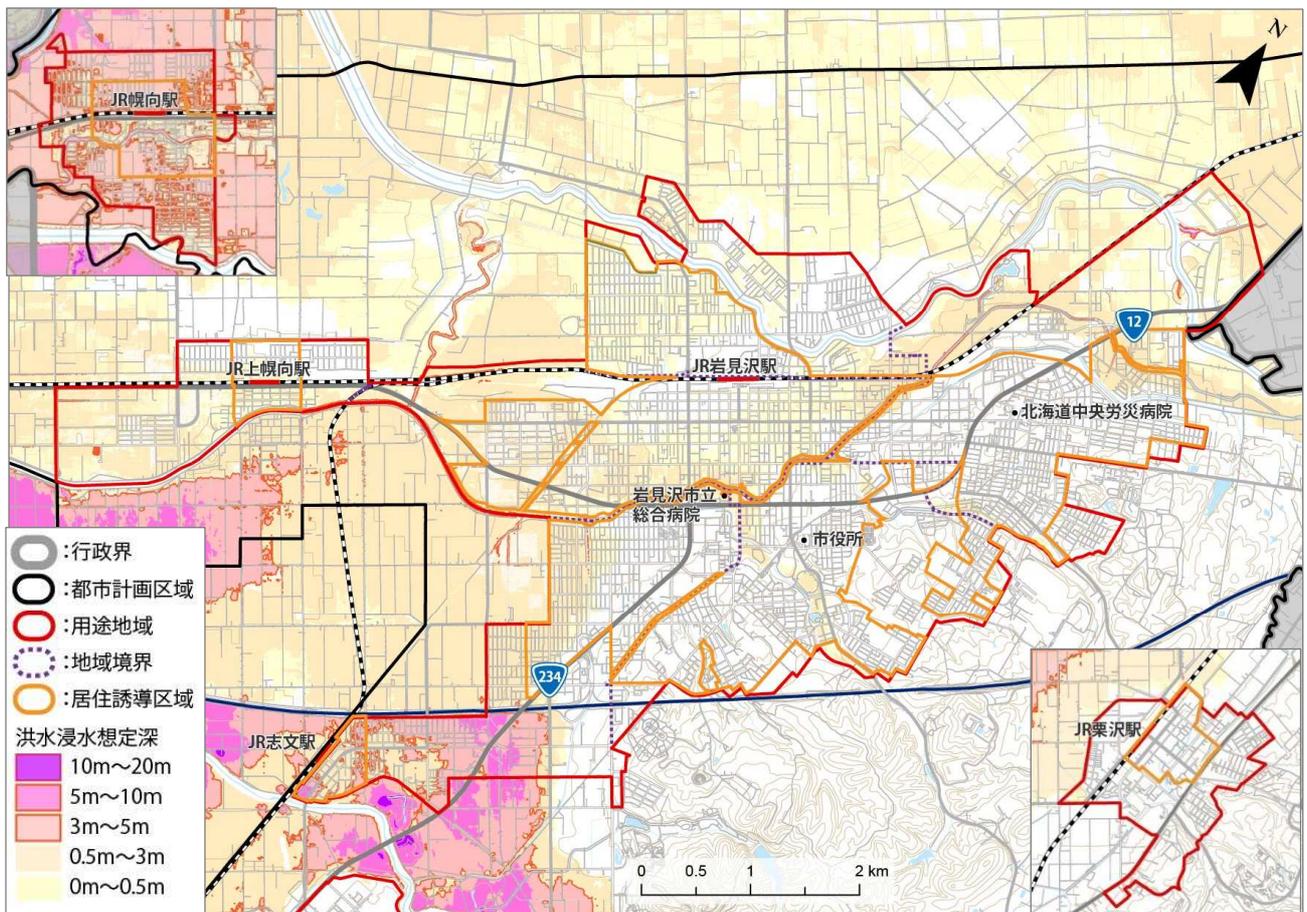


図 洪水浸水想定区域（最大規模）の指定状況（再掲）

\*1 国や北海道が管轄する河川が1000年に1度の確率で降る大雨により増水し氾濫した際に、浸水する範囲。

<浸水深さ（計画規模）>

「計画規模の洪水浸水想定区域」\*1をみると、南町地域の道央自動車道以南の一部区域で3m以上の浸水が予測されています。また、幌向地域のほぼ全域および、上幌向地域、中央地域、南町地域の広い範囲で0.5m以上の浸水想定がされています。

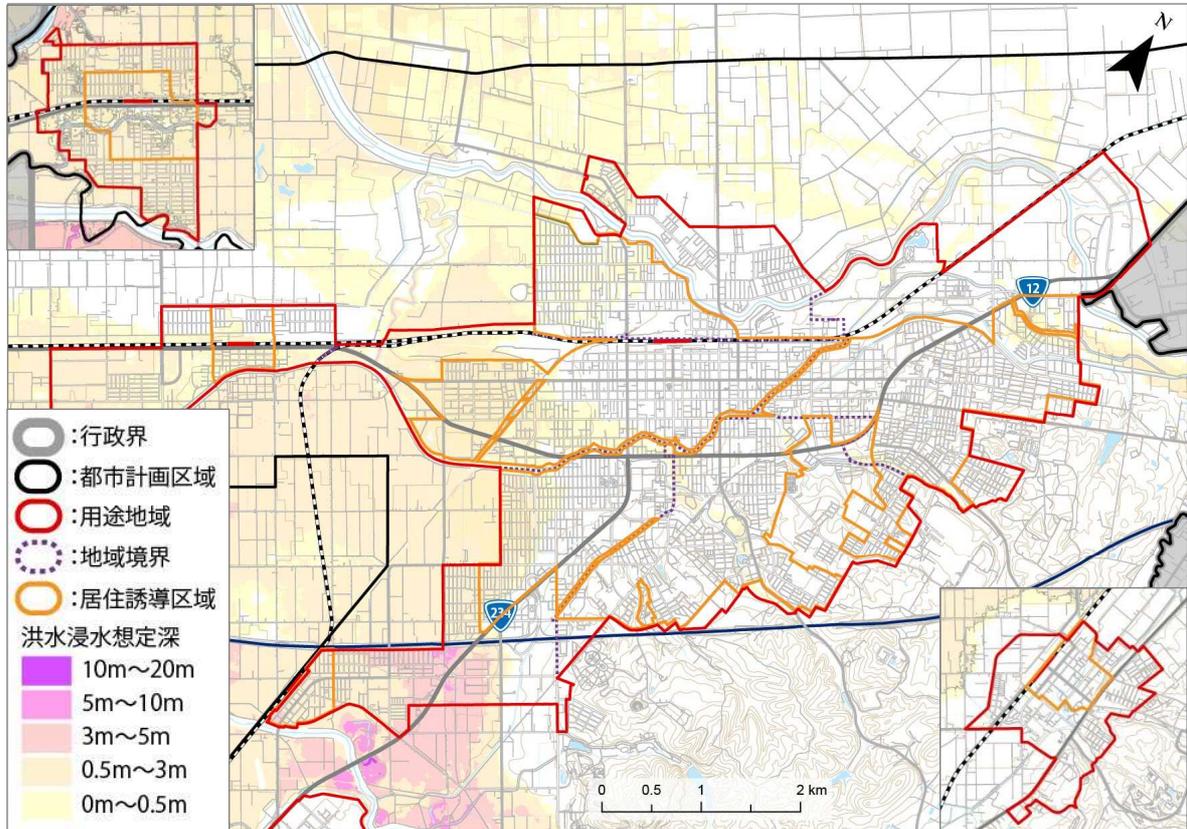


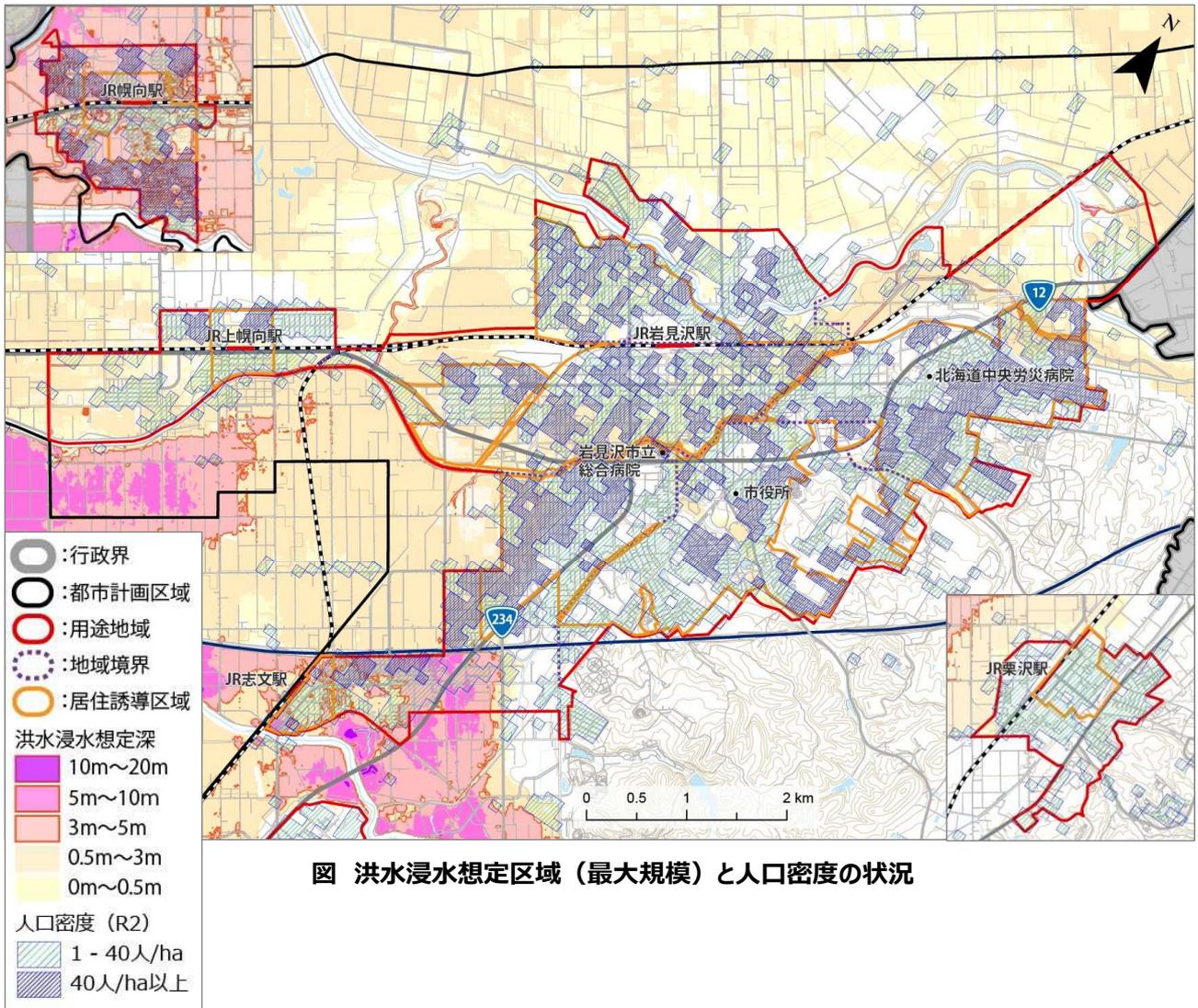
図 洪水浸水想定区域（計画規模）の指定状況

資料: 国土交通省「国土数値情報」

\*1 国や北海道が管轄する河川が計画規模（100年～150年）に1度の確率で降る大雨により増水し氾濫した際に、浸水する範囲。

想定最大規模の洪水浸水想定区域と岩見沢市の人口分布の状況を重ねてみると、幌向地域および南町地域の道央自動車道以南等では、人口密度が40人/ha以上と比較的高い場所で3m以上の浸水が想定されています。

また、上幌向地域、中央地域、北地域、日の出地域等の人口密度の高い場所では3m未満の浸水が想定されています。



想定最大規模の洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者施設（こどもや高齢者、障がい者の利用が見込まれる施設）の立地状況をみると、中央地域に多くの施設が立地しているほか、3m以上の浸水が想定される幌向地域や南町地域の道央自動車道以南にも多くの施設が立地している状況にあります。

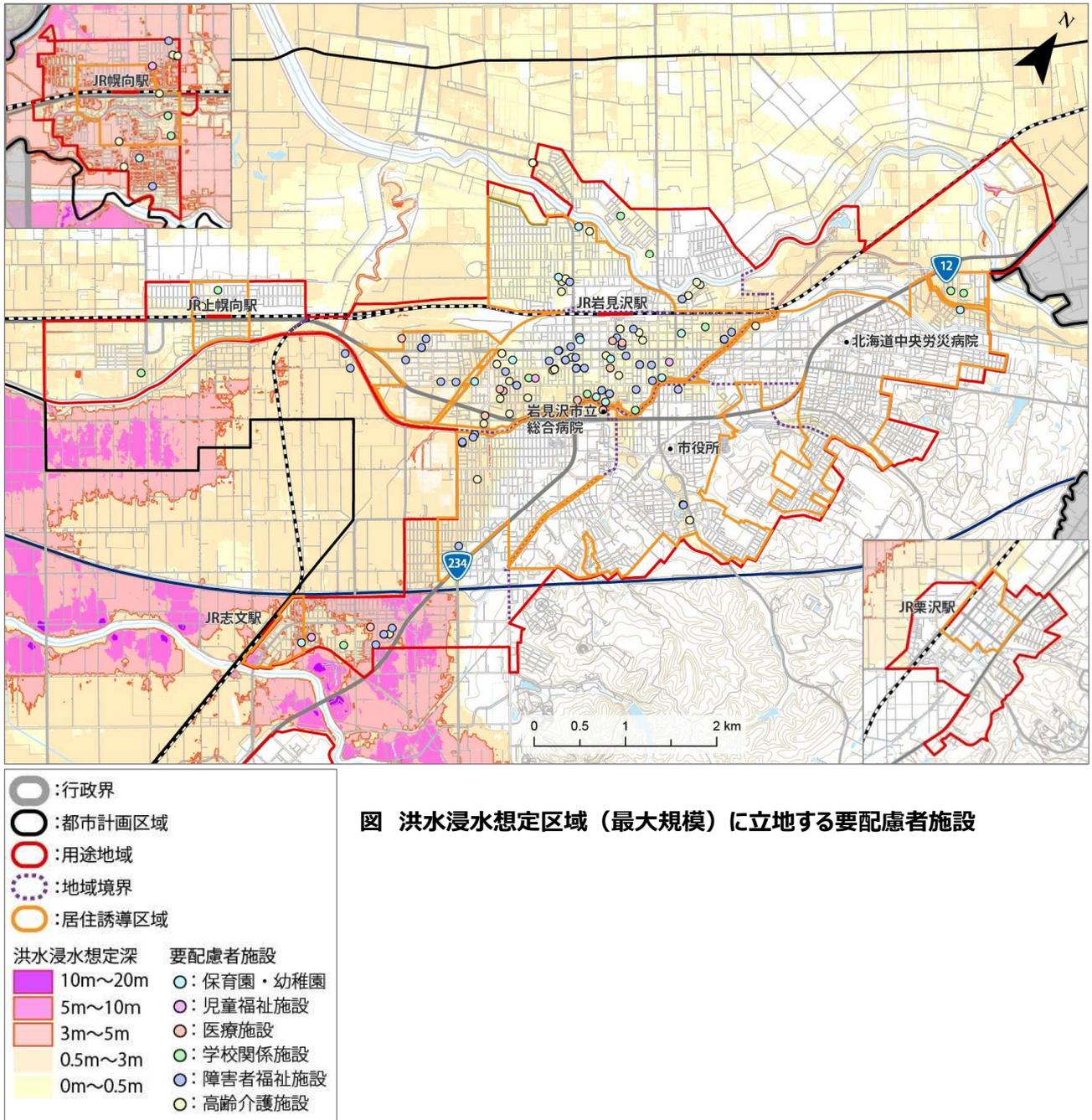


図 洪水浸水想定区域（最大規模）に立地する要配慮者施設

## ②浸水継続時間

石狩川の氾濫による洪水浸水継続時間をみると、幌向地域のほぼ全域で1日以上浸水が想定されています。また、利根別川沿いを中心とした中央地域、日の出台地域、北地域の一部でも1日以上浸水が想定されています。

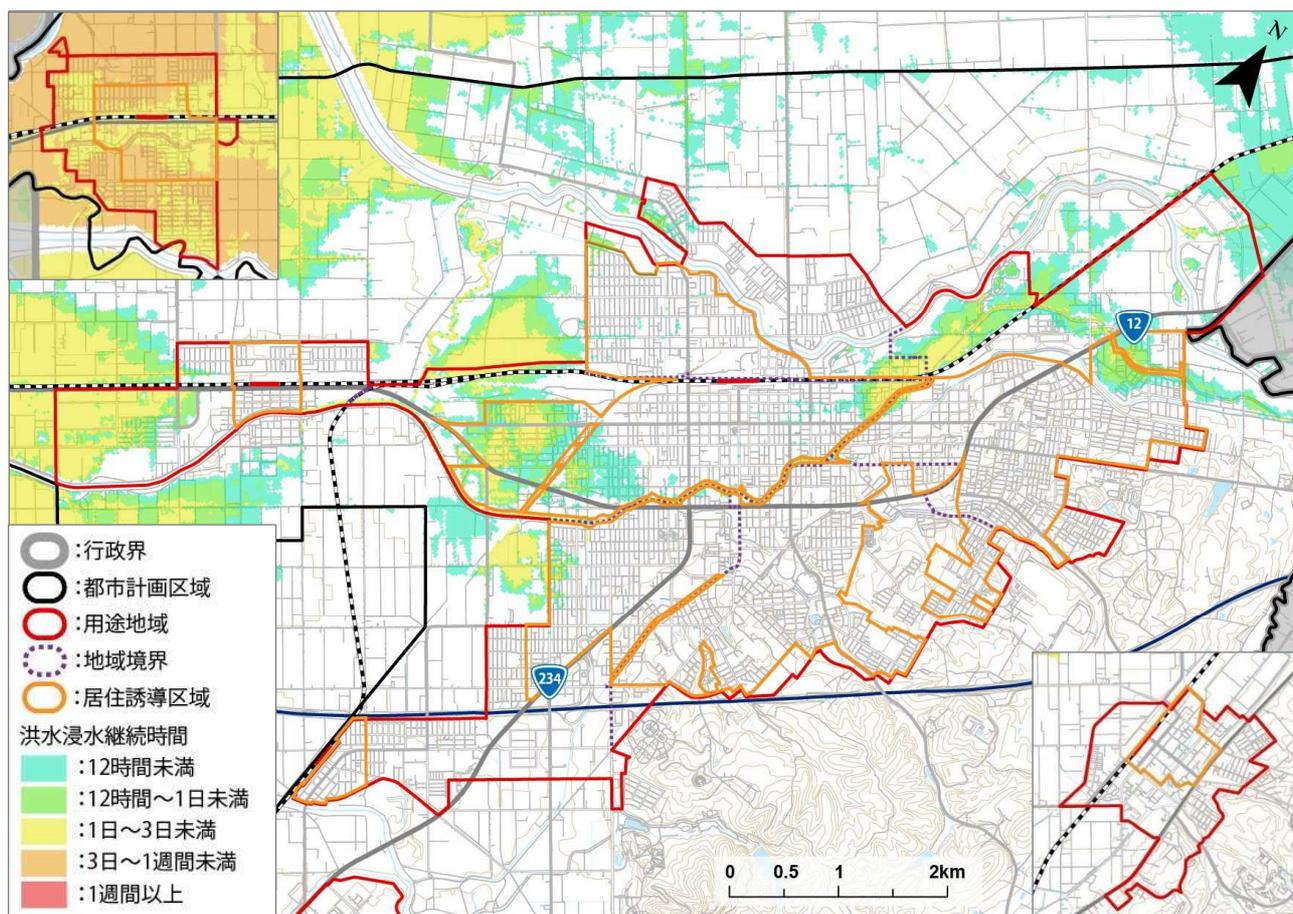


図 石狩川の氾濫による洪水浸水想定区域（継続時間）の指定状況

資料：北海道開発局資料をもとに作成

幌向川の氾濫による洪水浸水継続時間をみると、幌向地域の広い範囲で1日以上の浸水が想定されています。また、南町地域や上幌向地域、中央地域の一部で1日以上の浸水が想定されています。

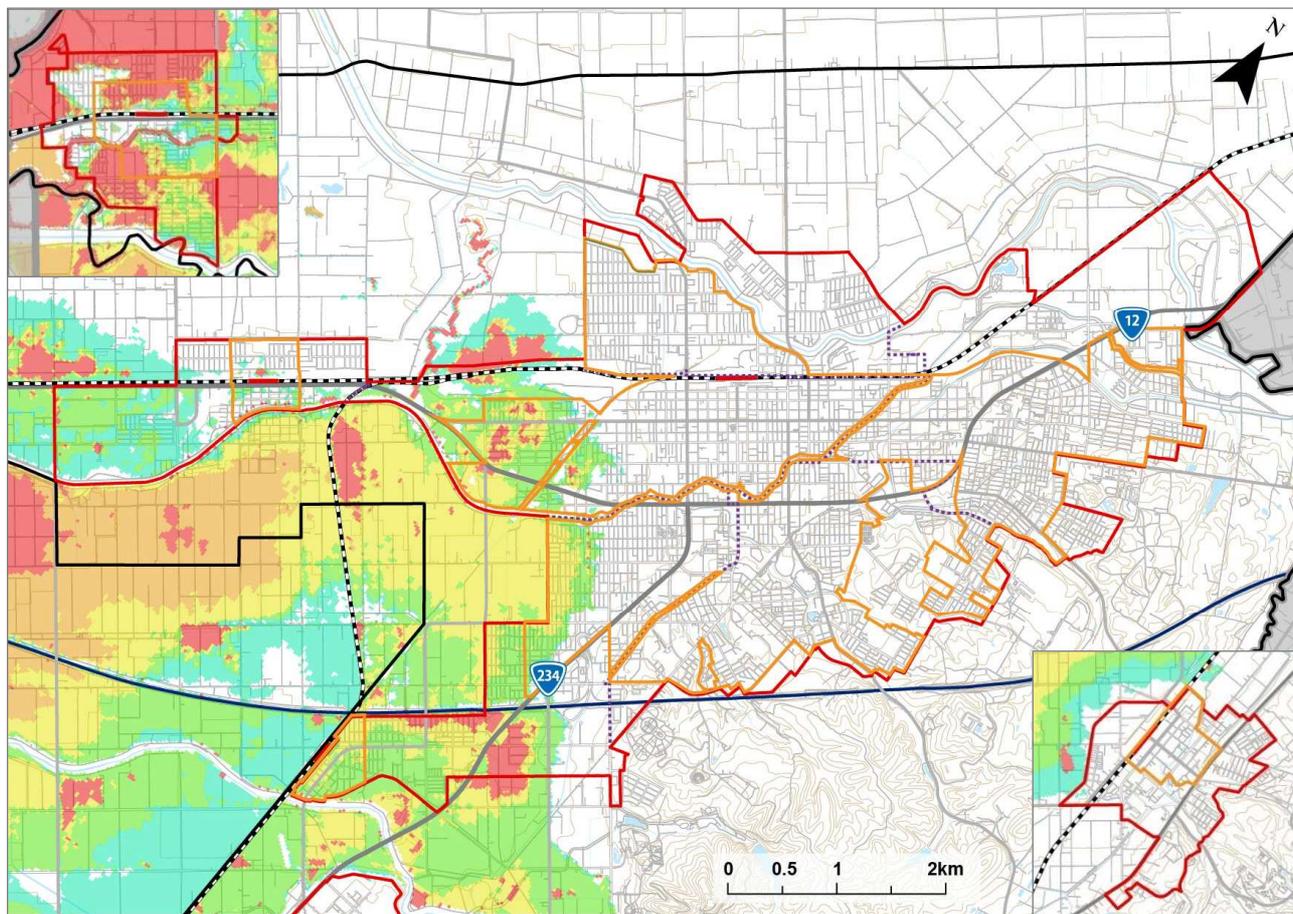
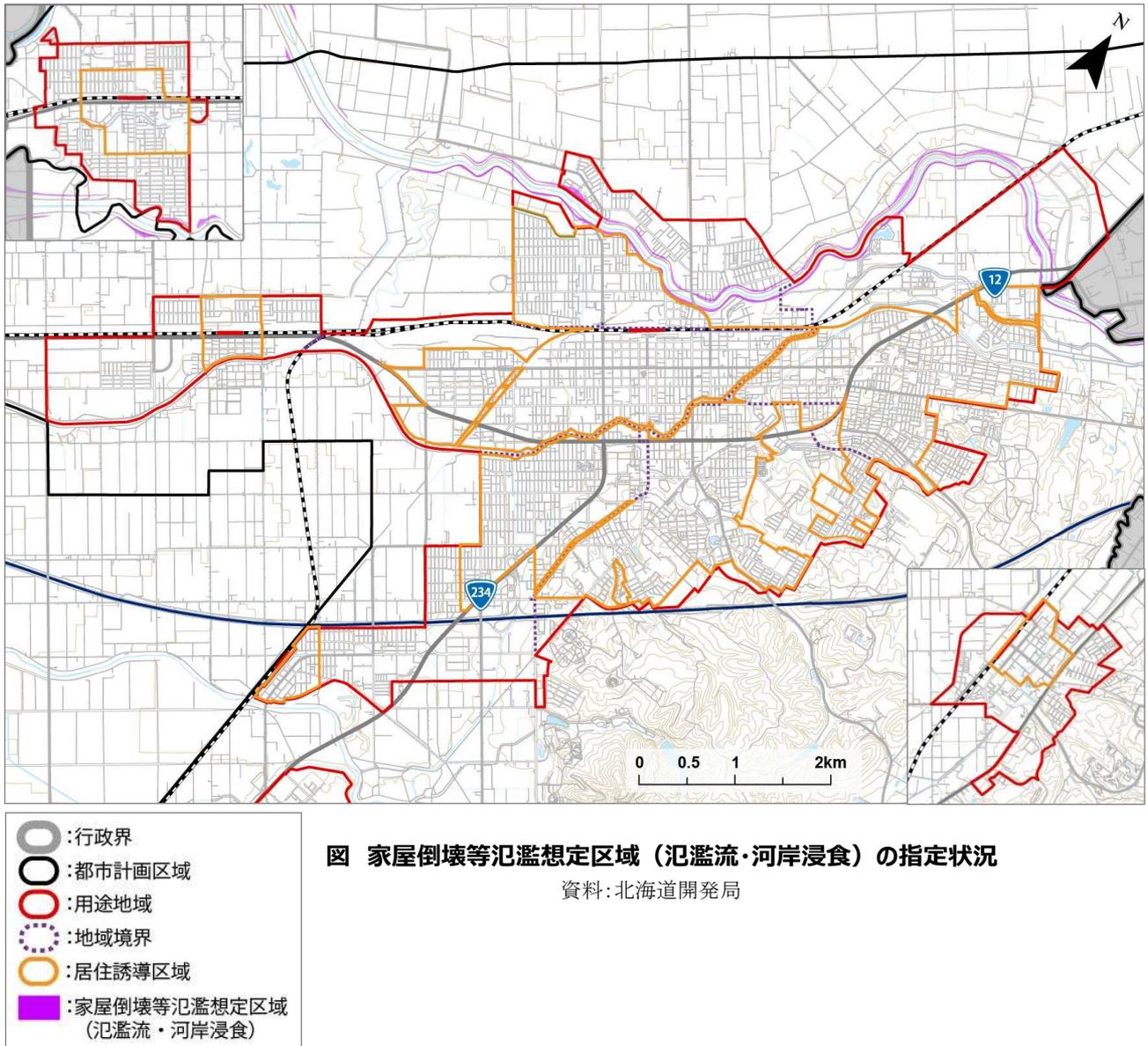


図 幌向川の氾濫による洪水浸水想定区域（継続時間）の指定状況

資料：北海道資料をもとに作成

### ③家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、幾春別川沿いに指定されています。



#### ④指定避難所の立地状況

洪水の際に利用できる避難所の立地状況をみると、中央地域西部や上幌向地域、幌向地域や南町地域等、洪水浸水想定区域内において徒歩圏に避難所が立地していないエリアが多くみられます。

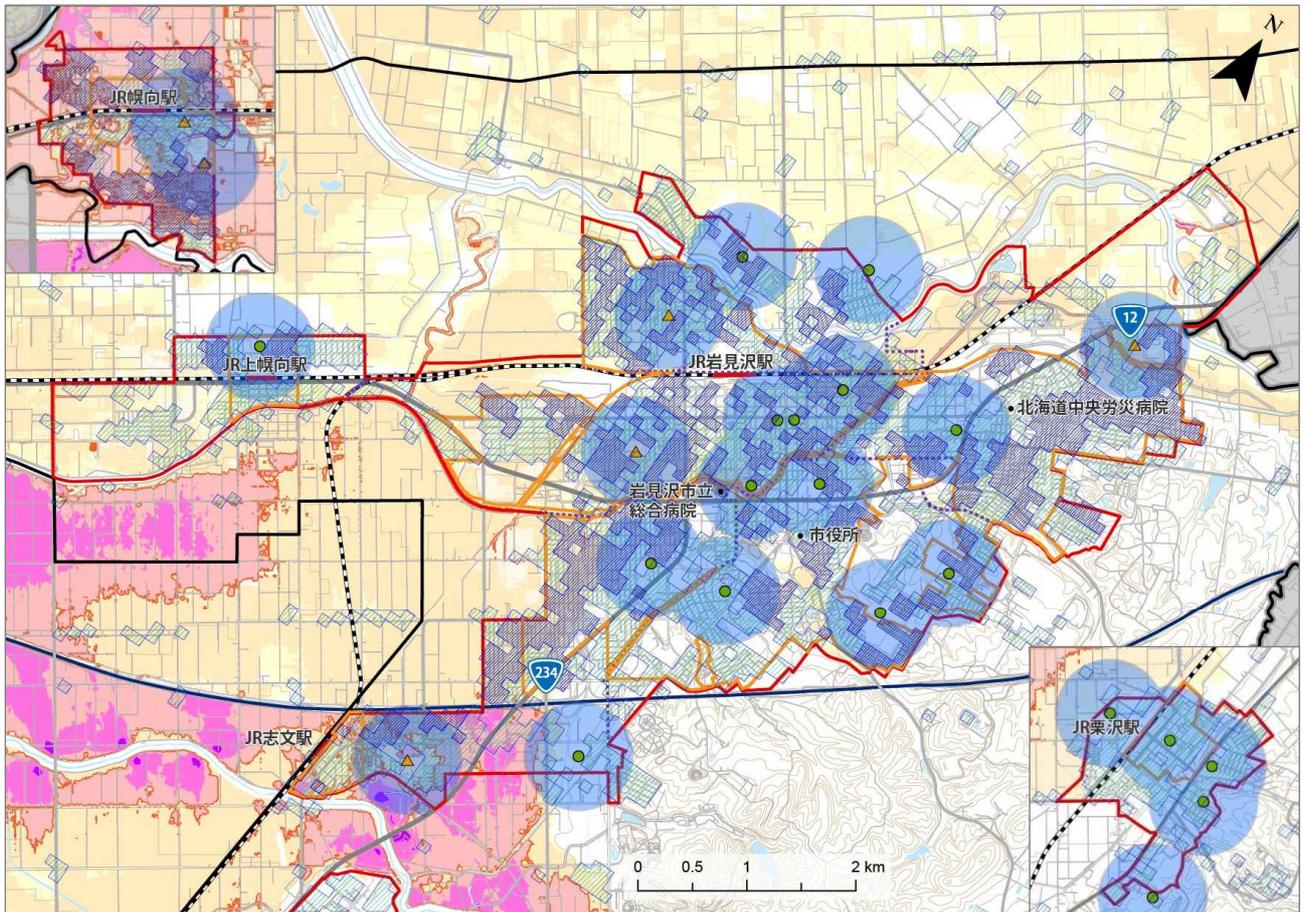


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）および指定避難所の立地状況、人口密度の状況

## (2) 地震災害

### ① 震度分布の状況

岩見沢市で一番被害が大きい地震の際に想定される震度分布をみると、市街地東部や南部を中心に震度6弱のエリアがあるほかは、震度6強の揺れが想定されています。

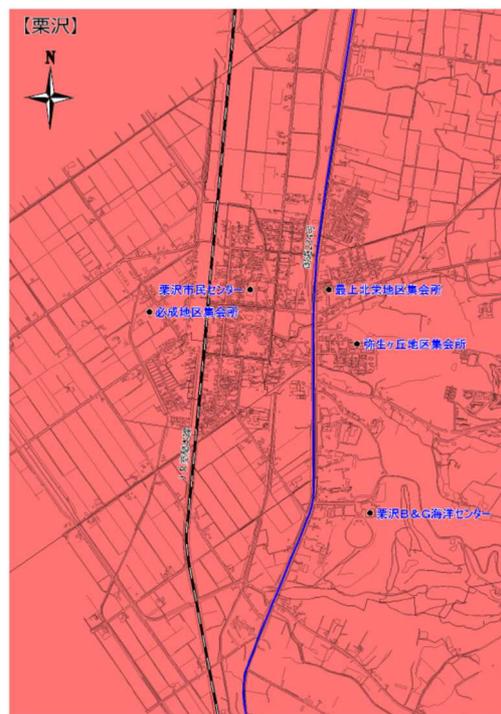
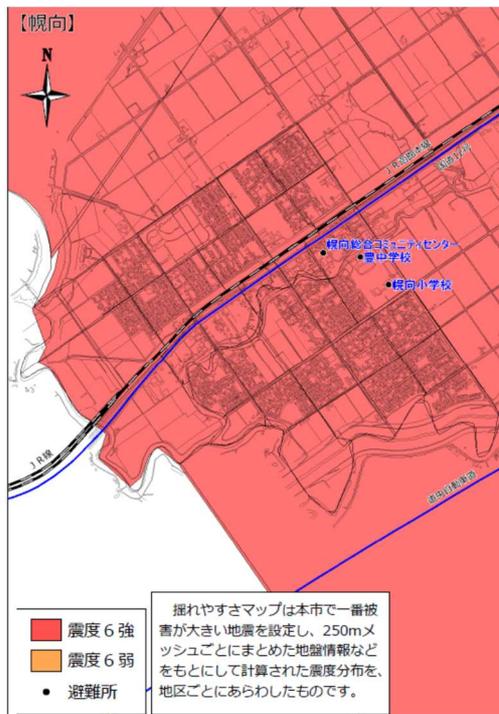
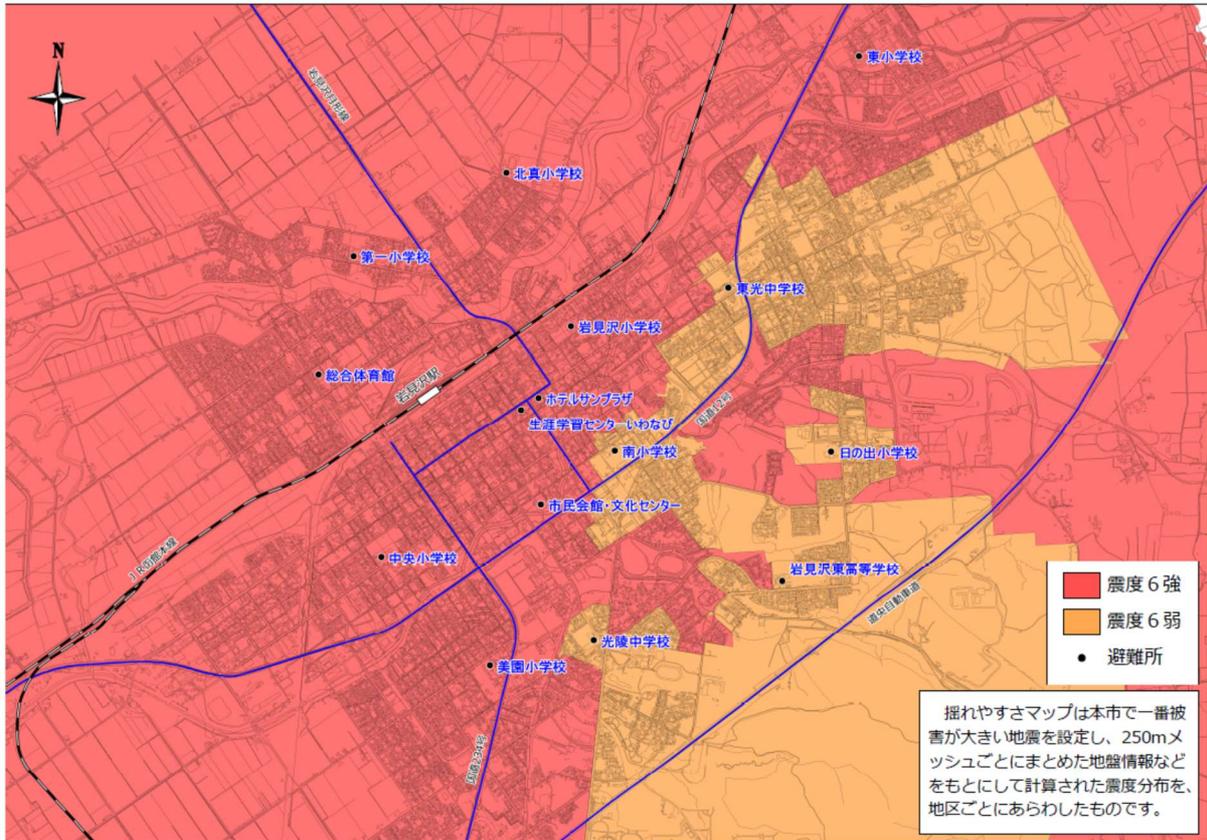


図 岩見沢市の揺れやすさマップ

②地盤の状況

岩見沢市の地盤の状況をみると、市街地の東縁部が台地および山地の一部に、市街地中心部を含めて西部が沖積台地に位置している状況にあります。

台地は粘性土、砂質土および岩盤によって構成されており、比較的強い地盤となっています。

台地の縁辺部には粘性土が広く分布しており、地盤の強さにはばらつきがあります。

低地では軟質な土層が厚く堆積している状況にあり、地盤の弱いエリアとなっています。

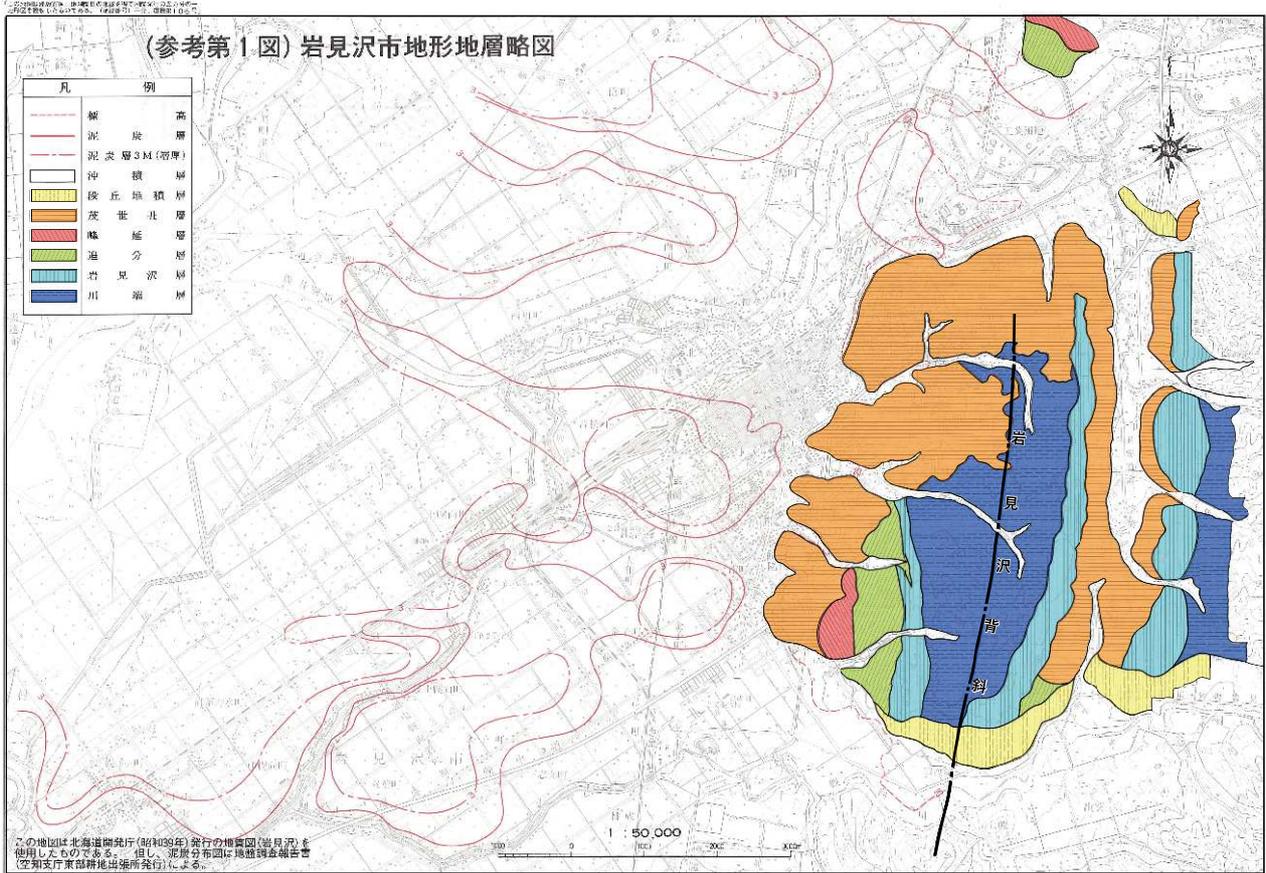


図 岩見沢市の地形地層略図

### ③指定避難所の立地状況

地震の際に利用できる避難所の立地状況をみると、中央地域西部や上幌向地域、幌向地域や南町地域において徒歩圏に避難所が立地していないエリアが多くみられます。

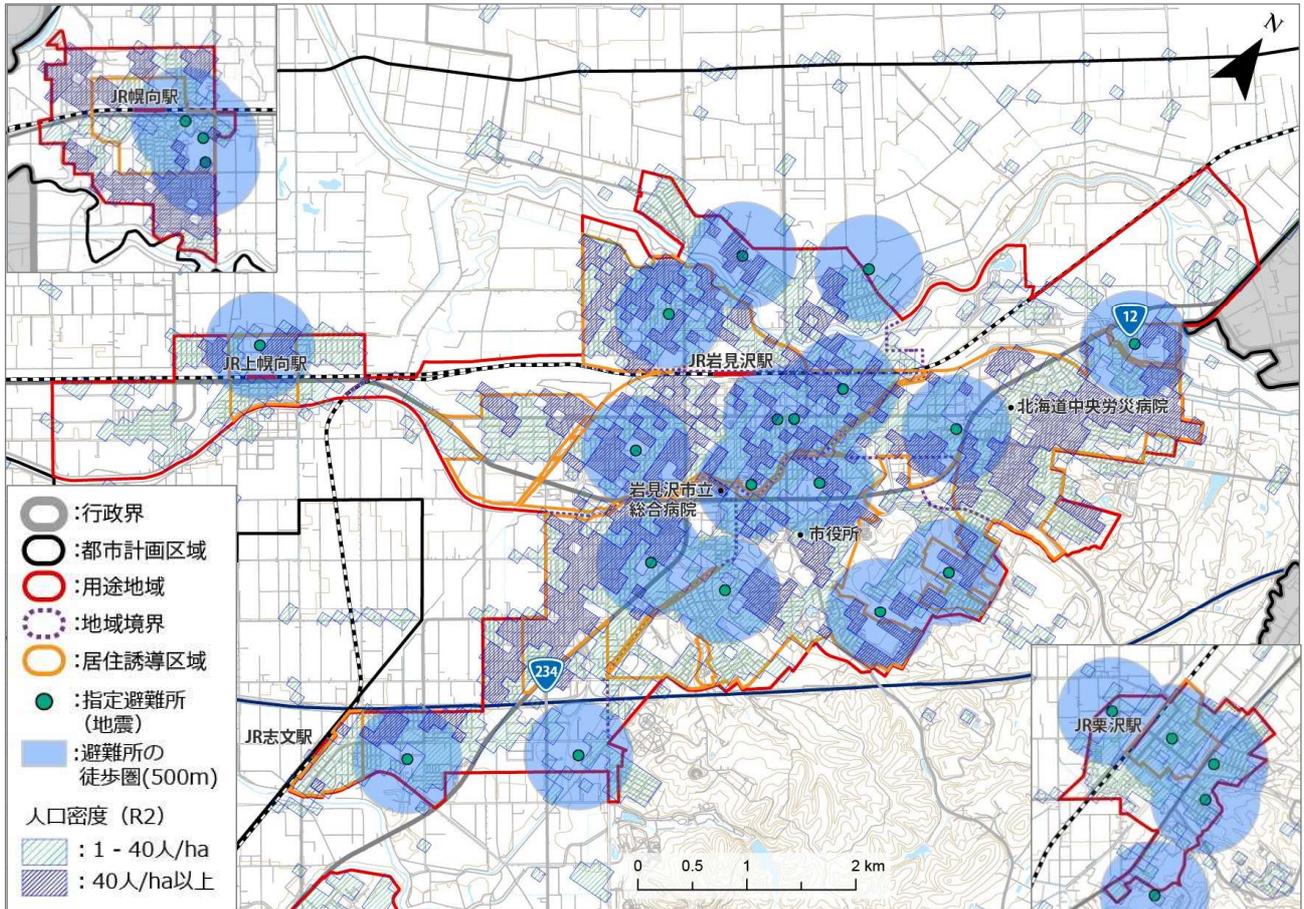


図 地震時の指定避難所の立地状況と人口密度の状況

### (3) 土砂災害

市内には、土砂災害特別警戒区域\*1 が 36 箇所、土砂災害警戒区域\*2 が 58 箇所指定されています。  
このうち、都市計画区域内には、土砂災害特別警戒区域が 18 箇所、土砂災害警戒区域が 10 箇所、  
さらに、用途地域内には、土砂災害特別警戒区域が 1 箇所、土砂災害警戒区域が 1 箇所指定されてお  
ります。

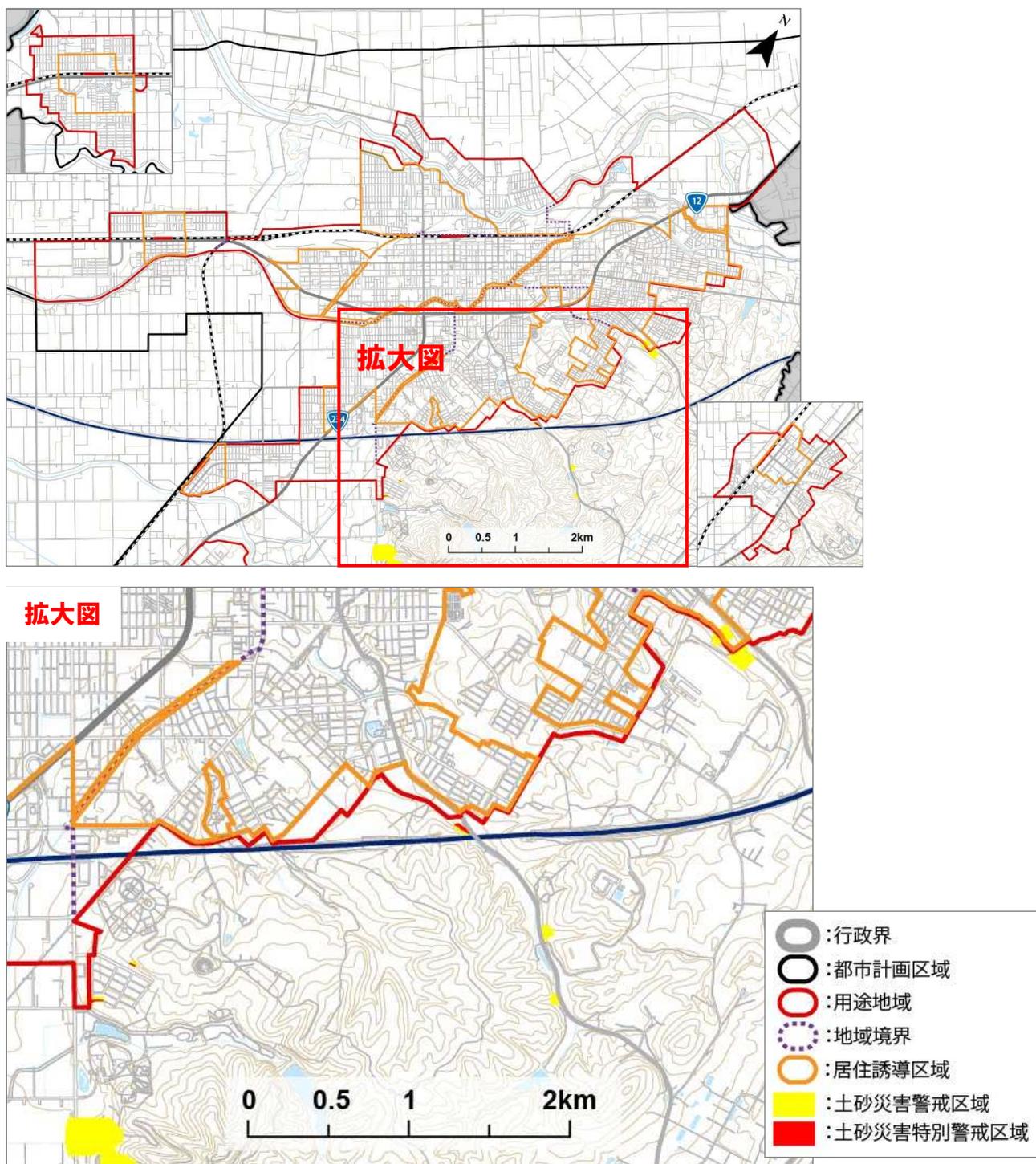


図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

資料: 国土交通省「国土数値情報」

\*1 土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

\*2 土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

#### (4) 防災まちづくりに向けた課題

災害リスクの分析の結果を踏まえて、市全体の課題および地域別の課題を整理しました。

##### ■ 防災まちづくりに向けた課題

災害種別	市全体の課題	地域別の課題
洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度が高いエリアを含め、市街地の広い範囲において浸水が想定される。</li> <li>指定避難所が徒歩圏内に立地していないエリアが多く見られる。</li> </ul>	<p>【幌向地域・南町地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の一部で2階軒下高さに相当する3m以上の浸水が想定される。</li> <li>広い範囲で1日以上浸水が継続すると想定されている。</li> </ul> <p>【中央地域・南町地域・幌向地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域内に多くの要配慮者施設が立地している。</li> </ul> <p>【北地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幾春別川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。</li> </ul>
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度6弱もしくは震度6強の揺れが起こる可能性がある。</li> <li>指定避難所が徒歩圏内に存在しないエリアが広く存在する。</li> </ul>	<p>【幌向地域・上幌向地域・南町地域・北地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が弱いエリアであるため、地震による建物の被害が大きくなることが想定される。</li> </ul>
土砂災害	—	<p>【日の出地域・南町地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部のエリアが土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている。</li> </ul>

■ 防災まちづくりに向けた地域別の課題

【幌向地域・南町地域】

- 広い範囲で1日以上浸水が継続すると想定されている。
- 一部で2階軒下高さに相当する3m以上の浸水が想定される。
- 洪水浸水想定区域内に多くの要配慮者施設が立地している。

【北地域】

- 幾春別川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。

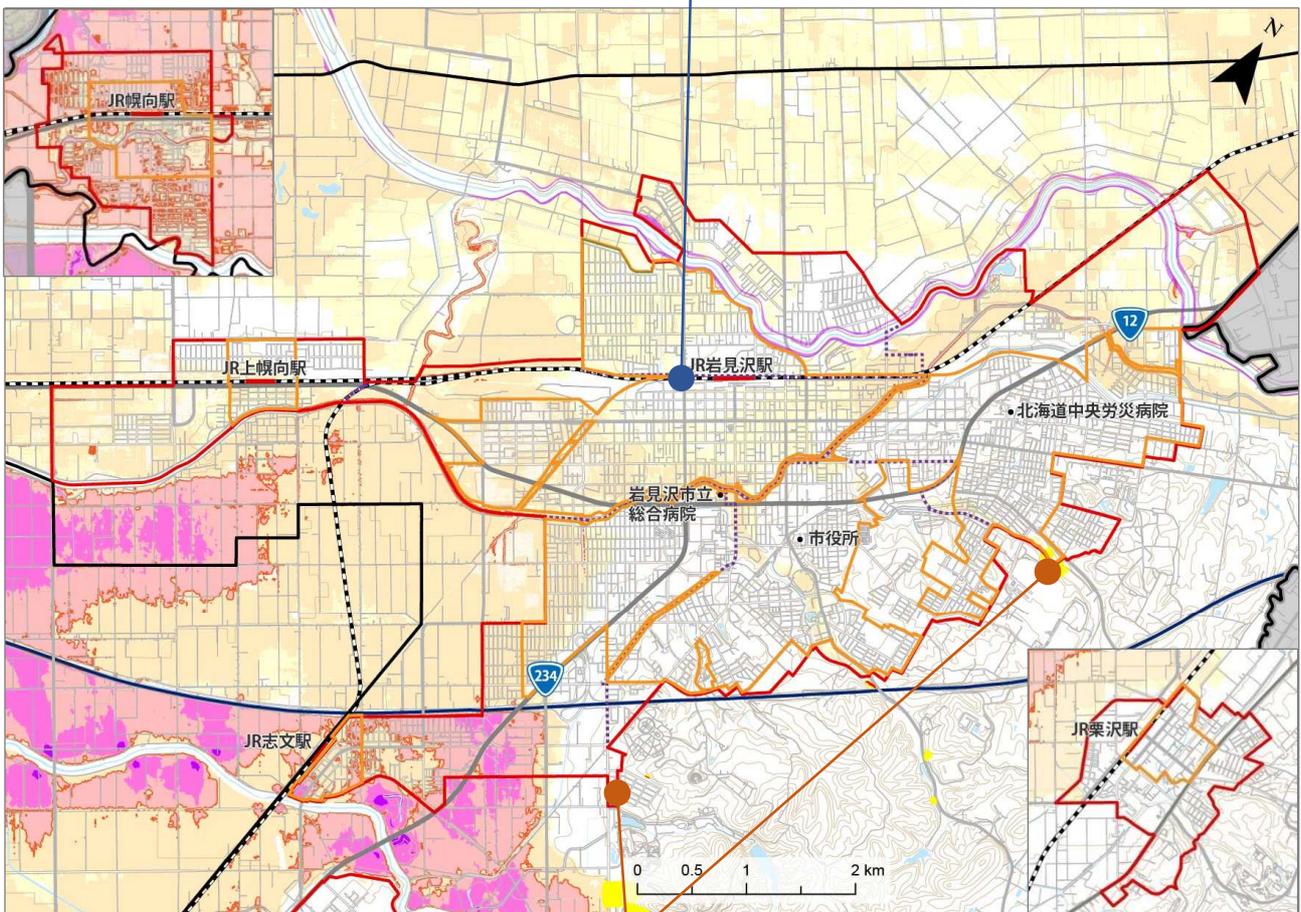
【中央地域・北地域】

- アンダーパス（西10丁目通）が洪水浸水想定区域内にあり、避難が困難になるおそれ。

【幌向地域・上幌向地域

・南町地域・北地域】

- 地盤が弱く、地震による被害が大きくなることが想定される。



【中央地域】

- 洪水浸水想定区域内に多くの要配慮者施設が立地している。

【日の出地域・南町地域】

- 一部のエリアが土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている。



### 3 防災指針における施策

岩見沢市では、防災まちづくりの取組推進に向け、まちづくり方針の1つである「災害に強い安全・安心なまちづくり」の観点から防災指針における施策を次のとおり定めます。

ここでは、都市機能を災害リスクの低いエリアに誘導すること等による「被災リスクの低減」、ハード・ソフト両面からの災害対策による「発災時の安全の確保」の大きく2つの取組方針に基づき施策を進めていきます。

#### ■ 施策の一覧と実施主体

まちづくり方針	取組方針	施策	主体				
			国	道	市	事業者	市民
災害に強い安全・安心なまちづくり	(1)被災リスクの低減	・岩見沢市新病院の整備促進			○		
		・森林の整備、保全	○	○	○	○	○
	(2)発災時の安全の確保	・防災拠点となる公共施設の耐震化			○		
		・避難場所および避難所の指定・整備			○		
		・河川改修等の治水対策	○	○	○		
		・都市の骨格を形成する幹線道路の整備	○	○	○		
		・下水道施設の耐震化、老朽化対策			○		
		・防災意識の啓発と高揚			○	○	○

## (1) 被災リスクの低減

---

### ①岩見沢市新病院の整備促進

老朽化が進む岩見沢市立総合病院については、災害リスクが低く緊急輸送道路である国道 12 号に面した交通利便性が高い北海道中央労災病院用地を建設地とし、整備に向けた取組を進めていきます。

### ②森林の整備・保全

災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災など多様な機能を発揮させるため、造林や間伐等の効果的な森林の整備・保全を推進します。

## (2) 発災時の安全確保

---

### ①防災拠点となる公共施設の耐震化

災害時において迅速かつ的確に対応するため、防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進します。

### ②避難場所および避難所の指定・整備

市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を促進します。

### ③河川改修等の治水対策

気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進するとともに内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進します。

### ④都市の骨格を形成する幹線道路の整備

災害時における迅速な物資供給および救急救助活動のため、都市の骨格を形成する幹線道路の整備を進める必要があり、南 16 号通や西 20 丁目通（4 条通～北 3 条通）の整備に向けた取組を推進します。

### ⑤下水道施設の耐震化、老朽化対策

災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、管路を含めた下水道施設の耐震化等の防災対策を推進します。また、災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策を推進します。

### ⑥防災意識の啓発と高揚

ハザードマップ等を活用し、予想される危険箇所等に関する情報の周知に努めるとともに、市民参加型の防災訓練や防災教育等を通じ、市民の防災に対する意識の啓発と高揚を図ります。

地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成等の支援により、地域における自主的な防災活動を推進します。

また、住民等の自主的な防災活動の指針となる「地区防災計画」の策定に関する普及啓発により、地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画の策定を促進します。

## 4 スケジュール・目標値の検討

防災指針に基づく施策を計画的に進めるため、目標年次に至るまでに取組のスケジュールを設定します。

### ■ 防災指針に基づく取組のスケジュール

取組方針	施策	主体					実施時期の目標	
		国	道	市	事業者	市民	短期 (5年程度)	中長期 (10~20年)
被災リスク の低減	①岩見沢市新病院の整備促進			○				
	②森林の整備・保全	○	○	○	○	○		
発災時の 安全確保	①防災拠点となる公共施設の耐震化			○				
	②避難場所および避難所の指定・整備			○				
	③河川改修等の治水対策	○	○	○				
	④都市の骨格を形成する幹線道路の整備	○	○	○				
	⑤下水道施設の耐震化、老朽化対策			○				
	⑥防災意識の啓発と高揚			○	○	○		

「岩見沢市強靱化計画」を踏まえ、以下の指標を目標値として設定します。なお、今後の「岩見沢市強靱化計画」の見直しに応じて、目標値を再設定します。

### ■ 防災指針に基づく取組の目標値

指標	方向性	基準値	目標値 (R16)
防災拠点となる公共施設の耐震化率	増加	92.4%	97.0%
岩見沢都市計画道路舗装率*1	増加	82.8%	85.4%
下水道重要管路の点検調査率	増加	8.3%	18.3%

\*1 道路用地が都市計画決定どおり確保されており、かつ、車道部分が本舗装されており、供用開始されている区間の割合。

## 第7章 計画の実現に向けて

### 1 定量的な目標値の設定

立地適正化計画は、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に図る必要があることから、おおむね5年ごとに施策の実施状況についての調査、分析および評価を行います。

施策の評価にあたって定量的な目標値を設定します。目標値は、まちづくり方針に対応したものに  
するほか、調査や計算方法が明確になっている指標を採用します。

なお、今後参考とした関連計画の見直しに応じて、目標値を再設定します。

#### ■ 目標値の設定

指標	方向性	基準値	目標値 (R16)	参考とした 関連計画
岩見沢市の施策に対する総合的な市民満足度	増加	72.3% (R3)	75.3%	第6期岩見沢市総合計画
岩見沢市全体の建築系公共施設の延床面積	減少	620,813 m <sup>2</sup> (R3)	533,110 m <sup>2</sup>	岩見沢市公共施設等総合管理計画 (令和6年改訂版)
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設に設定した公共施設数	維持	12 施設*1 (R6)	12 施設	独自設定
市民一人あたりの市内線路線バスの年間利用回数	増加	10.5 回/人・年 (R1)	11.7 回/人・年	岩見沢市地域公共交通計画
総人口に占める居住誘導区域内の人口割合	増加	61.2% (R2)	65%	独自設定

### 2 計画の進行管理

本計画は、おおむね 20 年後を見据えた計画ですが、記載された施策・事業の取組については、PDCA サイクル\*2の考え方にに基づき、おおむね5年ごとに施策の取組の状況の調査、分析および評価を行います。

また、評価等により施策を見直す場合や関連計画の見直しに応じて、本計画の見直しを行います。

\*1 令和7年3月時点で、岩見沢市役所本庁舎、空知総合振興局庁舎、「であえーる岩見沢」、「有明交流プラザ」、「岩見沢市生涯学習センターいわなび」、「まなみーる 岩見沢市民会館・文化センター」、「イベントホール赤れんが」、「岩見沢市コミュニティプラザ」、「岩見沢市自治体ネットワークセンター」、「岩見沢市総合体育館」、「岩見沢スポーツセンター」の12施設が都市機能誘導区域内に立地。

\*2 Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのプロセスを繰り返し、業務効率を改善するフレームワーク。



## 岩見沢市立地適正化計画

■発行 2025年3月

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL 0126-35-4684

FAX 0126-23-7272

E-mail : [toshikei@city.iwamizawa.lg.jp](mailto:toshikei@city.iwamizawa.lg.jp)

<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>

